

三、一千九百五年三月二十一日カブールに於て調印を了せる條約に顧み、英國はアフガニスタンの如何なる部分をも之を併合、又は占領せざることを、及び其内政に干渉せざることを約す、但しアミールにて前記條約に依り、英國政府に與へたる約束を履行せざるときは此限にあらず。

四、邊境に駐在する露國及アフガニスタンの官憲は、政治上の性質を有せざる地方的問題に關し、之を協定せむが爲め直接に交渉することを得。

五、兩國政府は商業上機會均等の主義を維持することを宣明す。

其三西藏に關する協定に曰く、

一、兩國政府は西藏の領土保全を尊重し、一切其内政に干渉せざることを約す。
二、兩國政府は西藏に對する清國の宗主權を承認し、此原則に従ひ、清國政府の仲介に由るの外、西藏と交渉せざることを約す、但し此約束は一千九百六年の英清條約に依りて確認せられたる一千九百四年の英藏條約に影響を及ぼすことなし。

三、兩國政府は孰れも拉薩に代表者を派遣せざることを約す。

四、兩國政府は西藏に於て自己の爲、又は自國臣民の爲、鐵道道路電信鑛山又は其他の特權讓與を求め、若は取得せざることを約す。

五、兩國政府は西藏に歳入が物品を以てすると現品を以てすることを問はず、自己又は自國臣民に對し、擔保に供せられ、若は讓渡せられざるべきことに同意す。

以上の外、英國及露國佛教信徒の嗾囑喇嘛と交渉すること、英國のチユンピヴァレより撤兵すること、及學術上派遣員の西藏に入ることに關する規定あり。

※A

※A(日佛協約に對する露國言論界の批評)

日佛接近を批評するに當り暫くも閑却すべからざる要件は日佛兩國が近來親善なる關係を有するに至りたる一に日露の談判の經過良好なるに原因すること是なり實に日佛接近は日露關係良好の結果に外ならざるなり日露兩國が誠實に鞏固なる協約を結ばんとするの形跡判然するや日佛の間柄は漸次親密の度を加へたり英露協商の進行にも亦少からざる影響を及ぼせり日本は既に佛國が極東に獲たる地位殊に印度支那に於ける特殊的利益を重んずるに吝ならずりき而して佛國は日佛協約の確保に因り亞細亞に於て不測の危害を免かるへし然らば日本は該協約を締結して何等獲る所なきや否、決して左にあらず該協約は日英同盟と相待ち日本をして近年獲得せる其利

益を平穩に使用せしむるの便宜を與ふへし巴里東京兩政府の交渉は日露通商條約談判と並行して英露兩國の承認を得たるものなれば兩條約は正に聯關し共に亞細亞の平和と極東の政治的均勢を保持すべきものなり

*B露紙の批評の一節に曰く

ポーツマス條約第十一條漁業問題に關するものは戰勝者に與ふる優典を以してたるに依り我が外交家の苦心一方ならざりしかど條文の曖昧漠然たる愈々第十一條を編成せるに先てる談判に當りて日本人が自ら其要求の程度を減縮したる事情とは我が外交官をして難關を切り抜くを得せしめたり、此に依りて我が全權は漁業地を區劃をして二段と爲すを得たり、即ち沿岸地方及び曲江(プーフタ)灣(ザリーウ)及び河川(レカ)に於ける地方是也

前者に於ては我が權利を以て日本人の權利と等うし唯土人及び露國移住民が其の欲する所に意の儘に漁區を得るの權利を有すとの條件を附したり、予輩の聞く所に依るに此條件は日本全權より最も強硬の抗拒を受けたりとのことなるが此の箇條を設けたるは土人の利益に取り最も重大なるものにして極東に對する我が植民の獎勵と爲るや疑ひなし、東洋に於ける露國漁業の中心たる所謂(黑龍江口灣)に於ける漁業問題を我が漁業に取りて好都合に解決するは最も重大の事たりき、此の事に關し吾人が日本人に與へたる唯一の讓歩は向後日本人の該地方に入るを許したるにあれども漁業家をして漁撈の爲め必ず露國労働者を使用せしむる現行河川漁業法を十分遵奉せし

むる條件を以てしたり
吾人に取りて有益なる前記條件の無償にして得られたるに非ざるは論を俟たず、凡そ條約なるものは互讓主義に基づくものなり、故に吾人も日本人に許すに海岸に地面を貸下げ我が沿岸に於て魚を鹽漬製造し漁撈及び魚類輸送の爲め自己の船を利用する等の事を以てしたり

されど我が不利なる戰役にて作られたる不利益なる状態を一顧したらんには漁業協約は兎に角十分の結果を得たるものと云はざるべからず、悉くの河川と三十四個所の閉鎖されたる灣とは露國漁業の爲めに守られ既に太平洋沿岸に移住したる露國移住民の權利は十分に確保せられたり、且つ日本漁業の區域に於ても將來廣く沿岸に植民するの餘地を與へられ日本漁業の許されざる地方よりすら日本に漁業を無税にて輸入するの目的を達し遂に黑龍江口灣に於ける漁業は露國人民の要求する如き條件に規定せられたり

日露新協約の主旨大要右の如くにして此の協商たる晚近日本が歐洲列國と締結し極東の平和安寧を確保するを目的とする協約の綱に加へらるゝ一鍵環のみ

然れども之れと相並んで吾人若し彼の日本と同盟を締結したる英國より己れを安全にせずんば未だ完全なりと云ふ可からざらん、我が國と英國との接近は我輩の確信する所に依るに着々進捗すと云へば日ならずして具體的とならんこと期して待つべし本件に關する交渉談判の好結果が一面亦た極東の平和に好影響を及ぼさんこと疑ひ

なし

若し夫れ露國に至りては今回成立せる日露協約と云ひ將に締結せられんとする露英協約と云ひ其外部を安全ならしめ吾人をして現時の國情に對する目的に我が政略を傾くるを得せしむるものなり、今や不利の戦役と内訌とに依りて作られたる状態は露國をして其實力と需要とに相當せざる計圖を放棄するの已むを得ざるに至らしむる者なり、今日首として露國に必要なは安息と其必要缺くべからざる利益を保護することとなり、國際的葛藤を避け且つ成るべく之を豫防することは我輩の視る所に依るに是れ目下我が外交の要義とする所なり、今日締結せられたる日露協約は實に全く此の主義に符合す、吾人は此協約に依り日本を掣肘すると共に日本が清國就中我が鐵道の敷設せられて我が利益の範圍に屬する北滿洲に於て我が平和的行動に迷ふの行動を執らざるべき一種の保證を得るものなり、又た一方よりは清國政府も日露の間に鞏固なる協約の存する以上日露を離間する政略を施すに由なく勢我が正當の利を尊重するに至らん、吾人が日露協約に依りて得る所の利益此の如し

若し夫れ日本に至りては日露協約は日英及び日佛協約と相並んで其現在の位置を鞏固にし其の新領土及其他の獲得物を自由に利用するの便を得せしむべし、協約に互讓は固より免れざる所なるも遂に其の協約の成立したるは慶すべく此の協約が極東の平和を鞏固にし我と我が曩日の敵との間に蟻まれたる不信用を一掃するに至らんと期して待つ可し

*C

*C 寬城子問題

ポーツマス條約第六條に依り露國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及び其支線井に之れに附屬する一切の權利、特權、財産等を日本國政府に移轉讓與することを約したるが其の後三十八年十月三十日四平街に於て我滿洲軍參謀福島少將井に露國滿洲軍參謀次長オーフスキ少將の締結せる日露兩軍滿洲撤兵手續又鐵道線路引渡順序議定書に依り露國より日本に引渡すべき鐵道の最北端を確定することと之れを外交上の交渉に讓る事に協定せられたるを以て帝國政府は本邦公使に訓令し本件に關する帝國政府の所見を披瀝し寬城子停車場全部の引渡を露國政府に請求せしめたるに之に對し露國政府は理論上帝國政府の要求に同意し難きも本問題は専ら實際の便宜により之を決定するを以て得策と爲すものなるに依り日露兩國鐵道連絡條約の締結せらるゝ迄は本件の決定を延期し同條約締結の際連絡に關する實際の便宜に基づき之を決定せんことを提議したるを以て帝國政府は右延期に對して同意を表し之と同時に本問題に關する帝國政府從來の主張を全然保留し且つ鐵道連絡に就きては至急双方より専門の委員を派遣し現場に於て調査の上双方に便宜なる方法を協定すること、なし其れ迄の間は取り敢ず本年五月三十一日の中村少將ウキット覺書に定めたる所により第七十八號待避停車場の横斷中央線迄の鐵道を受領すべきこと回答したるに露國外務大臣は之に對し同意を表せり

*D 滿洲に於ける日露鐵道接續業務に關する假條約

第四編 最近に於ける極東全政局の結果 第一章 日露戰爭より生したる諸協約

日本帝國政府及露西亞帝國政府は千九百五年八月廿三日、ポーツマウスに於て兩政府間に調印せられたる講和條約第八條の規定に従ふ滿洲に於ける日本國及露西亞國の鐵道接續業務に關する條約を締結することに決定し之が爲兩國委員會同の上假條約として左の諸條款を協議決定せり

尙ほ此の條約中一方に於て南滿洲鐵道會社及他の一方に於て東清鐵道會社に關する規定は兩國政府に於て各當該會社をして之を正確に履行せしめむが爲必要なる措置を執ることを互に約定せり

第一條 兩鐵道線の連絡は東清鐵道寬城子停車場の境界線に於て之を行ふべし南滿洲鐵道會社の採用せる線路軌間を以て同鐵道長春停車場より東清鐵道寬城子停車場の限界まで其の線を延長すべく東清鐵道會社は南滿洲鐵道會社の敷設に係る日本の該延長線に接續して之と同一軌間の線路を寬城子露國停車場の乗降場に至るまで敷設すべし東清鐵道會社は寬城子露國停車場の乗降場より同停車場の限界迄一米突五二四の軌道幅(即五英尺の露西亞軌道幅)を以て其の線路を延長敷設すべし尙滿洲鐵道會社の敷設に係る該露國延長線に接續して之と同一軌間の線路を長春日本停車場の乗降場に至る迄敷設すべし

第二條 日露兩鐵道線の連絡點及該連結の方法は兩會社間の合意を以て之を決定すべし南滿洲鐵道會社及東清鐵道會社は其の線路連結の外尙ほ雙方線路軌間の相異なる結果として必要となりたる終點停車場に於ける旅客及貨物の直接交通を計

り且つ成るべく短少の時間と成るべく小額の費用を以て貨物の積換を行ふが爲必要なる諸般の設備を爲すべし

第三條 兩鐵道會社は各自の地域内に於ける建築設計を自ら決定するの權利を保留すは各會社の負擔とす而して該工事は兩會社に於て成る可く速に且成るべく同時に之を竣成せしむべし

第四條 鐵道線路乗換及積換の設備并に其他各鐵道所屬地域内に於ける附屬物件の維持は各會社の負擔とす

第五條 南滿洲鐵道及東清鐵道間の輸送は左記の條件に従ひ之を行ふべし南滿洲鐵道の旅客列車は同列車に依り輸送せらるゝ旅客手荷物及其他の物件を搭載の儘日本線路に依り寬城子の露國停車場に至るべく東清鐵道の旅客列車は同列車に依り輸送せらるゝ旅客手荷物及其他の物件を搭載の儘露國線路に依り長春停車場に至るべし

南滿洲鐵道の貨物列車にして東清鐵道線に向ふものは日本線路を経て寬城子の露國停車場に至り同所にて該貨物を露國鐵道に引渡し若し積換すべく東清鐵道の貨物列車にして南滿洲鐵道線に向ふものは露國線路を経て長春の日本停車場に至り同所にて該貨物を日本鐵道に引渡し若し積換すべし

第六條 兩鐵道の接續を目的とする列車運轉時間表は兩鐵道會社事務局合意の上之

を調製すべし

第七條 兩鐵道終點停車場間通行の間旅客の貨物より徴收すべき料金は南方より北方に向ふものは南滿洲鐵道線路の現行運賃率に依り北方より南方に向ふものは東清鐵道の現行運賃率に依りて之を徴収すべし

兩會社の線路に依れる運搬の爲に徴收したる收入の分配は兩會社事務局間に締結すべき協定に従て之を行ふべし

第八條 兩會社は互に他方に屬する接續線路の積換設備を無賃にて使用すべし

第九條 兩鐵道會社は旅客の貨物の正確なる運輸を確實ならしむるに充分なる列車運轉業務を相互に協定組織し且つ此業務の利益に基き作業々務に關する諸規則及規定を設くべし

第十條 列車運轉業務、旅客の運送、貨物の積換、信號事務等に關し本條約に基き追て設くべき一切の規定は兩會社間に於て各自政府の正式認可を経べき特別の取極を以て之を定むべし運送機關の相互的使用、兩會社使用人間の關係並に收入の分配に付會社に歸すべき配當額を定むるの方法は追て前記の如き取極を以て之を制定すべし

第十一條 本條約に規定せる事項に付若は其の他本條約に規定せる兩會社相互間の關係に關する一切の事項に付き兩會社事務局間に意見の一致せざることある場合には兩國政府に於て意見交換の上其の協議決定を以て之を解決すべし右證據とし

て日本國特命全權公使及露西亞國外務大臣は本假條約に記名調印するものなり
追加條款

第一條 日本帝國政府及露西亞帝國政府は兩國諸鐵道間に旅客及貨物の直接交通を開始せむことを希望し之が爲成るべく速に特別協定の締結を圖らむことを約定す

第二條 下に記名する日本國特命全權公使本野一郎及露西亞國外務大臣アレキサンドル、イスヴァルスキーは長春吉林間の鐵道線路敷設せらるゝまで兩鐵道接續業務假條約第五條を採用することに同意したるに依り兩締盟國は追て該鐵道敷設せられたるときは東清鐵道に依り北方より來りて吉林又は大連に向ふ旅客の轉乘及吉林線又は南滿洲鐵道線に依り來着して北方に向ふ旅客の轉乘は長春の日本停車場に於て之を行ふべきことを約定す之が爲關係兩會社間に追て特別の協定を締結すべし

第三條 本日調印の假條約に規定せる工事竣成前と雖滿洲に於ける鐵道接續業務の實行を期せむが爲め南滿洲鐵道會社は寬城子の露國停車場附近に假停車場を建設すべし且日本假停車場並に寬城子露國停車場間に旅客列車に依り運送せらるゝ旅客、小包、手荷物及其他物品の轉送及貨物の積換を行はむが爲兩會社は各自此の目的に必要な設備を爲すべし

議定書

滿洲に於ける日本及露國鐵道接續假條約に記名するに方り兩締盟國は寬城子停車場

及石碑嶺並に陶家屯炭坑に關する或る問題を協定するの有益なることを認めたるに依り左の條款を協定せり

第一條 寬城子停車場及其の附屬物件は原則上日本國及露西亞國の共有物なりと雖實際の便宜上該停車場及其の附屬物は露西亞國の專有に屬すべく之が爲め露西亞國政府は日本國が寬城子停車場及其の附屬物件の共同所有權を放棄したるの報償として露貨五拾六萬參百九拾參ルーブルを日本國政府に支拂ふべし

第二條 露西亞國政府は兩鐵道接續假條約に記名後成るべく速に本議定書に添付せる圖面中二二三號を以て示したる地點の南方に在る一切の鐵道及一切の附屬物件并に石碑嶺及陶家屯の炭坑及一切の附屬物件を總て現形の儘之を日本國政府に引渡すべし日本國及露西亞國政府は前記條約に記名後直に南滿洲鐵道會社并に東清鐵道會社に對し相互前記の鐵道及其の附屬物件并に前顯炭坑の受渡に必要なる訓令を發すべし

第三條 日本國政府は追て寬城子露國停車場と長春市街の間に於て長春日本停車場を建設すべき場所を選定することを兩締盟國間に約定す

吉林鐵道線路建築の場合に日本國政府は長春停車場の境界以前に於て寬城子露國停車場と長春市街の間に通ずる主要なる道路と鐵道線路と交叉する點には該鐵道會社をして踏切若は陸橋を建設せしむることを努むべし

第四條 日露兩鐵道會社の間に締結すべき相互鐵道間の旅客及貨物の轉送に關する

詳細の規則は鐵道接續假條約調印後成るべく速に關係兩會社間に協商決定すべし本件に關する兩會社委員の會合すべき場所及時日は最も雙方の便宜となるべき方法に依り追て之を定むべし

第五條 本日締結せられたる條約は該條約の追加條款第三條に掲ぐる日本假停車場の建築竣工を告ぐる時より實行せらるべきことを兩締盟國間に約定す

* 日露通商航海條約

日本國皇帝陛下及全露西亞皇帝陛下は兩國通商上の關係を進捗せしめんことを希望しポーツマスに於て調印せられたる媾和條約第十二條の規定に基き公正の主義と相互の利益を基礎として一の通商航海條約を締結することに決し各其全權委員を命じ左の條約を協定せり。

第一條 兩締約國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て其の國の法律に遵由し何れの所に到り旅行し又は居住するも全く隨意たるべく而して其の身體及財産に對しては完全なる保護を享有すべし

該臣民は其の權利を伸張し及防護せむが爲自由に且容易に裁判所に訴出ることを得べく又該裁判所に於て其の權利を伸張し及防護するに付内國臣民と同様に代言人、辯護人及代人を選擇し且使用することを得べく而して右の外司法取扱に關する各般の事項に關して内國臣民の享有する總ての權利及特典を享有すべし

注居權、旅行權及各種動産の所有、遺言、其の他の方法に因る動産の移轉、及合法に取得

する各種財産の處分に關し兩締約國の一方の臣民は他の一方の版圖内に在りて内國臣民又は最惠國の臣民若は人民と同様の特典自由及權利を享有し且此等の事項に關しては内國臣民又は最惠國の臣民若は人民に比して多額の税金又は賦課金を徴收せらるゝことなかるべし

兩締約國の臣民は他の一方の版圖内に於て其の心に關し完全なる自由を享有し及法律、命令及規則に従て公私の禮拜を行ふことを得并其の宗教上の慣習に従ひ埋葬又は火葬の爲設置保存せらるゝ適當便宜の地に自國人を埋葬又は火葬するの權利を享有すべし

農業、不動産の所有權并其の他何等の名義を以てするを問はず土地の保有に關する各般の事項に付ては露西亞國に於ける日本國臣民及日本國に於ける露西亞國臣民は最惠國の臣民又は人民と均等の取扱を受くべきものとす

何等の名義を以てするも該臣民をして内國臣民又は最惠國の臣民若は人民の現に納付すべきものに異るか又は之より多額の賦課金又は租税を納付せしむるを得ず兩締約國の一方の臣民にして他の一方の版圖内に住居する者は陸軍、海軍、護國軍、民兵等に論なく總て強迫兵役を免かれ且其の服役の代として取立る所の一切の納金を免かれ又一切の強募公債及軍事上の賦課金又は捐資を免かるべし

前記の免除は不動産の所有に附着する所の賦課金及一般の内國臣民が不動産の所有者、小作人、賃借者又は保有者として負擔することあるべき軍事上の賦役及徵發を

包含せざるものとす

第二條

兩締約國の間には相互に通商航海の自由あるべし

兩締約國の一方の臣民は他の一方の版圖内何れの所に於ても其の國の法律命令及規則に遵由して總て工業又は手工業に従事し正業に屬する各種の生産物、製造品及貨物の卸賣又は小賣營業に従事するを得べし右營業に従事するには自身に之を爲し又は代理人を以てし或は一人にて之を爲し又は外國人若は内國臣民と組合を結ひて之を爲すも隨意たるべく又家屋、倉庫を所有し、之を借受け又は占有し且住居する爲又は職業を營む爲に土地を借受くることを得但し内國臣民と同様其の國の法律警察規則及税關規則を遵守するを要す

該臣民は他の一方の版圖内の各地、諸港及諸河にして外國通商の爲に開かれ又は開かるべき場所へ船舶及貨物を以て自由に到るを得且通商航海に關しては政府、官吏、公吏、一人、會社其の他何等の施設たるを問はず其の名義に於て又は其の利益の爲に賦課する税金又は取立金は其の性質又は名稱の如何を論せず内國臣民の拂ふ所に異るか又は之より多額のもの拂ふことなく内國臣民と同一の取扱を受くべきものとす

然れども本條及び本條中に掲ぐる規定は兩國の一方に於て現に行はれ又は行はるべきあるべき商業、工業、手工業、職業、所有權、警察、公安及衛生に關する特別の法律、命令及規則にして外國人一般に適用すべきものには何等の影響を及ぼさざるものとす

第三條 兩締約國の一方の臣民が他の一方の版圖内に於て住居、商業又は工業の爲に供する家宅、倉庫、店舗及之に屬する構造物は侵すべからず又帳簿、書類又は簿記を検査點閱すべからず但し内國臣民に對し法律、命令及規則を以て制定せる條件及定式に據る時は此の限に在らず

第四條 日本國皇帝陛下の版圖内の生産又は製造に係る物品を何れの地よりするも全露西亞國皇帝陛下の版圖内に輸入し又全露西亞國皇帝陛下の版圖内の生産又は製造に係る物品を何れの地よりするも日本國皇帝陛下の版圖内に輸入するときは總て他の各外國の生産又は製造に係る同種の物品に賦課する税に異なるか又は之より多額の税を賦課せらるゝことなるべし

兩締約國の一方の版圖内へ他の各外國の生産又は製造に係る物品の輸入を禁止するに非ざれば他の一方の版圖内の生産又は製造に係る同種の物品は何れの地より輸入せらるゝも之を禁止することなるべし此規定は人類の安全並農業に有用なる家畜及植物の生存を保護するに必要なる衛生上其の他の禁止に適用すべからざるものとす

第五條 兩締約國の一方の版圖内より他の一方の版圖内へ輸出する一切の物品には他の外國へ輸出する同種物品に對し賦課し又は賦課すべきものに異なるが又は之より多額の税金又は賦課金を賦課することなるべし又兩締約國の一方の版圖内に

於て他の各外國に向ふ物品の輸出を禁止するに非ざれば他の一方の版圖内へ同種の物品を輸出することを禁止せざるべし

第六條 兩締約國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て内地通過税、保税倉庫、獎勵金、便益及戻税に關し最惠國の臣民又は人民と全く均等の取扱を受くべし

第七條 日本國皇帝陛下の版圖内の諸港へ日本國の船舶を以て適法に輸入し又は輸入せらるべき物品は亦露西亞國の船舶を以て同様に之を右諸港に輸入することを得此の場合に於ては何等の名稱を以てするを問はず日本國船舶が右様の物品を輸入するときは賦課すべきものに異なるか又は之より多額の税金又は賦課金を賦課せざるべし又全露西亞國皇帝陛下の版圖内の諸港へ露西亞國の船舶を以て適法に輸入し又は輸入せらるべき物品は亦日本國の船舶を以て同様に之を右諸港へ輸入することを得此の場合に於ては何等の名稱を以てするを問はず露西亞國船舶が右様の物品を輸入するときは賦課すべきものに異なるか又は之より多額の税金又は賦課金を賦課せざるべし右相互對等の取扱は右物品の直に原産地より到ると其の他の場所より到るとを問はず必ず之を爲すものとす

輸出に關しても前項の場合と同様全く均等の取扱を爲すべし故に締約國の一方より適法に輸出せらるべき物品は其の輸出の日本國船舶に依ると露西亞國船舶に依るとに拘はらず又其の仕向先の締約國の一港たると第三國の一港たるとを問はず締約國の版圖内に於ては之に課するに同一の輸出税を以てし又之に許すに同一の

獎勵金及戻税を以てすべし

第八條 政府、官吏、公吏、一人、會社、其の他の施設の名義に於て又は其の利益の爲に賦課する噸税、港税、水先案内料、燈臺税、檢疫費、其の他之と類似の取立金は其の性質及名義の如何に拘はらず同一の條件を以て且同様の場合に於て内國船舶一般に課するものに非ざれば兩締約國の一方は其の版圖内の港に於て之を他の一方の船舶に課せざるべく此の如き均等の取扱は兩國の船舶が何れの場所より來り又何れの場所に往くものたりとも相互同一たるべきものとす

第九條 兩締約國の一方は其の版圖内の港、灣、船渠、碇泊所又は河川に於て船舶の擊留貨物の船積及船卸に關する一切の事項に就き他の一方の締約國の船舶が均霑せざる特典を自國の船舶に許與せざるべし兩締約國の意思は本件に關しても亦兩國船舶に對し互に全く均等取扱を爲すに在るものとす

第十條 兩締約國の沿海貿易は本條約に於て規定するの限に在らず各其の法律、命令及規則に従ひ之を規定すべきものとす然れども全露西亞國皇帝陛下の版圖内に於ける日本國臣民又は日本國皇帝陛下の版圖内に於る露西亞國臣民は此の事項に關しては各右法律、命令及規則を以て他の外國臣民又は人民に許與し又は許與せらるべき諸權利を享有するものとす

全露西亞國皇帝陛下の版圖内の二箇以上の港へ仕向けたる荷物を外國に於て積載したる日本國船舶及日本國皇帝陛下の版圖内の二箇以上の港へ仕向けたる荷物を

外國に於て積載したる露西亞國船舶は外國貿易を許されたる仕向港の一に於て其の積荷の一部を陸揚し而して其の最初に積載したる荷物の剩餘を陸揚する爲他の一港又は數港へ進航することを得べし但し常に兩國の法律及税關規則に従ふべきものとす

第十一條 兩締約國の一方の軍艦又は商船にして暴風、其の他の危難に遭遇し避難の爲己むを得ず他の一方の港に進入するものは内國船舶の拂ふべきものの外何等の賦課金を拂ふことなく其の港に於て修繕を爲し一切の需用品を求め再び航行するを得べし但し商船の船長にして其の費用を支辨する爲其の積荷の一部を賣却するを要する場合には該船長は其の寄港地の規則及税表を遵守すべきものとす

兩締約國の一方の軍艦又は商船にして他の一方の沿岸に於て難破し又は淺瀬に乘上げたるときは地方官より其の事件の生じたる地方に駐在する總領事、領事、副領事又は代辨領事へ其旨を通知すべし若其の地方に領事官在らざるときは最近地方の總領事、領事、副領事、又は代辨領事へ之を通知すべし全露西亞國皇帝陛下の領水にて難破し又は淺瀬に乘上げたる日本國船舶の救助に關する一切の手積は露西亞國法律、命令及規則に従て之を爲すべく又相互の主義に基き、日本國皇帝陛下の領水にて難破し又は淺瀬に乘上げたる露西亞國船舶に關する一切の救助處分は日本國法律、命令及規則に従て之を爲すべし

右の如く難破し又は淺瀬に乘上げたる船舶、其の器具、其の他一切の附屬品、該船舶よ

り救上げたる貨物及商品、右等の諸物件にして海中に投棄せられたるもの又は之を賣却したるときは其の收得金並該遭難船内に發見せられたる一切の書類は右船舶の持主又は代理人より要求するときは之に引渡すべし右持主又は代理人の現場に在らざるときは内國法律に定めたる期間内に當該總領事、領事、副領事又は代辦領事より請求あれば之を引渡すべし而して右領事官、持主又は代理人は内國船舶難破の場合に於て拂ふべき物品保有費、難破救助費其の他の費用のみを拂ふべきものとす難破船より救上げたる貨物及物品は消費の爲に通關手續を爲すものに非ざれば一切の關稅を免除すべし但し消費の爲に賣捌く場合には普通の關稅を納むるを要するものとす

兩締約國の一方の臣民に屬する船舶にして他の一方の版圖内に於て難破し又は淺瀬に乗上げたるとき其持主又は船長其の他の代理人が不在の場合又は現場に在りて之を請求する場合には當該總領事、領事、副領事又は代辦領事は其の自國民に必要なる補助を與ふる爲干與することを許さるべきものとす

第十二條 本締約の目的に關しては日本國の國法に従ふ日本國船舶と看做さるべき一切の船舶は之を日本國船舶と認め又露西亞國の國法に従ふ露西亞國船舶と看做さるべき一切の船舶は之を露西亞國船舶と認むべし

兩締約國の一方より交付したる船舶積量測定證書は追て兩國間に協定すべき特別の取極に依り他の一方に於て之を承認すべし

第十三條 兩締約國の一方に屬する軍艦又は商船の乗組員にして他の一方の版圖内に於て脱船する者あるに際し右船舶所屬國の領事又は其の代理官より其逮捕、引渡の事を地方官に依頼するときは該地方官は其の權力の及ぶ限り該脱船人を逮捕し且之を引渡す爲助力を爲すを要するものとす

第十四條 兩締約國は其の一方の通商、航海及工業を他の一方に於て總て最惠國の基礎に置く意志を有するに因り通商、航海、工業及手工業に關する一切の事項に關し其の一方より他の各外國の政府、船舶、臣民又は人民に既に許與し又は將來許與すべき一切の特典、殊遇又は免除は他の一方の政府、船舶、又は臣民にも即時に且條件を附せずして之を許與すべきことを約す

第十五條 兩締約國の一方は他の一方の港、都府及其の他の場所に總領事、領事、副領事及代辦領事を置くことを得べし且し領事官の駐在を認可するに便宜ならざる場合は此の限りに在らず

然れとも右の制限は他の諸外國に對し之を適用するに非されは一方の締約國に對して之を適用することを得ざるものとす

總領事、領事、副領事及代辦領事は相互の條件を以て一切の職務を執行し且其の駐在國に於て最惠國の領事官に現に許與し又は將來許與せらるべき一切の特典、特權、免

除及職權を享有することを得へし
日本國政府より露西亞國に派遣する外交代表機關及正式領事館并之に附屬する諸官吏は新聞雜誌并學術、技藝及文學の著作物の檢閲に關し相互の條件を以て完全なる自由を享有すへし

第十六條 兩締約國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て法律に定むる所の手續を履行するときは特許、商標及意匠に關し内國臣民と同一の保護を受くへし
兩締約國は成るべく速に工業及商業所有權の保護に關し相互條件を基礎として一の條約を締結せむか爲商議を開くことを約す

第十七條 本條約は批准交換後二箇月を経て實施せられ左に規定したる方法に依り終了する迄効力を持續すへし

兩締約國の一方は明治四十三年七月十七日即千九百十年七月四日(十七日)以後は本條約を終了せむことを欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すへし而して此の通知を爲したる後十二箇月を経過したるときは本條約は全然消滅に歸すべきものとす

第十八條 本條約は批准せらるへし而して其の批准書は成るべく速に且如何なる場合に於ても調印後四箇月以内に東京に於て交換せらるへし

右證據として兩國全權委員は本條約に記名調印するものなり
明治四十三年七月二十八日即千九百七年七月十七日(二十八日)聖彼得堡に於て之を

作る

別約

左記の留保は外國との貿易及關係に一般に適用せらるゝ規定と毫も關係を有せざる例外のものなるに因り本條約に抵觸せざるものと看做す但し如何なる場合に於ても左記諸例外の爲の外は本條約に定めたる内國臣民待遇及最惠國臣民待遇の原則に反して之を引用すること能はざるものと知るべし

日本國の方に於て

第一條 日本國と韓國との間に於ける通商、工業及航海に關する特別關係の規定

第二條 日本國とマラツカ海峽以東に於て日本國に鄰接せる東亞細亞諸國との通商に關する規定

第三條 日本國政府が留保することあるべき各種の物品に關する專賣權
露西亞國の方に於て

第一條 幅員五拾ワエルストに達する國境地帯内の地方貿易を容易ならしむる爲に接境諸國に現に許與し又は將來許與することあるべき殊遇

第二條 輸入又は輸出に關しアルカンシエル州の住民及亞細亞露西亞國の北部沿岸(西比利亞)に現に許與し又は將來許與し又は將來許與することあるべき殊遇

第三條 千八百三十八年四月二十六日(五月八日)露西亞國と瑞典國及諾威國との間に締結したる條約中に包含せられたる特別條款

第四條 露西亞國と其の亞細亞に於ける接境諸國との商業に關する規定

第五條 露西亞國に於て建造し且露西亞國臣民に屬する船舶に與へらるゝ建造後三箇年間航海税の免除

第六條 露西亞國に於て遊船俱樂部と稱する各種娯遊協會に許與したる免除

第七條 露西亞國政府が留保することあるべき各種の物品に關する專賣權

本別約は本日締結したる條約中に其の全文を記入したると同ての効力を有すべし又本別約は之を批准書は該條約の批准書と同時に之を交換すべし

右證據として兩國全權委員は本別約に記名調印するものなり

明治四十年七月二十八日即千九百零七年七月十五日(二十八日)聖彼得堡に於て之を作る

* F(日露漁業協約)

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下は明治三十八年九月五日即千九百零五年八月二十三日(九月五日)ポーツマスに於て締結せられたる講和條約第十一條に依り一の漁業協約を締結せむが爲全權委員を任命し左の諸條を協議決定せり

第一條 露西亞帝國政府は本協約の規定に依り河川及入江(インレット)を除き日本海オコーツク海及ベーリング海に瀕する露西亞國沿岸に於て鰻鰂及臘虎以外の一切の魚類及水産物を捕獲採取及製造するの權利を日本國臣民に許與す前記入江は本協約附屬議定書第一條に之を列擧す

第二條 日本國臣民は魚類及水産物の捕獲及製造の目的を以て特に設けられたる水

陸兩面に亘る漁區に於て魚類及水産物の捕獲及製造に従事することを得べし前記漁區の貸下は其の短期たると長期たるとを問はず總て競賣の方法に依て之を爲し日本國臣民と露西亞國臣民との間に何等の區別を設くることなく諸事項に關し日本國臣民は本協約第一條に特定したる各方面に於て漁區の貸下を受けたる露西亞國臣民と同一の權利を享有すべし

前記競賣の爲に指定したる時日及場所并各種漁區の貸下に關し必要なる細目は競賣施行より少くとも二個月前浦潮斯德駐在日本國領事へ公然通牒せらるべし特別の免許狀を備ふる船舶に在る日本國臣民は鰻鰂其他特定漁區内に於て捕獲すること能はざる一切の魚類及水産物の漁獲に従事することを得べし

第三條 本協約第二條の規定に依り漁區の貸下を受けたる日本國臣民は其の漁區の限界内に於て漁業に従事するが爲貸與せられたる岸地を自由に使用するの權利を有すべし前記日本國臣民は該岸地に於て漁船及漁網に必要な修繕を加へ、漁網を曳き魚類及水産物を揚陸し並漁獲物及採取物を鹽漬し乾燥し製造し又は貯蔵することを得べし且此等の目的を以て建物、倉庫、小屋及乾燥場を自由に築造し又は移轉することを得べし

第四條 本協約第一條に特定したる各方面に於て漁區の貸下を受けたる日本國臣民及露西亞國臣民は漁業を爲し且捕獲物を製造する權利並漁業に必要な動産及不動産に對し賦課し又は賦課せらるゝことあるべき一切の公課に關して均等の取扱

を享くべし

第五條 露西亞帝國政府は沿海洲及黒龍江洲に於て捕獲又は採取せられたる魚類及水産物に對し此等の魚類及水産物が日本國に輸出せらるべきものなるときは其の製造せられたると否とを問はず何等の税を課することなかるべし

第六條 本協約第一條に特定せられたる各方面に於て日本國臣民が魚類及水産物の漁獲又は製造の爲使用する人員の國籍に關しては何等の制限を設くることなかるべし

第七條 魚類及水産物の製造方法に關しては露西亞帝國政府は本協約第一條に特定せられたる各方面に於て漁區の貸下を受けたる露西亞國臣民に加へざる特別の制限を日本國臣民に加ふることなきを約す

第八條 漁業權を取得したる日本國臣民は日本國に於て當該露西亞國領事の發したる證明書及日本國官憲の發したる健康證書を有する船舶を以て日本國と漁場との間に直接の往復することを得べし

前記船舶は何等の公課を課せらるゝとなく一の漁場より他の漁場へ漁業上必要なる人員、物件並漁獲物及採取物を運搬するを得べし但し前記船舶は他の一切の關係に於ては沿岸航海に關する露西亞國の現行又は將來の法律を遵守すべき者とす

第九條 本協約第一條に特定したる各方面に於て漁區の貸下を受けたる日本國臣民及露西亞國臣民は魚類の養殖方法、魚類及水産物の保護、此等産業に關する取締並漁

業上他の一切の事項に關する現行又は將來の法律、命令及規則に關し均等の取扱を受くべし

前記法律及命令が新に制定せられたるときは其の施行より少くとも六箇月前日本國政府に通牒せらるべし

前記規則が新に發布せられたるときは其の施行より少くとも二箇月前浦潮斯德驅在日本國領事に通牒せらるべし

第十條 本協約に於て特に規定せられたる事項と雖本協約第一條に特定したる各方面に於ける漁業に關係するものに付ては日本國臣民は前記各方面に於て漁區の貸下を受けたる露西亞國臣民と同一の待遇を享くべし

第十一條 日本國臣民は本協約第一條に特定したる各方面以前の借区内に於て一切の魚類及水産物の製造に従事することを得べし但し此の場合に於ては露西亞國在留一切の外國人に適用せらるゝ現行又は將來の法律、命令及規則を遵守すべし

第十二條 日本帝國政府は露西亞帝國政府が本協約に依り日本國臣民に對し漁業權を許與したることに鑑み沿海洲及黒龍江洲に於て漁獲又は採取したる魚類及水産物に對し其の製造せられたると否とを問はず何等の輸入税を課することなきを約す

第十三條 本協約は十二箇年間効力を有すべく毎十二箇年の終に於て兩締約國相互の合意に依り之を更新又は改正すべきものとす

第十四條 本協約は批准せらるべし而して其の批准書は成るべく速に且如何なる場合
合に於ても調印後四箇月以内に東京に於て交換せらるべし
右證據として兩國全權委員は本協約に記名調印するものなり
明治四十年七月二十八日即千九百零七年七月十五日(二十八日)聖彼得堡に於て之を作る

*G(彼斯協定に關する英相の訓電)(外交時報所載)

「一九〇七年八月廿九日外務省に於て」

「サー」

余は本日電報を以て波斯、阿富汗及西藏に關する取極を含蓄せる露國政府の條約に調
印することを電報を以て閣下に認可したり
抑々波斯に關する取極は同國の内にて亞細亞に於ける大不列顛國と露西亞國との境
土に接近する地方にのみ限るものにして波斯灣は此等の地方の内に包含せられず且
唯だ其の一部分が波斯の版圖に屬するのみなり是を以て百餘年來此等の水面に於け
る英國の行動の結果として大不列顛國が同灣に於て有する特別の利害關係に付正面
の宣言を右條約中に加ふることは適當と認められざりき

陛下の政府は他日波斯灣に於ける英國の利害關係に付更に云々するを必要とする如
き事端の發することあるも此の問題の爲めに英露兩國政府の間に紛議を生ずること
なかるべしと信するの理由を有す、何となれば露國政府は此の取極の成立に至る談判
の中途に於て波斯灣に於ける大不列顛國の特別の利益を否認せざることを明言し、此

言は陛下の政府に於て正式に収録したる所なればなり
此度の取極は波斯灣に於ける地位に影響するの目的に出でたるものに非ず又大不列顛
國に於て同灣に關する政策を變更せんとすることを意味するものに非ざるを充分明
白にする爲め陛下の政府は茲に不列顛國の主義に關する既往の宣言に注意を促し、
概して波斯灣に於ける大不列顛國の利害關係並に此の關係を維持するの必要に付從
前の明言を反覆するの願ふべきを思へり

陛下の政府は依然同灣に於ける現状の維持、英國通商の保護とに總べての力を用べく、
斯く爲すに於ても他の各國の正常なる通商を阻害せんことを欲せざるものなり

※且波斯に於ける獨逸の活動英露協同借款との關係(東朝所報)

抑英露協同借款二千五百萬圓の提案は最初波斯政府側の熱心なる希望に依りて生れ
たるものなりしが今や俄然として行惱みの姿となりたり露國邊にては、専ら其理由を
獨逸の邪覺に歸しつゝあれども、それは固より當らず蓋し英露兩國が同借款契約の一重
要條件として其使途を専ら内地鎮撫等に制限したるは新政府設立以來自尊心一層高
まりたる波斯人が體面にかけて忍び得る所にあらず其反對も借款其者に對する反對
にあらずして其一條件に外ならず但し獨逸がよしや事實上今回の借款行惱みに直接
の關係なきにせよ間接の關係は固より之ありたとへば伯林獨逸銀行の代表者が支
店設立に關する調査の爲め波斯に赴きたるが如き將た獨逸事業がアルミア湖の通航
權獲得を謀り、同時に獨逸新聞紙上波斯投資論起りたるが如き少くとも波斯人心をし

て英露以外にも依頼するに足る邦國あるを思はしめたるは誰か之を疑ふものあらん従つて吾人は今回の借款問題に於てこそ英露對獨逸の競争を見ざれども今後に於ては各種の問題に互りて相互間に随分競争の機會を惹き起す可き境遇にあるとを斷言して憚らず此點より見れば、露國新聞ロシオが英露獨協商論をなしたるも、亦決して理由無きとにあらざる也然りと雖吾人を以て之を觀れば波斯問題の解決は寧ろバグゲド鐵道問題と共に解決せられざる可らざるものなり何となればバグゲド鐵道布設が獨逸の手にある限り、同國が波斯方面の發展を必要とするは當然の結果に外ならざれば也蓋し同鐵道は君府の對岸を起點としコニア、ダマスカス、アレツホ等を経てチグリス平原に沿ひバビロン、ニプウル等を経て、波斯灣に達するものなるが土耳其政府は一九〇三年獨逸人の設立に成る新土耳其會社に其布設の特權を附與するに當り支線布設の權をも許與したり是言ふ迄もなく支線が同鐵道の効用を全うするに必要なるに因る然も其支線が獨り小亞細亞にのみ制限せらる可きや否やは重大なる問題として猶殘れり否、幹線もバグゲドよりカニキンを経てテヘランに延長するの有利なるは言を俟たざる所なり獨逸たるもの斯くの如き事情の下に在りて、英露協商を憚り兩國の優越的地位をのみ尊重する能はざるは寧ろ自然の勢ひと言ふ可き也吾人は此際時局を一變せしむる永久的良法としてバグゲド鐵道を國際的性質となすの可なるを見る蓋し同鐵道の國際化は獨逸人自身も資本上の關係よりして止む無く之を希望し居り昨年十二月佛國議會の問題となり、外相ビジョン氏の演説を見たることあり又外相の

言に依れば當時英獨兩國間にも此點に關して何か協議ありたる筈なり而して其容易に纏まらざりし所以のものは獨逸が從來の關係を理由として他に比し優越的地位を占めんと主張したるにあり今日に於て同協議が如何なる運命に在るやは知ること能はざれども吾人は波斯に於る英露獨三國關係の紛糾は、益同鐵道の國際化を必要とする所以なるを信せずんばあらざる也蓋し同鐵道にして依然獨逸の手にあらんか、波斯に於ける英露の政治的勢力増進するに従ひ獨逸も亦自然に所謂經濟的利權に満足し能はざる境遇に立ち至る可ければ也

※I(バグゲド鐵道敷設と英國との關係)(外交時報所載の一節)

抑もコウエイトとは波斯灣内の北西端なる阿刺比亞の一地方にして北緯二十九度半東經四十八度に位しバストラより南の方直經約八十哩チギリス及ユーフラテス兩河の下流なるシャト、エル、アラフ河口より海上六十五哩に當れり同名の一小市は深入約二十哩幅五哩の港灣の南岸にあり而して此港灣は西風を除くの外は都べての風を禦ぎ其の灣口に二島嶼ありて稍や出入に不便なるも一たび灣内に入れば水深乃至九尋に達し如何なる大艦も自由に碇泊するを得べし英國側の主張する所によれば未だ曾て土耳其の主權の此地に及びだるもなく其の領主は土耳其語のガイマカム即知州の稱呼を用ゆるも其の實全然獨立せる主長にして既に久しく英國の保護を受けつつあるものなりそは兎も角千九百年一月の事なりしが獨逸はバストラより波斯灣に至る線路の終局點且は船舶の出入港としてコウエイト地方の租借權を得たりしを以て、土京駐

在の獨逸總領事と數名の技師より成れる一行はコウエイトに至り知州ムパレツクに土帝の命令書を示し其の北海岸に位するカドネ村の租借を要求せしにムパレツクは更に之に應ぜざりしを以て空しく一行は立歸りしが其後土政府は三千の兵をバスラに集合し其年の八月一部隊を軍艦セハープに搭載しコウエイトに送り之を占領せしめんとせしに英國の砲艦既に港内にありて土兵の上陸を拒絶し同時に艦隊を波斯灣内に集合せり此示威的運動の爲めに土兵は直に其地より撤回せり此報の獨逸に達するやケヨルニモツアイツングの如きは大に英國の行動を非難して曰くコウエイトが土耳其の領土たるや争ふべからざるの事實にして現に其知州はカイマツクの稱を唱なへ土國年鑑に據るも明かに土耳其の一州として之を記載し且又英國出版の地圖に於ても更に此地の獨立せることを示せるものなきに依つても明瞭なるに非ずやさればたとへ此國のこともありたりとするも英國が理不盡にも暴力を以て現狀を變更せんとするが如きこと萬々あるべきの理なく同時に又土帝も亦土耳其の爲め且つはバグダット鐵道の爲め重要な此地點の權利を放棄するが如きこと固より無かるべしと信す

然るに之に關して土英間に何等の交渉も無く過ぎけるが其翌年の十二月バスラの土國官吏コウエイトに來り土耳其の國旗を其地に樹立せしに英國の砲艦司令官は直に取り去り之に代ふるにムパレツクの旗を以てせしめしが此時英國の強硬なる態度に避易せしものと見へ土國政府は右の官吏を罰し英國に向て敢て現狀維持を破るの意

なきを宣言し遂に事なくして止みぬ斯くて此問題は一時獨逸新聞の紛議を來たせしも其後此地は依然として英國の保護地同様の狀態を以て繼續せり英國の此行動の曲直は暫く之を擱き吾人が親しく此地方を漫遊し見聞する所を以てするにバスラ及其南の波斯灣沿岸の地は事實に於て英國の勢力牢として動力すべからざるもの如く現に英國の經營に成れる汽船はバスラとバグダットとの間並にムハメツドラより北の方波斯のカルンに往來し又バスラより印度ボンベイとの間には毎週二回の定期航海を爲し而かも又バグダット及バスラの貿易の主權は殆んど英國人の獨占に歸し(尤もバグダットには近來に一の獨逸の貿易會社と數十名の獨商人居留し日に隆盛に向かひつゝあり)殊にバスラの如きは其の土人の英語を語るもの類も多く一見英國の勢力範圍の如きの感あらしむ

茲に於てや英國は音にコウエイトのみならずバグダットより波斯灣に出づる線路をも獨逸の手に委せしむるを欲せず自ら之を經營せんとして大に畫策しつゝありしは既往二三年來の新聞其他の新聞に於て讀者の知悉する所ならんが本年一月のプロイシセイヤールビュヒャーの外交通信欄に於けるパウル、ローバツク氏の說に據れば近來英佛の新聞は類りに獨逸英京訪問の結果バグダット鐵道に關する兩國の妥協成り英國は遂にバグダットより波斯灣に至る布設權を得獨逸はコニアバグダット間のみに制限せらるゝ事となれるが如しと報道せりと其眞偽は早晚明白と爲るべきが故に吾人は之を絮説するの要なきも氏は若し之にして眞ならんには獨逸に其の線路の

延長に於ては英國の者に優るも實際の價値に於ては遙かに英國に劣るに至りたるものなりと論じ且曰はく「此布設權と同時に英國は必ずツエルコックス氏(氏は嘗て埃及及印度の灌漑工事を成功して名あり)の計畫に關するメソボタミヤ南部灌漑復舊の經營をも要求するに至らん蓋し此計畫の如くんば該地方は世界に稀なる地味豐饒の地と變じ農業殖産の發達を來し従つては英國籍なる印度或に埃及人の移住を促し遂に英國の新殖民地を現出するに至るべきが故を以てなり」と又氏は英國の此の方面に至大の利害を有する所以を述べて曰く「既に久しく英國の政治家間に唱道せられつゝある印度と埃及との陸上連絡としてベルジスタンのグウエツタよりメスキ、キルマン、エスイバハンを経てバスラに出でそれより北方亞刺比亞を横斷して蘇士運河のイスマリエーに至る大々の鐵道を布設せんとする計畫も早晚現實せらるゝに至るべし蓋し此回の波斯に關する英露協約の如きも必意此等の計畫と密接の關係を有するものにして即ち波斯の北半部を全然露國の手に委せしめ其の代はりとして嘗て露國が波斯の承諾を得て中央亞細亞鐵道を延長し東部波斯を貫き印度洋沿岸のチャパールに出でんとする鐵道計畫を棄權せしめ波斯の南半部を擧げて英國の手中に收めたりし所以のもの印度埃及の陸上連絡を果さんが爲めなるは疑ふべからざるものとす之れが爲めには又土國政府がダマスカスよりメツカに至る所謂ヘシヤス鐵道を經營するに當り英國は大に之れを妨碍せんと試みたりしなり即ち千九百六年五月土國兵の五部隊が鐵道測量の目的を以てアカバ附近のタババーに派遣せらるゝや英國はアカバ

海上權は埃及に屬するものなりと爲し十日以内に其地より土兵の撤去を迫り同時に英國の艦隊はエゲアン海に集中せしが此時露佛の駐土公使も亦英國に勢援せしを以て土國政府は遂に英國の要求を容れ支線をアカバに派出せざることな約せり之に依り英國は遂にサイナイ半島を全部埃及の領土とし他日印度と埃及とを連結するの用に備へたりしなり」と

此等の報道よりして察するに英國がバグダット以南の地をして極力獨逸の手に歸せしめざらんとするは必然の勢ひにして如何に巧妙なる政策を以てするを獨逸が波斯灣に出でんとするは殆んど不可能なるが如し

※j(協商以後露國の波斯に對する行動)

露國政府は波斯に關する頗る長篇の同文通牒を發したり右は露國政府が今回何時にても必要に應じ波斯首都テヘラン府在留外國人の生命及財産を保護するを得んが爲露兵一千八百をバク(裏海西岸に位する海國の小市)よりエンゼリ(裏海西岸の波斯領)に送り更にカスピン(テヘランの西北約七十哩)に向はしむる件に關して重要な理由を説明せるものたり露國政府は同通牒に於て英露協約の規定に従ひ波斯の内政に干渉せざるべきは露國の確定せる政策なる事を斷言し唯其の此の舉を斷行する旨決意せる所以は革命派が着々前進して止まざると共に波斯コサツク兵が之に對抗する能はざるを信じたる爲なりと言明せり

※k(西藏に對する英清の關係)

第四編 最近に於ける極東全政局の結果 第一章 日露戦争より生したる諸協約

日露戦局の漸く酷なるに當り英清兩國間には西藏條約に關する談判進行中に在リヤシグバズバンド大佐は兵力を以て西藏に逼り北京に在てはサトウ公使は總理衙門に折衝し清國政府は西藏に於ける清國の主權を確認せんことを主張し種々論難討論の末終に一の條約に調印を了せり此條約に依れば英國は西藏と共に清國の西藏に對する保護權を承認し英國は苟も他の強國にして西藏の内政に干渉せざる限り英國は之に干渉せざることとし清國は若干の西藏市場を英國貿易の爲めに開くこと電線は西藏に架設すること並に西藏に於ける鐵道敷設の優先權を英國に與ふることとなりたり

第五節 日米の關係

日米の親交は之を歴史上の關係に見るも政治上の關係に見るも、又米國の國柄より見るも常に提唱する所の平和と人道との大主義に於て、日米親善の危險を意味すべき何等の原因の伏在するを認むる能はざるは、何人も首肯するに踴躍せざる所なり。日露戦争後、日米間の關係に於て、圓滿を缺くの徵候一にして足らず、或は桑港學童問題あり、移民問題あり、ホブソン大尉の日米戦争論あり、太平洋岸諸州の太平洋艦隊建設決議あり、勿論米國一部の團體又は個人が、謬見不謹慎又は爲めに

日米間の關係

*A

*B

日米仲裁々々
判條約

*C D

*E
日本覺書の
交換

する所あらんとするに出でたる言動に起れる波動たるに外なきは、一面に於て大統領の積極的國力發揮主義の實現として、強大なる海軍の必要を計畫せるあり、尋て太平洋艦隊の太平洋廻航等の壯舉ありて、一種異様の反響を與へつゝありたり、然るに一たび太平洋艦隊の日本に來るや、融然たる和氣の中に迎送せられ、艦隊は非常なる満足を以て歸航し去りて、恰も日米仲裁條約の締結を見、又強力なる實力團體は、觀光の爲め來東し、是亦彼我の意見を交換し、相互の胸臆を披瀝するに恰當の便益を與へたり。

然れども米國か清國に於ける活動と、特に滿洲に於ける日本*C Dの施爲に對し米國人の見る所は若干平和的なる能はざるの觀あり。要するに太平洋を隔て、米國の國力を發展すべきの地は正に清國に在り、語を換ふれば清國に發展すべき國力の運用は即ち太平洋上の争權なり、故に太平洋上に發生すべき問題と清國に於ける問題とは二者感覺の疏通を缺くは不利これより大なるはなし、これ蓋し日米覺書*Eの生したる所以にして、兩國の當事者は少なからざる苦心を費やしたる所以なり。所謂覺書の要點は、

- 一、太平洋に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を獎勵するは、兩國政府の希望なり。
- 二、兩國政府の政策は、何等侵略的傾向に制せらるゝことなく、前記方面に於ける現状維持及清國に於ける商工業の機會均等主義の擁護を目的とす。
- 三、從て兩國政府は、相互に前記方面に於て、他の一方の有する所領を尊重するの強固なる決意を有す。
- 四、兩國政府は又其の權内に屬する一切の平和手段に依り、清國の獨立及領土保全並同帝國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を支持し、以て清國に於ける列國の共通利益を保存するの決意を有す。
- 五、前述の現状維持、又は機會均等主義を侵迫する事件發生するときは、兩國政府は其の有益と認むる措置に關し、協商を遂げむか爲互に意見を交換すへし。と、是れ即ち日本兩國か、太平洋方面に於ての一切の誤解を避けんとするに外ならざるなり。

其の後日露の間第二の大戦争^{*FG}を起すの危機に逼りつゝありとの捏造の所報米國

*FG

*H

ノツクス國
務卿の提議

に喧傳せられ、是等或る意味の訛報は所謂ノツクス提議^{*H}なるものを生めり、即ち米國務卿ノツクスは書を日露英獨佛清六國の政府に致して、滿洲に於いて現に日露兩國の所有に屬する鐵道を、列國共同經營の下に移し、之を中立的のものと爲さむと提議したり。米國が滿洲に於ける鐵道を列國の共同經營に移さるべからざる所以として、揚げたる理由は(一)門戶開放機會均等の主義を保持し、遂行する上に於て至便なり、(二)日露の關係稍もすれば、滿洲の一地帯に圓滿を缺くの憾あり、若し現在日露兩國の同地方に於て、所有する鐵道を列國共同のものたらしめば、即ち兩國の軋轢を緩和し、其の衝突の機會を減少し、世界平和の上に多大の貢獻を爲すことを庶幾するを得んかと云ふに在り。

右提案に對し、日本は之を拒絶し、露國亦詳かに其所見を米政府に致せり、其回答覺書に曰く、「帝國政府は清國宗主權不可侵の原則と、門戶開放政策の主義を遵守すると共に、茲に左の所信を言明せざるを得ず、即ち此原則を以て何等凌侵する所なきか故に、締盟國政府に依りて提議せられたる問題は、其依りて基く所を滿洲に於ける實況に徴して是を辯解せざるを得ざる也、尙ほ莫大なる物質上の犠牲の精神上

の努力とを以て得たる我滿洲に於ける國家及び個人の重大なる利害の現狀に徴するに、滿洲鐵道の治理の爲に國際的會社を設立するは、必ず不良の結果を來すべし。其廣大なる事業の經營を開始するや、唯た清國政府に於て、三十六年後に此企業を買收せん事を希望する場合には、清國政府は之を買收する事を得るの條件を以て、特許全期限内即ち八十年間は、確たる權利と特權とを以て保障せられたり。東清鐵道會社は、唯た此繼續期間の利益收入を見込みて、其事業の爲めに莫大の資本を投するを得たりしなり、故に今日に於て同會社をして、其權利を放棄せしむるは、是れ即ち同會社の利益を損害する不當の處理たるを免れず、且東清鐵道は同鐵道に各種の關係を有する諸種の官衙支局の組織及び生業を起さしめ、又幾多個人の事業の發起を爲さしめたるを以て、其等凡ての事業經營の運命は、繋りて東清鐵道會社の存立の上に存す。東清鐵道は之を國家の見地より觀る時は、一層重大なる意義を有するものなり、東清鐵道は西比利亞幹線の斷絶すへからざる連鎖として、極東の版圖と我が歐露交通連絡の最要なる線路なり、故に同鐵道敷設の當時、露國政府は前記の意見を懷きて、鐵道敷設の資金を保障し、且つ事業の損害を補填す

るか爲に、最も莫大なる出資を爲せり、故に露國政府は同鐵道の直接監督を爲し、其の貸率制定等に干與するは、最も必要なるを認めたり、若し同鐵道を國際的シンデゲートに渡せば、斯の如きは皆是れ爲し得ざる事業なるや勿論なり。更に米國提議の企圖を全くの經濟上の見地より觀るも、提議の新經營は十分満足す可き成果を達し得らる可しとの意見は、何等確たる保障を有せざるなり、何となれば提議せられたる企圖は、是れ未だ何處に於ても實地に之を確めたる事なき廣き試驗的の性質を有する者と謂はざる可からざるを以てなり。米國提議の第二の交換問題なる、愛錦線の設計及び滿洲に於ける國際的シンデゲートの將來の他の鐵道企業の干與及び出資に露國の資本を投入せしめんとする問題に就きて、露國政府は左の如く言明せり、曰く愛錦鐵道は是れ南方より雷に東清鐵道のみならず、愛琿附近の露國の領土に達するを得る鐵道の開通なるを以て、露國の政策及び軍路上の關係の爲に、此の線の極て眞摯なる意義を有する者なる事を認むる者なり、露國政府は此事業の爲めに計畫せられたる根本原由を明かにするを待ちて、此提議を考慮せん事を主義の上に於て同意する者なり、露國政府は又各種將來の經營に對して、

各種經營の意義を露國の利害見地より觀て其關係を定めんとする權利を保留す』とあり）と英佛兩政府も之を拒絶するに決したり。

*A 一千九百八年九月桑港商業會議所は一般商業會議所の便宜を擴張し同業者の幸福と太平洋沿岸州の改進を期し殊に聯邦政府をして同沿岸に於ける商業上と軍事上の必要を認識せしむる爲め成るべく協同一致の方法を採るべく種々研究の目的を以て太平洋沿岸に於ける重なる商業會議所の聯合を企て去る十月六日より同十日迄桑港に開會せられたる密河以西の商業會議所に出席の爲め實業家の集會を機とし太平洋沿岸商業會議所を主賓とし桑港の有力なる實業團體並にカリフォルニア、オレゴン、ワシントン、モンタナ、ユタ及びネバダの六州より選出せられたる合衆國兩院議員等に右の趣意を以て豫め招待狀を發し置き十月五日を以て會合したる結果左の如き決議を爲せり

第一 太平洋沿岸に於ける貿易の膨脹並に利源の開発に有利なる合衆國の法律を設くる爲め沿岸三州の協力を必要とすること

第二 太平洋沿岸に於ける二大急務は（勿論全國の商業的福利を含む）太平洋上に於て一大艦隊を設備し並に外國貿易に従事する航海船舶を獎勵すべき合衆國の法律を設くること

第三 太平洋沿岸に於ける航海業陸海軍並に商業上相互の利害に關し合衆國政府を

して認識せしむる爲めに三州協同盡力することを約束すること

*B 日米仲裁條約

其第一條に曰く
法律問題又は兩締約國間に現存する條約の解釋に關し、兩締約國間に起生し外交上の手段に依り處理すること能はざる紛議は千八百九十九年七月二十九日の條約に依り海牙に設置せられたる常設仲裁裁判所に付せらるべきものとす但し右等の紛議にして兩締約の緊切なる利益、獨立若は名譽に關し又は第三國の利益に關係ある場合は此の限に在らず

其第二條に曰く
常設仲裁々判所に訴ふる各場合に於て兩締約國は必ず先づ其の係争事件の趣旨、仲裁々判の権限並仲裁々判部の構成及手續に關し定むべき期限を明瞭に確定したる特別契約を締結すべきものとす

該特別契約は亞米利加合衆國に於ては大統領に於て上院の協賛を経て之を締結するものとす
右契約は文書の交換に依り兩國政府の確認を経たる場合にのみ拘束力を有するものとす

其第三條に曰く
本條約は批准交換の日より五箇年間效力を有するものとす

第四編 最近に於ける極東全政局の結果 第一章 日露戦争より生したる諸協約

其第四條に曰く

本條約は兩締約國に於て之を批准し其の批准は可成速に華盛頓に於て交換すべし右證據として各全權委員は之に記名調印するものなり

右締結に付き華盛頓スター曰く運航艦隊が桑港到着と時を同うして適々日米間に仲裁條約調印せられたるの飛報に接するは假令此暗合が有義的に非らずとするも尙ほ頗る興味あることなり又ニューヨークチャールズは我運航艦隊が桑港に入港する僅に二十四時間前國務卿ルフト氏と高平男は卓を挾んで沈靜對座し茲に國家の獨立及び名譽に牴觸する事件を除外する一切の爭議を仲裁々判に附するの條約に調印したりと謂ひ前途偶然の暗合が何等かの意味を齎すものなりとし紐育のイザニングホストは該條約の調印は恰も矇朧たる陰霧を驅除する西風の如きものありと説きホストンのヘルラドは日米仲裁條約の締結は目下日米兩國民間に蟻まれる偏見惡感情より來らんとする危險を一掃し且つ舊時の交情に復せしめんとするものなりと確言し尙ほ述べて曰く這般の條約は戰爭の機會を全く防止し得たるものにあらず然れども實際的爭議を渺なからしめたるの一事は疑ふべからざるなり而して此一片の條約文は平和の保障者として其の効果は雄偉なる戰艦も尙ほ遠く此に及ばざるのみならず而かも海軍維持費の如き巨額なる費用を要せず且つ兩國に於けるウニョー分子を抑制するの効あるべきを以て隨て兩國間の葛藤に對する裁決を單純なるものたらしむべしと云々又紐育グロリアは曰く日米仲裁條約は吾人が日本との結盟上の一要素たるに過ぎず其の結盟は兩國外務省間の其れにあらすして既に二國民の上に存するものに屬せり此事に關し米國國際法協會の第一回例會に於て國務卿ルフト氏は宣言して此程日本學童問題に起るに際し千八百九十四年條約に關し先づ第一に研究すべき問題は實に北米合衆國人民は將に日本人と外交を破らんとするものなるや否やと云ふに在り然れども若し之れを爲すものあらば政府に非ずして人民なり民主政治に在りては其の力能に對する責任を覺知すること難し然れども國際間に外交と惡感を作り同情と睽離を作り平和と競争とを作るものは今や政府に非ずして悉く是れ國民なり日進月歩の今日無数の新聞電信は國境を越へ太平洋を渡りて消息を傳播し修交の大權を掌握し大勢此の如し些々たる大使公使何ぞ能く平和を左右することを得んや唯之れを爲すものは國民の行爲あるのみと云へり然り而して形式上の條約文は調印し封緘し交附して効力を具體的に發現することを得るも輿論の盟結は即ち然らず此の故を以て吾人は此の盟結を維持せんことを努め兩國年來の舊誼補佐を永遠に持續せざるべからず日米兩國が斯る關係の下に提携し來れる間柄なるに苟も禮讓熟慮仲裁以外の方法を以て紛擾を解決せんとする如きことあらば眞に是れ罪狀の極惡なるものなりと謂はざるべからず云々

*C紐育來電に曰く資本家ヤコブ、シーフ氏は共和黨の午餐會に於て非常なる演説をなし予は極東に於て大戰争の機來るを信ず日英露三國は清國を臣從的地位に置かん爲め協約する所あり其の約束こそ世界に於ける最大の威嚇なりと説き米國人は外交

的に此約束を失敗せしむるにあらずんば不本意ながら東方の事件に引込まるゝに至るべしと言明せり

*D南滿洲と日米關係

歐米より達する電報に依れば各國商人等は滿洲に於て日本官憲より不公平なる待遇を受け同地に於ける貿易の門戸は事實に於て閉鎖せられたるものなりとの愁訴を發したるに付きて米國政府は之に應じ、該件の處理に着手し目下非公式的外交文書を以て諸強國と往復中なりとの報道ある傍に於て米國官邊にては滿洲に於ける日本の政策に關し米國政府抗議を發すべしとの説を極力否認し且つ日本が滿洲を制握するは東洋に於て貿易上の干繋を有すること之れを米國に比し更に大なる英獨及其他諸國に對しては有害なるべく此等諸國よりの抗議あらんことは毫も米國を繋がしむる所にあらずして米國は唯々無形の幫援を之れに與ふる所あらんのみとの聲明あるを傳ふ南滿洲に於ける門戸閉鎖の愁訴は夙に世に聞えし所なりと雖今日尙ほ此の如き愁訴あらんことは吾曹の信じ難きところ且つ之れに關し米國政府が非公式的外交文書を以て干繋諸強國と往復中なりとのことも隨て有り得べきことなりとは想像する能はず南滿洲に於て帝國官憲が不公平なる待遇を列國商人等に與へ、以て貿易の門戸を閉鎖したりと云へば之れを確證すべき具體的事實なかるべからずして中外俱に之れを認むべきものあらざるに拘はらず吾曹の知れる限に於ては唯愁訴ありとの事の外未だ何人も其の具體的事實を指摘したるものあるを聞かず是に出て之れを觀れば

列國商人等の愁訴は愁訴の爲めの愁訴にして事實之れを確證すべき材料を有せざるは即ち南滿洲に於ける帝國政府の施爲が決して列國商人等の愁訴するが如き不公平なる待遇事實に於て滿洲の門戸閉鎖と見るべきものを含蓄せざる反證にして是れ吾等が今尙此の如き愁訴あるべきを信じ難しと爲す所以隨て之れに關し米國の列國と知照往復中なりとの説の又信じ難き所以なり又縱令斯る愁訴が今尙ほ行なはるゝと爲すも米國以外の列國の南滿洲に於ける干繋上米國に先じて帝國と交渉を開始するの却て理あるを認めざるべからず此の點に於て吾等は米國官邊に在て東洋に於ける貿易上米國に比して遙に大なる干繋を有する英獨其他諸國の日本帝國に對し抗議あらんことは米國の之れに驚く所にあらずして寧ろ無形の幫援を與ふべき地位にありと爲すの説に信を措かんと欲す然かも米國が此の如き地位に立たんとする場合は勿論條件的にして其の條件たる即ち滿洲に於ける日本帝國の制握實際に行なはれたるとき言ふものは是れなり故に帝國が滿洲に於て門戸開放機會均等主義の實行に努め米國官邊に於て聲明せるが如き何等有害行爲を英獨其他諸國に加へざる今日に在て列國が米國の幫援を得て抗議を帝國に致すべき事實あるを豫期する能はず隨て吾等は帝國の對滿政策に對する米國の行動にして帝國に對し不利あるものゝ如き意味を含む一切の報道は遠に之を信する能はず若し現今滿洲に於ける帝國の施設に關し尙ほ徒に愁訴をなし及故なく容喙の端を發かんとするものあらば吾曹之れを太甚しき誤解に非ずんば故意の嫉妬と爲すを憚らざるなり

* E 日米覺書交換に關する獨逸ビュロー宰相の所見
獨逸宰相ビュロー公は議會に於て外交政策に關する演説を試み其中日米協約に言及して「帝國政府は日米覺書の内容に關し兩國大使より公然の通告に接せり該協約たるや我國の極東に於ける政策の根本主義と一致せるのみならず更に此の主義を維持し以て極東の平和的發達を保障するものなるが故に吾人は之を親迎せざるを得ず世人或は獨逸を以て除斥せられたるものと爲し爲めに協商に對して慷慨たる如く揣摩する者ありと雖も本大臣は我帝國と日本との間に於て日米協約と酷似せる協約を有し即ち日本が千九百年の獨英協商に加盟したるの事實を茲に注意せざる可らず從て獨逸は近東其他に關する問題に於けると同じく極東に於ても決して除斥せられたるにあらざるなり」云々と右に對しタアゲブラツト誌は公の所説を駁し是れ全く列國の感情を顧慮せるに出でたるに過ぎずして我が外交政策の肯綮に當りたるものに非ず吾人は獨英協商を以て日米協商と同一視する能はず前者は清國に關し後者は主として太平洋に關す而して前者は單に清國領土の保全を目的とし現狀維持に關しては何等の協定なきが如し且つ日米兩國曾て獨英協商に加入したるに拘はらず更に新協約を締結するに至りたる事實は會々以て兩種協約の同一ならざることを証するものなりと説き獨英協商は能く太平洋上の獨逸殖民地を確保するの効あるべしと雖も之れを以て將來に於ける一切の事變に備へたるものと看做すは甚しく事態を樂觀するものなりと論ぜり

* F 日米戰爭説(日露戰爭と日米戰爭)
昨年前米國海軍提督エヴァンス少將は日米戰爭問題に付一場の講演を試みて曰く予の見解に依れば露國は日本に對し其の再戰準備に汲々たるが日本も既に十分其事實を自覺せるもの如くなれば決して合衆國に對しては何等の事態をも惹起することなかるべし予の推察の如く第二の日露戰爭起らんか獨佛奧は露國に左袒し英國は現在せる同盟の影響として日本を援助するに至るべく其の結果の如何なるべきかは蓋し何人も想像し難き所なり又我米國海軍は次第に擴展せられつゝあれば早晚世界の有力なる艦隊となり米國の保護は間然する所なきに至るべし而して日本が其の軍費の源泉たるべき諸國と戦ふを好まざるは明白にして英米二國は即ち日本の資本主たるの地位に立にある者なれば聰明なる日本人は目下其の資金の缺乏せる場合に際し決して吾が米國と戦ふが如き愚を演ぜざるべしされど露國が現に復讐準備に苦心し居る以上日本も之に對する戒心を懈らざるは必然なり兎に角時代の推移は最早富める國が最強國たるの状態となれり即ち米英佛露が世界を潤歩すべき時代は來れり去れば米國と争ふが如きは日本の望まざる所にして彼は却て吾人の手より何等かの恩寵を求めつゝあるに非ずやと思惟せらる此點より觀察して余は太平洋沿岸の問題を重視せず去れど太平洋沿岸の諸國が議會に於て排日案を通過せしむる如きは全く吾人の執らざる所なり勿論彼の法案は單に排日を主眼とせず一般東洋人に對するものなるべけれど萬一其の法案が通過せば日本は正當防衛の地位に立つを餘儀せらるべ

し然れども州議會は終極の者に非ずして其上には更に合衆國政府の之れが最後の解決を與ふべきものなるが故に余は現今の事態の決して愁ふるに足らざるを信ずと

*G 前大藏卿シヤウ氏は貴府に於て語りて曰く予はモリス市にて日本との戦争を豫言せず唯著名なる事實を擧げんのみ予は日本が爲さんと欲せば三十日以内に二十萬の軍隊を布哇に送り得るも吾人は運送船を有せざる爲め十萬の軍隊をも送る能はず又日本はシヤトル附近に上陸し漸次南方に進軍せしめ得れど我が太平洋沿岸諸砲臺は背面防禦を有せざれば之れに抵抗する能はず又現在の我彈藥製造所は晝夜兼行にて三十日間に製造したるものを戦時二時間に消費さるゝを知らざるべからず戦艦を建造するも好し然れども戦艦には運送船假裝巡洋艦附かざれば何等價値なし戦争ありとするも大西洋艦隊を桑港に回航せんとするも所要の石炭運送船なきにあらずや予は戦争を豫言せず大戦争の場合米國が如何なる状態の下に立つべきか豫言せるのみなりと

*H ノックス提議に關し露紙の批評に曰く
米紙の論調を見るにニユーヨークタイムス紙の論に曰く日本が紐育の事業家の請求に反對するは事理を解せざる者と云はざる可からず日本が露國と戦争を開始するや其の資本を歐洲に得んとして拒絶せられたるも幸に米國より四億の外債を得て戦争を爲すを得たるなり若し米國にして之を拒絶したらんには日本は如何なる危険に遭遇したるや知るべからず日露戦争に經濟上の助力を以て日本を救ひたる者は米國なり

り云々と又同紙は敢て感情的に日本人を攻撃して米國が日本に與へたる非常なる助力の恩を記憶せしめんとする者にあらす只日本に警告する者なり即ち日本が再び日露戦争當年の如き困難なる状態に遭遇せる場合に若しも米國經濟界の反對を受けしならば戦争を爲す可き資力を何處に得んとするか云々と又滿洲門戶開放に付紐育タイムス紙は日本人をしてノックス氏の計畫に賛同せしむるに足る可き他に眞面目なる結論を得る能はざるなり同紙は千九百八年十一月三十日附の華盛頓駐劄日本公使の外交文書を擧示せり高平公使は此の外交文書に日本が滿洲の門戶開放と現状維持の主義を確守せんとする者なることを確かめたり此の外にも紐育タイムス紙は同様の外交文書を列擧せり左れど是等外交官文書に言ふ所の滿洲の現状維持の内容は即ち滿洲に現存する鐵道の現状を指す者なる事は同紙も自から認むる所なり露國は滿洲に於て鐵道を敷設し且つ其の租借地を治理するの特権を有せり日本も又滿洲に於て露國より繼承する權利と清國の承認によりて滿洲鐵道の南部區域を處理する同様の特権を有するものなり日本も露國も門戶開放の主義を確守する事を聲言せるは只現状維持即ち日露兩國既得の權利を尊重する條件の下に此の主義を確守す可きを聲明したるに過ぎず斯の如くなるを以て日本が米國計畫の鐵道中立提案に對する同意を拒絶したるは是れ決して日本の門戶開放聲言の責任に矛盾する者に非ざるなり又紐育事業家の機關紙は固より如上の事理を解せざるに非ず之を解しながら尙を外交文書を引きて云々するは是れ専ら日本の罪過を立證せんが爲めなり同紙所論の歸す

る所は要するに日本に金を與へずとの一言を以て日本を脅威し日本が若し何時か再び露國と開戦するの必要を來すことありとも今度は金力の助力を與へずと威すに過ぎず

又感情と國際問題とは一致するものに非ずとの米紙の意見には吾人も同意なり故に吾人の意見を以てすれば日本の政事家は紐育事業家の機關紙の感情的なる脅威を少しも恐れざるべし若し日本は戦争の爲めに金の必要あれば日本は之れを米國に得らるべし米國國民は銀行家の勧誘によりて既に日本に四億留を貸し與へたり若しも日本にして之が償還の困難なるべき經濟上の状況を來さば米國は最後まで決心を存せざるなり日本の外債が償還困難の極に至るもシツプ氏の如き人物は飽くまでも米國人をして冒險を繼續せしむるに相違なく國民は損害を受くるも銀行家は數千萬の手數料を以て其の懐を肥すにあり又日本の政治家は擬製の結論を以て動かさる可きにあらざるを以て紐育新聞が無益に火藥を費すは寧ろ氣の毒なり清國は日露兩國の同意を得ずし滿洲の現状維持を決定する權を有せざるなり是れ過日英國外務大臣エドワード・グレイ卿も承認せる所なり日露英清の相互の義務は極東に於て海外よりの一切の危害に對して能く其の平和を保障するを得べし斯の如き事實なるを以て紐育銀行家の有難からざる脅威は何を人も驚かすに足らざるなりと

第六節 日清の關係及露清米の關係

其一 日清の關係

法庫門鐵道
問題

ロンドン、
タイムスの
所見

本章第二節に述べたるが如く、戦後日清間に協定せられたる協約を實行するに方り、先づ紛議を生したるは鐵道問題にして法庫門鐵道問題、安奉線問題の如き紛争の度合頗る大なるものあり。法庫門鐵道は日清協約の協定に違背するものなるを以て、日本政府の之に抗議せんに始まり、此の問題は延て日英間の或る一部の感情を睽離せんとせしに至れり。ロンドン、タイムスは明暢なる疏解を試みて曰く『滿洲に於ける日本の行動は、從來屢物議の因となり、夫が爲め日英兩國の關係は、其同盟の初期に於ける如く、親善ならざるやの臆測を認むるものあるに至れり、世評の多くは純然たる捏造にかゝるか然からざれば甚しき誇大に失すと雖も、亦一見正當の理由あるが如く思はるゝものなきにあらず、法庫門鐵道問題の如きは其の最も顯著なる一例なり、今や世人一般は日本を以て故なく強硬の態度を取れるものと信じ、或は日本に於て英清兩國の利益を充分に顧慮せざるが如き感を懷くものあり、東京に於ける本社通信員よりの電報は、斯の如き疑惑を解くに足れり、同通信員は清國人に對する同情、並に清國側より觀察せる識見に於て定評ある在北京本社通信員と共に、日本の内閣を訪ひ、日清間の諸問題を餘蘊なく講究せり、日本が

其の隠當誠實なる政策に關し、一切の誤解を芟除せんが爲め、意を用ふるは即ち日英同盟の有益なるを證し、又其の永續すべき兆候なり、特派通信員は日本滯在中殊に皇帝陛下に謁見の際、日本に於ては英國の好誼に重きを措き、同盟維持の必要を信ずることを十分に看取せり、是れ英國に於ても又其の感を同じくする所にして、法庫門鐵道問題に對する通信員の報告により、一層其の念を強くすべし。細目に至りては郵報に讓るも、日本が清國仲裁裁判附託の提議を拒絶せるが爲め生ぜる誤解に除くには、該電報通信にて足れり、即ち右通信によれば、清國の提議に先ち、日本は既に妥協案を示し、其の提案たるや、若し清國に於ても、等しく交讓の誠意を有せば、假令全然之れを承諾すること能はずとするも、亦以て商議の基礎となすに適せるものなり、日本が競争線の敷設を禁止するの權利を有するは、千九百五年十二月の日清會議錄に調印せる清國に於て之れを争ふことを得ざるは勿論、該協定の通告に接して、何等の異議を述べざりし、英國に於ても亦之れを承諾せざるを得ず、従て問題は單に法庫門線の果して競争線なるや否やの一點にあり、若し本線にして法庫門以北に延長せられざるに於ては、日本の論據或は薄弱なるが如き感あり

と雖、元來南滿鐵道は日本が慘澹たる戰爭を以て、久しきに亘りて漸く獲得せる所なるが故に、苟も其の價值を減殺するの虞ある競争線に對しては、日本に於て漫然これが敷設に同意するの危険を侵さざるは固より自然の勢なり、况や競争線にして、北方齊々哈爾に向ひ延長せらるゝに於ては、南滿鐵道の損失重大なるべきこと疑なきに於てをや、故に本年二月日本は斯の如き延長線の害を防がんが爲め、清國に發議せる所あり、其の提出せる兩案は何れも仲裁裁判所附託の希望通告前、清國の拒絶する所となれりと雖、本問題其他の諸懸案に關し、適當の解決を得んが爲め、再び商議を開始するは日本に於て異議を有せず、只日本は清國に望むに、若し日本の干涉なかりせば、清國は全然滿洲を失ひて恢復の途なかりしを記憶せんことを以てするも、清國從來の政策に徴するに、斯の如き希望は到底實現せらるべくもあらず、滿洲問題を處理するに方り、日本と他國との間に紛争を生せしめんとするは、清國の目的とせし所にして、今猶舊の如くなれば論を俟たず、日本政府より法庫門鐵道の敷設は、日清協定の違反と認むべき旨の通告に接せし後に至り、其の請負契約を英商と締結せしは、全く日英離間の目的を以て爲せるものたること疑を容れ

ず、但し此の清國の企圖は全く失敗に歸せり、日英の同盟並に親交は、兩國の利益を基礎として根柢極めて堅く、斯の如き淺薄なる術數により、何等の影響を受くべきものにあらざるなり」と。

日本政府が新民屯以北の地域に在りて、清國より鐵道敷設の場合には、豫め我が政府に協商する所あるべく、無斷敷設の權なしと主張し、以て日清協約の滿鐵競争線に對する我權利を確保したるの正當なるは論を俟たず、已にして清國政府は新法線を拋棄し、錦齊間鐵道を計畫したり。

安奉線問題^{※A}は始め本線改築急施の必要あるを以て、清國政府の協力を求め、交渉を重ねたりしも、同政府の回答要領を得ず、日本政府は終に止むを得ず、最早日本政府は清國の協力を待たず、條約上の權利に基き、直に改築工事に着手すべきことを通告するに至れり。

安奉鐵道は、戰役中軍用の爲め、急速に敷設したる輕便鐵道に屬し、之れをして鐵道の實用をなさしめんとするに至りては、是非とも之れを改築するを必要とするを以て日本政府は一、九〇五年(明治三十八年)十二月北京談判の際、其の目的を以て清

※A
安奉線問題

國に交渉し、其の結果、北京條約附屬協約第八條に於て、日本政府が同鐵道を各國商工業の貨物運輸の鐵道に改築し、引續き之れを經營するの權利を有することを盟約せしめたり、即ち我に於ては、右改築方に關し、屢々清國と内議を遂げたることありしが、同鐵道は我か南滿鐵道の連鎖なるのみならず、釜山より歐洲に至る歐亞聯絡の大道は該鐵道の改築により、始めて開通を見るに至る次第なるを以て、帝國政府は世界交通上の利便の爲、成るべく速に該鐵道を改築せんことを欲し、一、九〇九年(明治四十三年)一月より公然清國に對し、交渉を開き、先づ鐵道線路實查の爲め委員を派遣せんことを求め、其の結果日清兩國委員は同道して踏査に従事することとなり、遂に四月上旬を以て陳相屯奉天間約二十哩の小距離を除くの外、豫定線路全部の立會踏査を了し、清國委員は該線路の適當なることを認め、其の主旨に據り清國政府に報告を爲すの運びに至れり。

然るに陳相屯奉天間の線路に關しては、未だ清國政府と交渉を了せざるを以て、日本政府は、安奉鐵道改築急施の目的を達するが爲め、取敢へず此の部分の改築問題を後日の審議に譲ることとし、先づ清國側に於て、異存なき陳相屯以東の工事を施

行せんことを希望し、立會踏査終了後、直に改築の爲め必要なる土地の買収に着手したき旨を清國政府に申出しめたり、然るに清國は守備兵撤退問題、鐵道警察權問題等を提出し、徒に言を左右に托して、容易に我が要求に應ぜず、日本政府が累次清國に對し、意を盡して我が要求に對する應諾を求めたるに拘はらず、漸く六月二十四日に至り、我が要求に對する回答を致し、安奉鐵道の工事は、單に現在の線路を改良するに止むべく、軌道を取擴げ、線路の更正を爲すは之れを許さず、現在日本政府より派遣する鐵道守備兵は、即時に之れを撤退し、同鐵道沿線に於ける日本警察は、其の全部を擧げて、直に之を撤去すべしと云ふが如き、極めて不當なる數個の要求を爲すに至れり。

元來安奉線の改築は、現在の軍用狹軌鐵道を改めて、商工業用の鐵道となすを其の目的とする次第なるを以て、其の軌道を擴げて普通鐵道と同じからしめ、且技術上必要なる線路の更正をなすことは是れ即ち改築たるに外ならず、北京協約規定の主旨亦此にあるは明白争ふべからざること、に屬す、然るに清國は、管に守備兵及警察權問題の如き條約上東清鐵道の例によるべきものなること、明かにして、而も改築

不法なる清國の異議

實施と何等の關係なき問題を提起するに止まらず、軌道の取擴げ線路の更正を目して改築にあらずと爲し、強て之れを拒否せんとするに至りては、其眞意改築實行を妨害するにありと認むるの外なし。

日本政府は清國の回答が斯の如き不當なるにも拘はらず、尙日清兩國の親交の聊かたりとも、此の問題の爲めに毀傷せらるゝに至らんことを思へ、安奉鐵道の改築は條約上我が有する相當の權利なる事、同鐵道の歐亞交通の要路に當り、世界文明の爲め一日も速に之れを改築するの必要ある事、並に滿洲に於ける氣候の關係上直に改築工事に着手せざるに於ては、更に又一個年の時日を徒費するに至るべきこと等を詳説し、清國政府に反省を促したりと雖、清國政府は一個月餘の久しきに亘り、尙何等確的なる回答を與へず、其の意思の改築工事を妨害するにあること明白となり、清國に於て此の態度を持する間は、幾年を経るも、改築工事は到底之れを實行するに由なく、世界的交通の大道は、徒らに此が爲めに開通を阻害せらるべきを以て、日本政府は已むを得ず、清國政府に通告し、清國官憲の協力を俟たず、條約上の權利に基き、曩に兩國委員の踏査是認したる線路に據り、自ら改築工事を實行せ

んとするに至れり。

清國政府は八月十一日附を以て在外各使臣に向け電訓を發して曰く「光緒三十一年(千九百零五年)十一月日清兩國の全權大使は安奉線を軍用鐵道より商用鐵道に變し、日本政府の手にて敷設修繕すべきを約し、又同條約に於て、清國政府は十五箇年の終りに當り、之れを買戻すの權利を有すべき旨を規定し、且つ改築工事は二箇年以内に開始し、日清兩國政府より委員を任命し、雙方共同にて之れを實行すべく、從て清國政府は工事の監督検査に與るの權利を有することを約定したり。然るに日本は條約に規定せる年限終了するまで、此の件に就き協商するの意思を示さず、否な日本政府は今年春季に至るまで、之を行ふ事なかりき、然れども清國政府は日清兩國の友愛的關係を深ふするの目的を以て、日本の再び協議要求を容れ、郵傳部は之れが爲め委員を特派し、次で滿洲總督は、奉天日本領事に對し、同線工事に就ては、最初の協約を固守すべきを主張せるが、領事は清國側の「日本は鐵道若しくは之れに沿ひて軍隊を置くべからずとの要求を拒み、爲に事件を遷延せしめたり、同協議が長時日に亘り、遷延せる理由は、實に茲に存す、而して協議進行中、日本公使は八

月六日意外にも外務部に向け、清國の遷延を咎め、日本は清國の協力を待たずして、工事を開始すべきを宣言する通牒を送りたり、我が外務部は右通牒に接し、駐清日本公使に回答を與へたるが、其の要領は鐵道改良は商業利益の爲めに行ふものなるを以て、別に鐵道地帯を伸張するの必要あることなし、然れども日本にして、軌條變更、其他工事的改良の性質を希望せば、清國は之れに反對するものにあらず」といふにあり。尙此訓令に於て軌條變更の場合には、北京奉天線と同一のものたらざるべからざる事、及び其の他の變更は工事的必要に迫られたるものたらざるべからざることを切言せり、後者は同線路の一般的變更あるべしとの説あるを以て、特に之れに言及せるに外ならず、また回答は滿洲鐵道守備隊擴張を許さず、線路守護警吏は清國政府より之れを供給すべきことを説き、結論に於て過去に於ける遷延の責任が清國側にあらざることを主張して「尙我が政府が閣下等に對し、茲に指摘せんと欲する所は、日本政府が條約規則の工事開始期限終了後に協議を開始したるに拘はらず、政府は兩國間に於ける問題の無事落着を希望して、其の要求を拒まざりしに、日本は却て其の強力を頼み、條約を無視して、俄然自由行動を執り、我が國

を非難するに遷延を以てすることは是なり、蓋し政府の所信を以てすれば、日本政府は商業交通發達の口實の下に、全く軍事的目的を以て、同鐵道改築を希望するものなり、又茲に記憶すべきは日本が是以外に清國の權利及自由を侵害せる行動多數なることは是れなり、殊に我が政府が鐵道守護軍隊及警察隊組織の問題に重を措きたるは、實に上記の如き事情、殊に滿洲に於ける日本の軍事的支配を擴張せるに顧みたる爲に外ならず。日本にして是等の點に就き、讓歩せりとせば、同問題は早く既に解決を見、從て日本は其の遷延の罪を清國に歸する必要もなかりしならん、清國は今尙條約の規定に違反せざる友愛的解決を見んことを希望し、茲に列國に對し、此の宣言を發する所以のものは、只事實の真相を明にし、以て世界をして罪の何れにあるかを判斷せしめんと欲するに過ぎざるなり」と言へり。

日本政府は安奉線問題に關し、幾度か清國の反省を促したるも上記の如く、毫も其の誠意を認むる能はざるにつき、伊集院公使の手を経て、大要左の意味を清國に通牒したり。

一、安奉線改築に就き幾度か貴政府に向つて、反省を促したるも、遂に其の誠意を

日本政府より
清國政府へ
の通牒

認むる能はざるは遺憾なり。

二、該鐵道線路改築工事は、北京條約の精神により、到底遷延を許さず、故に我が政府は斷然自由行動を執り、速に工事に着手すべし。

三、該工事に妨害を與へざる限り、尙其の談判に應ずべく、其他兩國の懸案は妥協の精神を以て解決せんことを希望す。

清國政府は黙する能はず、伊集院公使に回答を送り、清國が必ずしも軌道の取擴め及技術上必要な線路の更正に關する主張を固執するものにあらざる事並に線路の更正に付ては、兩國より委員を派し、商議を爲したき旨を申越したるにより、日本政府は更に覺書を以て伊集院公使をして我實行せむとする線路の更正が、技術上必要避くべからざるものに止まるのみならず、我に於ては曩に兩國委員の共同踏査したる線路に依りて改築を實行せむとするものなるを以て、更めて帝國より委員を特派し、商議をなすの必要なべく、清國政府に於ては改築工事急施の必要に願み、此際速に兩國委員の既に踏査決定せる線路を承認せむことを希望する旨を清國政府に申入れしめたる處、遂に八月十三日に至り、清國政府より更に伊集

清國政府の
回答

*B

清國政府終
に属す

院公使に覆牒を送り來り、清國政府が安奉線改築の急務たるを認め、之が爲め必要なる協力をなさむとするの意思明白なるに至りたるを以て日本政府は、日清兩國の親交に鑑み、右交渉の結果に基き、小池總領事をして、錫總督及程巡撫との間に覺書の交換を行はしめたり、其の要は

- 一、軌道は京奉鐵道と同様となすこと。
- 二、兩國は大體に於て兩國委員が既に踏査決定せる線路を承認すること、尤も陳相屯より奉天に至る線路は、兩國に於て追て之を協議決定すること。

と定めたるにあり。(尙ほ安奉沿線警察權問題あり、是亦一の覺書の交換を了したり。)

日清間の問題として懸案たりしもの、其他一にして止まらず、間島問題の如き、撫順烟臺炭坑問題の如き、營口支線問題の如き、新奉吉長借款問題の如き、漁權問題の如き、鴨綠江架橋問題の如き、難易の差なきにあらずと雖、兩政府の交渉頗る其の煩を極めたるものなり。而して間島問題に對しては、清國の領土たる事を承認すると同時に、我國の施設を保障し、並に日韓兩國國民の保護權行使は、從來の通り我れに於

* C
* C
* C F
* C D M
* E
* G

て任ずる事となり、撫順烟臺の兩炭坑は、北京條約の通り、日本に讓與し、我國は清國に對し、多少の採掘並に海關稅を支拂ふべきこととなり、奉天停車場問題は、日清兩國共に希望一致し、其の停車場は奉天城壁外迄移轉する事となり、大石橋營口間の支線並に營口新市街迄約二哩延長の問題は、清國は前者は繼續を認めず、撤去を迫り、後者は延長を許さずと云ふにありしが、實際該件は日本のみならず、清國人民側に於ても、非常に希望する處なるを以て、兩件共に我が要求に應ずる事となれり。

其二 露清米の關係

A 東清鐵道附屬地問題に於ける露清間の紛議協定

哈留賓以南に於ける鐵道附屬地自治制に關し、露清間の紛議に付き、一の協定を爲せり。此協約第一條に就き、兩國間に一の覺書を交換したり、即ち清國外務部よりは、『東清鐵道附屬地は、清國領土にして既に協定に於て明言せし如く、清國は該附屬地に對し、完全なる主權を有す、故に同附屬地内に居住する各外國人民が、清國と各外國と締結せる條約により享受すべき利益は、附屬地内にありても、同様之れを尊重すべきものとす、一切の誤解を解かんが爲めに、特に此覺書を交換す』と言ひ、露國

紛議の協定

* H

* L

公使よりは「鐵道附屬地は清國の領土とす、特に茲に清國の主權を承認するを聲明す、本日將に自治制に關する協定に署名せんとするに當り、本公使は附屬地内に居住する各外國人が、清國と各外國と締結せる條約に據り、享受する利益は附屬地中にありても之れを尊重す」と言へり。

今此の協約締結に付きノーツエ、ウレミヤの記事を援くの必要あり、曰く

東清鐵道會社は千八百九十六年八月二十七日の條約によりて清國政府より租借地域内に屬する土地管理の特權を得たり、東清鐵道會社と清國政府の間には此の租借地管理の問題に關しては何等意見の行違ひ起らざりき然るに我が親善なる支那の外間の影響に依りて鐵道會社と清國人の間に一大衝突を惹起せり。

清國府は政哈爾濱附近に於て、鐵道會社の爲めに可なりに廣濶なる地所を與へ、其の地域内に移民漸く繁殖したるが、其の住民は主として鐵道職員及多少鐵道に關係を有する露國臣民なり、斯くて租借地は移民増加し、家屋の建築相踵き、曩日の原野は一變して市街となるに及び、其の清潔と秩序とを保持するが爲めに、尠なからざる資金を要するに至りしかば、鐵道會社にては市街整頓の目的を以て、居住民に

露紙の所論
を詳く其額未
を詳く其額未
を詳く其額未

對して、其國籍の如何を問はず、徵税の方法を設けたり。此の徵税は必要に應じて起り、且つ相當の手續を経て施行したるものにて、又確に東清鐵道會社と清國政府の協約第六條に基きて施行せるものたり、然るに米國領事は鐵道會社が、哈爾濱住民に施行したる徵税權に對して、抗議を始めなり、米國領事の奸策によりて、租借地内に土地家屋を賃借し居る清國商人は、清國版圖内に於ける徵税は、獨り清國政府のみ是れを課するを得るものなりとの口實の下に、市街整頓の目的を以てする徵税を拒絶せり。東清鐵道會社にては、清國政府との條約によりて、鐵道會社の有し居る正確なる權利に基き、強固なる態度を取りて、市街整頓の爲めの徵税に應せざる租借地内の凡ての商店に對し、閉店を命じて、之れを威嚇せり。然るに露國政府にては條約上の範圍に立て、此の問題を解決する事を欲せず、却て本問題を法律上の立場より政治上の立場に移すことに決定せり、露國政府は東清鐵道會社に對して、其の權利を讓歩し、條約によりて會社の有し居る租借地の特別管理權を放棄せんとする事を勸告せり。何れの他の政府にても、其の臣民が法律によりて得居る權利の保護を斯くも容易に拒絶す可しとは想像し得ざる所なり、租借地に於ける

鐵道會社の治外法權は、敢て清國の宗主權を妨げざる限りは、充分に保護と受く可きが當然なり、英國にても、獨逸にても、亦米國にても、其國民の正當に有する利害關係を保護せざりしや否や、露曆四月二十七日、五月十日、北京駐劄露國公使及東清鐵道會社代表者は、清國政府の全權委員と東清鐵道租借地に於ける殖民地管理の手續に關する一の豫備協約に調印せり。此豫備協約の第一個條は、租借地内に於る清國の總て主權を認むるの主義を確定せる者なり、東清鐵道會社は同會社の所有地の範圍に於て、清國の主權を直接にも間接にも決して之を排斥せず、又之を侵害せずとの事を決定せり。斯の如くなるを以て、對清國の我新協約は殆ど無用の協約なり、此の協約は將來に至りて或は左の如き意義に解釋せらるゝやも知る可らず、即ち東清鐵道は清國の國家の主權を毀損する者なるが故に、規定を設けて、清國の主權承諾を確定せざる可らずといふ如き解釋これなり。勿論其の次には東清鐵道の諸條約に基く、權利の不可侵なる事も決定せられあれども、此の協約は只是れ此の不可侵を侵害する爲の協約に外ならず、此の不可侵權は最も露骨に侵害せられ居れり、現今に至るまで租借地内に於ける行政權は、専ら鐵道會社に屬したる

も、今後この管理權は新規の制定の掌裡に移りたるを以て、鐵道會社は此の新制度の爲めに、何等の實力を有せざる無用の長物たるに過ぎざるに至れり。此の租借地内に起りたる事件を處理せんが爲めには、殖民地協會設立せらるゝ筈にして、殖民地協會は殆ど鐵道會社の要求を其の眼中に置かざる所のものなり、此の租借地内の殖民地の整頓と經濟に關する一切の問題は、今や村落の住民より選舉せられたる全權委員の集會の會議に附せらるゝ事となれり、又此の全權委員會は其中より互選を以て其の三分の一を超過せざる實行委員を選任する事を規定せり、斯の如くなるを以て、東清鐵道會社は僅に實行委員會に於ける小數者たるに過ぎざる事となれり。勿論全權委員及實行委員會の決議は、最後の決定にあらず、其の決議は露清兩國官吏より成れる鐵道會社代表者の裁許を得ざる可からず、然るに若しも全權委員會の決議に對して、露清兩國の官吏が一致するを得ざる場合には、其の問題を會議の再議に附すべし、而して其の問題が會議出席者の四分の三の多數の賛成を得る場合に最初の決議は初めて合法の効力を有するものとなるなり、是れ實に一切の重要な問題に關して、東清鐵道會社の力は全く空無に歸したるもの

と云はざる可からず事態斯の如くなりたるは、是れ單に露國の爲めに利ならざるのみならず、又清國自身の爲めに有利なりとは思はれざるなり、是れ哈爾濱に於ける露清人の生活の状を見るに、露國人の文化は遙に清國人の上に在る事を一瞥するのみにて明なる可し、清國鐵道會社より租借地整頓問題を決定する權力を奪ふは即ち租借地の不整頓不整理を來すものと云はざる可からず。四月二十七日の豫備協約は市町村の將來の自治に關する一般要點を決定したるに過ぎず、故に此の協約の成功不成功は、専ら其の細則の如何に關すべし、露清兩國民の一般利益の爲めに論すれば、市町村自治の細則を制定せらるゝ場合には、理論よりも住民の實地の幸福を配慮せられん事を希望せざるを得ず、米國新聞の説に依れば、露國は此の事件に就きて、大に清國に讓歩したるが、是れには機敏なる米國の外交大に與りて力あるものゝ如く論せり、米國の外交家は此の事件に就きて何等かの役目を爲したるに相違なし、然れども其の決して清國の利益の爲めにしたるに非ざるは勿論なり、米國人は哈爾濱に於て、外國領事が權力を有する様なる一の行政機關を設けんことを欲せるなり、然るに露清協約は東清鐵道の租借地に於て、都會の管理上

に外國領事の干渉することを全く除き去れり、露國は大なる讓歩寧ろ分外の讓歩をなせり、然れども其の讓歩たるや、將來大に親善の關係を永久に保たざる可からざる隣國に對しての讓歩たるのみと以て本協約成立の理由を伺ふに足らんか。米國々務卿ノックスの滿洲鐵道中立提議のありしとき、倫敦タイムズは日露兩國か此の提案を拒絶したるを賛成し、一方に於て清國か英米資本家請負業者に錦愛鐵道敷設を許可せんと企てたるを攻撃し、又ノーウエ、ウレミヤは切論を試みて其不條理なるを論斷せり。此種の問題は是れ實に露米清の關係にして殊に米國に對し清國か米國に對するの將來は、更に列強の注目すべきものたらざるばあらず。

其三 清國に於ける鐵道投資競争

日清戰爭後に於ける列強の清國に對する利權の競争は、所謂勢力範圍なるものなりしこと尙ほ吾人の記憶に新たなる所なり。而して土地租借を外にしては、鐵道の敷設鑛山開掘の二權之れか競争の目標たりしか如く、日露戰爭後に於ける清國に對する列強の活動は全く鐵道投資の上に挂れり。一九一〇年三月頃に於ける現勢は左の如くなりしなり。

極東近時外交史

- 一、 粵漢川漢に對する英米獨佛四個國の借款申込金額六千萬圓、
- 二、 錦愛鐵道に對する米英日の申込、
- 三、 蒙古橫斷鐵道に對して英國資本にて敷設せんと露國の申込、
- 四、 津浦鐵道に對して獨英二國は五千萬圓(但獨は三分の二英は三分の一)の借款に應じたるも今日その不足を告げ、更に借款を募るに際し、獨英共に喜んで應ぜんとするの形勢あり、
- 五、 開徐及徐海(河南開封府より江蘇省徐州迄、同徐州より海岸の海州まで)鐵道は清國政府測量を経て、敷設を希望するや、英國は進んでその借款に應ぜんとし、米國シンゲケートも亦前に此の線路に對して借款の申込を爲せりと傳ふ、
- 六、 川漢鐵道四川省部に於て資金の缺乏を告ぐると聞くと、米國は前に借款を申し込めりと云ふ緣故によりて竊かに此方面の借款に應ずる運動を開始せりと噂せらる。
- 七、 雲南鐵道を延長して四川省に於て、川漢鐵路と接續せしむる線路に關しては佛國は頻りに熱望しつゝあり、
- 八、 吉長線は我國にて借款に應ぜり。

其投資の競争は今後容易に終熄すべきにあらず、外交の時局は種々の形を以て之が裏面に蟠踞しつゝあり。

*A 安奉鐵道は安東縣より奉天に至る鐵道にして其の現在の延長百八十八哩軌道の

幅員二呎六吋に止まり戰時々々の際の際の築造に係り隧道及橋梁の建設を避けたる爲め其の線路迂回を極め其の勾配及曲線も亦頗る急なる爲め往々脱線の危険あり加ふるに其の牽引力の小なるが爲め僅に三四輛の客貨車を聯絡するに過ぎざるのみならず場所により機關車をして先づ一二輛の客貨車を牽かしめたる後更に殘餘の客貨車を牽かしめざるべからざる所あり其の速力も亦甚だ遅く而かも夜間の運轉を許さず全線百八十八哩を往々に全く二日を要するを現在の状態とす本線の改築實行は軌道の幅員は韓國鐵道南滿鐵道幹線及び清國鐵道と同一となり其の間の連絡至便となるのみならず其の牽引力増加の結果客貨車運輸は便利となり又隧道を穿ち橋梁を架して線路の迂回を短縮するを以て安東より奉天まで約九時間を要するに止まるに至るべし右の次第なるを以て同鐵道の開通の曉は歐亞聯絡の大通路は現時の烏港線及大連線の外尙ほ該鐵道を経韓國を縱斷して釜山に至るの一線を加ふることゝなるべく該線は對馬海峡百二十二哩を除くの外全然陸路に賴るものにして哈爾濱日本間に於て他の二線に對して數時間の節約を爲すを得べく世界の交通上多大の裨益を得るに至るべし

*B 安奉線問題に對する、我行動に對し英國にてはタイムズ紙上に於てチロル氏は滿洲に於ける清國の現状今日の如く更に自衛の途を講ぜず混亂の有様に在るに於ては日本が日露の大戦を致してせしと同一目的を以て東洋の平和保證上安奉線の改築を圖るは日本に取り必要の事にして利害關係なき第三國は之に對し客味の權ある可から

す況や日本政府は條約を遵奉し支那政府に向ひ盡すべき手續は之を盡したるに於てをや尙ほ北京特派通信員たるモリソン氏は元來日清協約の文義の粗漏なる議すべき點なきに非ざるも安奉問題に於て日本政府が斷然たる態度を取に至りしは其の責任清國外務にあり慶親王以下同部高官は互に責任を推諉して偷安姑息の弊に沈溺せるより斯る重要問題を地方官督撫に委せて更に大局を顧念せざるの結果なりと言へり

※C日清協約(間島に關する協約)

大日本帝國政府及大清國政府は善隣の交誼に鑑み圖滿江の清韓兩國の國境たることを互に確認し並に妥協の精神を以て一切の辨法を安定し以て清韓兩國の邊民をして永遠に治安の慶福を享受せしむることを欲し茲に左の條款を訂立せり

第一條 日清兩國政府は圖們江を清韓兩國の國境とし江源地方に於ては定界碑を起點とし兩國の境界を爲すことを聲明す

第二條 清國政府は本協約の調印成るべく速に左記の各地を外國人の居住及び貿易の爲め解放すべく日本政府は此等の地に領事館若しくは領事館分館を配設すべし開放の期日は別に之を定む

龍井村 局子街 頭道溝 百草溝

第三條 清國政府は從來の通圖們江北の墾地に於て韓民の居住を承准す其地域の境界は別圖を以て之を示す

第四條 圖們江北方雜居區域内墾地居住の韓民は清國の法權に服従し清國地方官の

管轄裁判に歸す清國官憲は右官民を清國民と同様に待遇すべく納税其他一切行政上の處分も清國民と同様たるべし

右韓民に關係する民事刑事の一切の訴訟事件は清國官憲に於て清國の法律を按照し公平に裁判すべく日本國領事館又は其委任を受けたる官吏は自由に法廷に立會ふことを得但人命に關する重案に付ては須らく先づ日本領事官に知照すべき者とす日本國領事官に於て若法律を按照せずして判斷せる廉あることを認めたるとき公正の裁判を期せるが爲別に官吏を派して覆審すべきことを清國に請求すべきことを得

第五條 圖們江北雜居區域内に於ける韓民所有の土地家屋は清國政府は清國人民の財産同様に完全に保護すべし又該江沿岸には場所を選み渡船を設け双方人民の往來は自由たるべし但し兵器を携帯する者は公文又は護照なくして境を越ゆるを得ず雜居區域内生産の米穀は韓民の搬出を許す尤も凶年に際しては尙禁止することを得べく柴草は舊により照辦すべし

第六條 清國政府は將來吉長鐵道を延吉南境に延長し韓國會寧に於て韓國鐵道と連絡すべく其一切の辨法は吉長鐵道と一律たるべし開辦の時期は清國政府に於て情形を酌量し日本國政府と商議の上之を定む

第七條 本協約は調印後直に効力を生ずべく統監府派出所並に文武の各員は成るべく速に撤退を開始し二箇年を以て完了すべし

日本國政府は二箇月以内に第二條所開の通商地に領事館を開設すべし

大日本國政府及び大清國政府は滿洲に於て双方共に關係を有する事項は明確に議定し將來の誤解を防ぎ以て兩國善隣の關係を益々鞏固せむことを希望し茲に左の條款を訂立せり

第一條 清國政府は新民屯法庫門間の鐵道を敷設せんとする場合には豫め日本國政府と商議することに同意す

第二條 清國政府は大石橋營口枝線を南滿洲鐵道枝線と承認し南滿洲鐵道期限満了の際一律清國に交換すること並に該枝線の末端を營口に延長することに同意す

第三條 日清兩國政府は撫順及煙臺兩所の炭鑛に關し和平商定することに左の如し

甲、清國政府は日本國政府の上記兩炭鑛採掘權を有することを承認す

乙、日本國政府は清國の一切の主權を尊重し並上記炭鑛の採炭に對し清國政府に納税することを承諾す右の税率は清國他所の石炭に對する最惠の税率を標準とし別に協定すべし

丙、清國政府は上記兩炭鑛の採炭に對し他所の石炭に對する最惠の輸出税率を適用すること承諾す

丁、炭鑛の區域並に一切の細則は別に委員を派して協定すべし

第四條 安奉鐵道沿線及南滿州鐵道幹線沿岸の鑛務は撫順及煙臺を除き明治四十年即ち光緒三十三年東三省督撫が日本總領事と議定せる大綱を按照し日清兩國人の

の合辦を爲すべく其細則は追て督撫と日本國總領事との間に商定すべし

第五條 京奉鐵道を奉天城下に延長することは日本國政府に於て異議なきことを聲明す其實行の辦法は地方に於ける兩國官憲並專門技師をして商定せしむべし

* D 吉長鐵道借款の問題は新奉鐵道遼河以東の部分借款問題と其の起原を一にし兩問題常に相並ひて交渉せられ來れり即ち問題は全く別々なれども談判に於ても條約に於ても合併して取扱はれたり明治四十年四月十五日北京に於て我林公使と那桐、盟鴻機、唐紹儀との間に成りたる新奉及び吉長鐵道協約の第一條に於て清國政府は新奉鐵道遼河以東の部分に要する資金の一半を南滿洲鐵道會社より借入るゝことを契約し第二條に於て吉長鐵道の資金の半額も亦南滿洲會社より借入るゝ事となり居れり而して同協約第三條(甲)に於て借款期限は新奉鐵道十八年吉長鐵道二十五年と定められ(乙)に於て吉長線の支線及延長線敷設の場合に資金に不足ある時は南滿洲會社より借入るべき事の契約あり(丁)に於て兩鐵道の技師長及び會計役として日本人を用ゆべきを定め(己)に於て兩鐵道一切の收入は日本國銀行に預入るべく其の預入方法に至つては借款契約訂結の際商定すべしとの契約あり

右の協約に於て兩鐵道に對する我が權利は確定し次て明治四十一年十一月十二日北京に於て我が阿部書記官と郵傳部梁局長との間に調印せられたる兩鐵道協約續約に於て此の權利を一層具體的に確定せり續約の内容を略記すれば

第一、清國政府は京奉鐵道遼河以東に要する資金の半額日本貨幣三十二萬圓並に吉

長鐵道新設に要する資金の半額日本貨幣二百十五萬圓を南滿洲鐵道會社より借入るゝこと

第二、借款の利率は年五分とすること

第三、借款の實收價格は百に付九十三となすこと

第四、京奉鐵道遼河以東線の技師長には日本人を用ひ其の事務に於ては現に京奉鐵道に在職する日本技師をして之れに當らしむること

第五、京奉鐵道遼河以東線の會計事務を別に區分すること困難なるを以て日本政府は同線に會計主任として日本人を入れざることとし其の代りに借款に對する毎年の元利償還額は月割額を以て遼河以東線の毎月純收入額と看做し毎月之れを日本銀行に預入れしめ置くこと

第六、吉長鐵道技師長は清國政府より適當の日本人を選び南滿洲鐵道會社に協議の上之れを定め會計主任は南滿洲鐵道會社より適當の日本人を薦め清國政府と協議の上之を定むること

第七、借款に關する細目の取極め本協約及本續約の規定に基き滿洲鐵道會社と清國郵電部委員との間に別に協定すべきこと

* 五日清漁權問題

日清間數年來の懸案たる熊岳城漁業問題の發端は去る三十九年中關東州漁業團に對する漁船保護料徵收の一件より紛争を惹起せるものにして其後我が奉天總領事と總

督巡撫との間に交渉を重ねたる結果清國政府は關東州在住清人に對し滿洲沿岸の漁業權を確認すると同時に規定の鑑札料を納付すること及び彼我共に保險料徵收を目的とする私團體の設立を認めざる事に協定せられたりと雖も我政府は尙ほ關東州在住日本人に對しても同様の權利を收むるの目的を以て更に交渉を繼續し漸く四十一年度漁期より其の目的を達するを得たるが愈々漁期に入りて奉天總督より告知せる税率は意外の高額にして大いに當業者の所期に反する所ある而已ならず曩に協定せられたるが如き所謂民度を酌量して税率を按排すべしといふ税率の標準に就ては毫も考慮を拂ひたるの形跡なかりしを以て我が關東州漁業者は已を得ず沖合即ち三海里以外の公海に於て漁業に従事することゝ爲りたり。然るに清國政府は絶へず數隻の汽船を漁場に浮せしめて我が漁業船の行動を妨ぐると共に漁獲物の沖合賣買を禁止する等専ら我が漁船隊の行動に妨害を加へ來れり

事情斯の如くにして奉天協商により收得したる我が漁業權も動もすれば空文に歸せんとするの觀を呈せる折柄清國政府は昨年の漁期前我國に對し我が漁業團の出漁せる三海里以外の沖合は悉く清國の領海に屬するを以て清國漁業規則に基き規定の税金を納付するの義務あり又關東州内居住の清國人は其州内に居住せる時のみ日本の支配權に立ち一度公海に出れば清國の支配下に復舊するものなれば假令一步を讓りて渤海の一部を公海なりとするも日本の支配を離れたる自國人に對する課税に付ては苟も我國の干渉を受くる理由なしと主張し來りたるを以て我が奉天總領事は之

れを反駁して三海里以外の公海なるを根據として船舶の國際上に於ける特種の性質を漁權に準用し公海に於ても無論我が配下に屬すべきことを主張し容易に其の決定を見るに至らざりしも漁期の經過と共に本問題も茲に一先ず斷絶するに至りたり四十二年の漁期に入るに先ち清國政府は前年の主張を再び我が奉天總領事に提唱し來りたるを以て我が領事は依然前記の如く之れを反駁する所ありたるが清國は容易に其の交渉の解決すべからざるを觀取せしにや今回は假裝砲艦數隻を同海面に派遣して我が漁船を捉へて鑑札の有無を取調べ若し之れを有せざる者に對しては規定の鑑札料を徴收し始めたるより我が漁船の困惑一方ならず中には之れを納付せるものあるが如きも概して之れを拒否しつゝあるを以て此間往々衝突を惹起することあり左れば都督府に於ても此の儘放置するに於ては漁業上尠なからざる損害を招致すべきにより目下之を防止すべき適應の善後手段を採りつゝあるが清國の橫暴斯の如くなるを以て奉天總領事に於ても同地總督に交渉すると同時に鑑札料納付の義務の如何は公海問題に伴ふて解決すべきものなれば該問題の決定を見る迄徵稅の猶豫を要求したるを以て今後斯る暴舉を見ることなかるべく而して清國の渤海灣全部が同國の領海なりとの主張は嗤ふに堪へたる愚説にして同灣の入口が既に最狹の所に於てすら二十餘海里を有する以上毫も論争の價値なしと云ふべし

*F 清國が我政府に對し要求を提議するに至りたるは千九百九十八年締結東清鐵道會社設立に關する第一追加條約第三條に

南滿洲鐵道支線(長春、大連間)の敷設に要する材料及物具の運送に便利ならしむる爲め東清鐵道會社は其支線の分岐線を以て營口並に其の區域外の地帯に於ける港灣と連絡せしむることを許可す但し前記の支線落成し列車の通行を爲すに至りたるときは清國政府の要求により該分岐線は撤去すべきものなり如何なる場合に於ても線路踏査を経て敷地の交付を終りてより八年の期間を以て必ず之れを撤退すべきものとす

とあるに據るものにして營口支線敷設の目的此くの如く明瞭にして一點の疑義なき以上は日本政府は速に其の約を履んで之れを撤去すべしと云ふにあり然し營口支線が滿洲の貨客輸送上に必要缺く可からざることは何人も認むるを得べく現に滿鐵が營口引込線布敷の爲め敷地の買収を行ひたる際の如き清國官憲の猛烈なる反對ありたるに拘はらず營口の清國人は同港の發展策として皆喜んで滿鐵の希望に應じたる程にて營口支線の撤去すべからざる理由は此の一事を以てするも明白なる次第なれば清國の所謂撤去の要求なるものも實は該支線を廢せんとするの意に非ずして之を自營するの方針と見て差支なかるべし然るに本問題の解決に關しては露國の滿洲に於ける政策は大運を以て南方の大貿易港と爲し之によりて營口の繁榮を奪はんとするにありたれば南滿幹線竣成の曉には營口支線の如き眞に無用の長物となる可かりしに反し日本の政策は門戸開放、機會均等の主義により公平に滿洲開發の實を擧げんとするにあるの一事は必ず考慮を加へざる可かずざる事情にして日本の營口支線に

對する態度の自から露國と異なるものあるは必ずしも理由なしと云ふべからず更に之れを別方面より論ずれば清國は滿洲還付條約に於て遼河以西に鐵道を延長するに當りては露國と協議す可きを約し遼河以西に於ける鐵道の制裁權を露國に與へ此の權利は日本に於て明白に繼承せる所なるのみならず更に北京協約に於ては清國は南滿洲鐵道に並行する幹線又は其の利益を害すべき支線を敷設せざるを約定せる以上は該支線を清國が自辨するに就ては必ず日本政府の承諾を得るの必要あり如之該支線を清國又は第三國に於て經營するは明白に我滿鐵の利益を破損の恐あるを以て我は到底彼れの希望に應ずること能はざるなり

以上の如き理由を以て清國の要求に對抗しつゝあるものなりと云ふ併し利權回收熱の熾なる今日に於て清國は飽迄條約上の權利を主張すべく我政府亦之れに對して如何なる補償を拂はんとするかは今後最も注意を要する所なるべし

* G 小池總領事と清國交渉使との間に交換したる鴨綠江架橋に關する覺書の内容は鴨綠江の中心より西岸に至る橋梁の一半は安奉鐵道と同じく十五年清國は税關を同江の西岸に設け汽車の検査を行ふこと各國の通例により國境に於て汽車を交換することに關する清國の主張に就ては後日滿韓鐵道連絡の際破損するとあるも木把又は船主をして一切其の責に任ぜしめざること但し本項に關する細目は追て之を協定すること

* 江(東)清鐵道附屬地問題に於ける露清間の紛議協定事項)

哈爾濱以南北滿に於ける鐵道附屬地自治制に關し露清間の紛議に付き協定事項は總て十八ヶ條なり其の要は鐵道附屬地内に於ける支那の主權を承認する事現存の東清鐵道會社契約を有効とす鐵道附屬地の主要都市に自治團體を置き其の住民は適當なる數の代表者を選挙し是等代表者は更に行政委員を選挙して團體の事務に參與せしめ別に住民より代表者一名を選定して團體の決定事項實施の任に當らしむ附屬地内にては清國人も外國人同様の權利と義務あるものとす一定の價格ある不動産を有し家賃を拂ひ賦課金を收むる者は皆選舉の資格を有す議長は代表者會にて選舉し國籍を問はず代表者會より委員三名以内交渉局總辦鐵道長官より各一名の代表者を出し議長と共に行政委員會を組織す交渉局總辦と鐵道長官は代表者委員會に對し監督權を有す代表者會の決議は總て總辦と長官の協同的承認の後行政委員會の名を以て公布せられ効力を生ず代表者會決議實行は總辦又は長官の承認を得ざる時は是が決議事項を返附して會議に付す其場合同一事項が出席議員四分の三の多數により通過すれば實施さる附屬地の商業中心地に於ける公益又は自治團體又は財政に關する重要な事件は代表者會の決議を経たる後鐵路會社總辦及び(千九百六年の契約の第一條に據れば清國大官とあり)鐵路會社總務部との検査と承認を受くるものとす鐵路會社は特に鐵路用附屬地例へば停車場工場に關して自由行政權を有す以上は一般規定にて細則は本協定調印の日より一ヶ月内に規定に着手すべし

官の監督に關する本協定第十三條の適用と共に議案の規則に準據すべし若し交渉局總辦又は鐵路長官が代表者會の決議施行を承認せざるか又は兩官協議の結果意見一致せざる時は清國人と外人と各二名の特別代表者を選擧し總辦長官は是等四名の代表者と協同し別に一般の尊敬を受けたる者を選出せしめ爭議を解決せしむ哈爾濱の鐵道商務總會は委員三名を選擧するの權利あり是等は同地の行政委員會に參與す滿洲里海拉爾商會議所は各委員二名を選擧すと定めたるにあり

* I (露紙の錦愛鐵道論)

近頃の電報に依れば北京政府はブラゴウエチエンスク市と相對する黑龍江右岸なる愛琿市と渤海とを連絡す可き錦州愛琿鐵道敷設の米國の企圖に特許を與へたりとの事なり此鐵道問題の起りたる當時吾人は之に對して主義に於て賛成なるも然し露國側よりの最後の決答は工事及び鐵道管掌等に關する一切の條件を明にするを得たる後に非ざれば言明するを得ざる事を述べたり此の案件に對する我政府の見解も亦同様にて彼得堡の内閣は米國々務卿の記念すべき書類に對して此提議が敢て抽象的な形式に非らずして調査確定したる提案となるを待ちて米國の提議を審議するを適當と認むる旨を回答せり然るに米國の政治家及經濟家は露國の回答を待たずに直接に清國に交渉して速くも既に清國政府より其の提議に對する全幅の同意を得たり吾人は米國の政治家が國際法も國際の禮をも蔑視し遂には最も甚だしき政治上の輕舉を敢て爲したる事實を認めざるを得ず北京政府が米國の提案に對して一も二も無

く盲從せる如きに至りては言語道斷の沙汰といふ可しノツクス氏に至ては近頃大米共和國の外交事務を掌理するの任に當れる人なれば清帝國が日露兩國に對して有する義務の何たるを明にせざるは全く自然の事なり然し北京政府は是を識り居る筈なり否な必ず是を識知するの義務を有せし故に北京政府が正式の條約を以て保障せられたる隣國の根本的經濟上の利害に大關係を有する問題を如何にも輕躁なる處置を爲したるは驚くの外なし此地方の鐵道事業の爲に數百萬留を消費し居る露國の同意を得るに非ざれば清國政府は滿洲に於ける新鐵道の敷設に同意を爲すの權を有せざるなり

吾人に茲に英國政府が錦愛鐵道問題に關して懐き居れる意見に對して満足の意を表せざるを得ず北京駐劄英國公使は清國政府の米國の錦愛鐵道提議に同意せる事の報知を得るや否や清國政府に警告を與へて鐵道敷設同意の最後の調印を爲す前に清國政府は先づ日露兩國に商議せざる可からずとの忠告を爲せり吾人の意見を以てすれば巧に濁水を攪亂せん事を欲する國を除くの外は他の列國も亦北京政府に同様の相談を與へたるならんと想像せらるゝなり

錦愛鐵道の敷設は其設計に就きて豫め日露兩國の審議と承諾とを得るに非ざれば實行するを得ざる可し故に米國の企業家が斯くの如き設計を爲して之を豫め東京及び彼得堡に於て揭示せざる間は錦愛鐵道に關して云々するは殆ど無意義なり且つそれ吾人は尙ほ茲に一言を加ふるの必要あるを認むるなり即ち東清鐵道に關する一切の

意見の相違を先づ以て根本的に解決したる後に非ざれば新鐵道設計の商議を爲す事さへも早計なり

近頃東清鐵道の安靜なる事業が清國政府の理由なき干渉中友邦の反對などの爲に屢々迷惑を被る事あるは吾人の再三注意を該書に促したる所なり露國政府が滿洲鐵道の敷設に其の資金を投したるは是れ租借地帯内に於ける行政上の絶對の特權を擧げて東清鐵道會社に屬せしむる條件の下に與へたる者なり此權利を北京に於ても善意を以て確守せられ鐵道事務の發達に連れて起る一切の問題は此權利の精神に基きて露清兩國の相互の合意を以て解決せられたり米國の外交家が他國の後援を得て此の事態に干渉を爲さざりし間に斯くの如くに經過し來りたり然るに米合衆國の外交家が他國の關係に侵入するや否や東清鐵道會社の租借地行政の絶對的特權は俄然絶對的の者に非ずして競争的の者の如くに見るに至れり常に此の權利を認め此權利を以て租借地の重要な行政と裁判事件の根柢と爲し來りたる北京政府は俄然根本的に其の正面を一變せり斯くて露國の爲めにも亦清國の爲めにも有害にて唯り濁水中に漁利を得せんとする者に取りて便利なる可き一種の盲愚なる外交上の紛擾を惹起せり

左れば滿洲に於ける新鐵道敷設の問題の商議に取掛る前に先づ以て既存鐵道の情態に斷然たる確定を與へて永久に動かざる解決を與へざる可からず然らざれば吾人は相互親善の文明的事業を爲すを得ずして其代りに却て疑惑不滿爭論又は直接衝突の

新たなる火元を作るに過ぎたる可し米國は露清兩國より太平洋を以て隔てられ居るも露清兩國只た延長五千露里といふ數字の一樣を以て隔てられ居るに過ぎず深厚なる善隣の好みを海外の事業家の爲に犠牲に供せんことは重大なる政治上の不條理といはざる可らず

滿洲鐵道中立の提議は殖民地問題の爲に日露清の三隣國間の紛争を豫期せられたりしなり然るに其の實際の結果は却て東京と彼得堡の間に争議を生せしめたり錦愛鐵道の計畫は想ふに是れ専ら露清兩國の間に争議を生せしめんとする者なり米國提議の此一部に對して冷靜なる考慮を爲すは必ず是れに依り滿洲鐵道の權利問題に就きて故意を以て惹起せられたる争議を一掃するを得べしと想像せらるゝなり云々

*J東京朝日新聞の報道する所を見るに同新聞は此月八日の紙上に於て六日附桑港特派員の電報と七日附紐育特派員の電報とを掲載したり桑港電報は曰く

米國政府は滿洲問題解決に關し露國政府に覺書を提出したり其内容は各國の共同投資に依り清國政府をして滿洲に於ける諸鐵道を買収せしめ支配權を出資したる各國の共同支配に委ね中立の位置に置き全然商業鐵道たらしめ政治的軍事的使用を許さざるべしと云ふにあり是より享受す可き利益は滿洲に於ける日露兩國の衝突禍根を除き各國の爲には機會均等主義を確證され且露國の憂ふる日本の西伯利

亞攻撃を絶無ならしむべしと云ふにありて露國政府の賛同を求めたり之に對する露國の態度は充分に研究せし後にあらされは回答する能はずと云ふにあるか如し

覺書中特に英米資本家に愛環より錦州府に至る鐵道敷設權を得せしむるの一事は露國政府の最も好まざるものにして露國は其齊々哈爾にて交叉するに絶對に反對すへしと云ふ

と紐育電報は曰く

米露兩國間の締約に出たりと見るへきは米國政府が今回露國其他各國に向つて滿洲へ鐵道を萬國共有鐵道と爲し漸次軍事的設備を廢すへしと説き各國の注意を惹けること是れなり米國政府は此風説を否定し居らず是より先き英米佛露四箇國の猶太人等は日露戰役終了の頃相謀りて滿洲一帯を中立と爲し猶太人の殖民地と爲さんとの計畫ありたるが今回米國の提出したる案件は是等の形を變して現はれたるものゝ如し兎にも角にも世界の財政上最大權を有するものは猶太人なればなり今回米露間の密約は滿洲に於ける日本の勢力が牢固とならざる以外に之を破壊せんとするものなり又華盛頓政府側にては去る九月日清間に締結したる協約は門戸開放に反せりとの議論俄に盡くなり

尋て七日附桑港特派員の電報に依れば滿洲に於ける諸鐵道を各國共同投資の下に清國をして買收せしめ同地方を中立地帯たらしめんとの提議に關し國務卿ノツクス氏は説明書を発表したるが其一節に曰く政府は滿洲に於ける政治的禍根を絶ち門戸開放政策の下に其自然發達を期する最善の手段として滿洲の鐵道を政治的爭奪より取り經濟的且黨派心なき支配の下に置くにありと信ず此目的を達せんと欲せば清國

の賛同を得たる後なるのみならず既に滿洲に多大の鐵道を有する日本及露國の賛同を得ざる可らず而も是れ日露兩國の爲過大の義務責任及經費の負擔を聯合各國に譲るなり此政策は全然滿洲を商業的中立地帯たらしむるものにて世界の平和に貢獻する是より大なるはなかるへしと通信員は更に之に附加して曰く而して米國の提議に對する露國の態度は各國の態度決定後に待たんとするものゝ如くなるが一高官語りて曰く此提議は如何なる意味に於ても歡迎すへからざるものにはあらざれども政治經濟軍事に關係ある問題にて實行の如何は危まざる可らず然も極東に於ける露國の政策は防禦的にして攻撃的にあらず故に成功は露國の爲に利便ならんも提議の成否は更に重大なる關係ある日本の諾否に因らんと

* K 清國の鐵道外債

最近の調査に依れば外債による清國鐵道は左の如し

年次	鐵道名	債權者	起債額	現在殘額
一八九八	關内鐵道	(英)	二、三〇〇、〇〇〇	二、〇七〇、〇〇〇
一八九六	東清鐵道	(露)	六、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇
一八九八	正大鐵道	(露)	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
一九〇四	開封鐵道	(白)	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
一九〇四	滬甯鐵道	(英)	二、九〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇
一九〇七	九龍鐵道	(英)	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇

一九〇七	粵漢鐵道 ()	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九〇七	滬杭路 (英)	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
一九〇七	新吉寬路 (日)	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
一九〇七	津浦鐵道 (英獨)	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇

南滿洲鐵道に附屬せる電線の公衆電信取扱に關するの件戰時に於て南滿洲の各地に架設したる我が軍用電線處分の件并に旅順芝罘間の海底電線の處分の件にして其の内鐵道附屬の電線が公衆電信を取扱ふことは露國が同鐵道を領有したる當時より實行したる所なれども之に關する露清條約の本文甚だ曖昧にして其の電線は單に鐵道用電信を取扱ふに止まるべきものか但しは公衆電信をも取扱ひ得るものか明に辨別し難く唯因襲によりて其の取扱を實行し來りたるに過ぎざるを以て清國は之れを理由とし南滿洲鐵道會社が其の附屬電線によりて公衆電報を取扱ふの權利なきを主張したるものゝ如しと雖此の一點は今度の協約に於て充分に解決せられ同會社が其の權利を有すること明白に確定したる次第なり鐵道附屬の電線の外戰時に於て南滿洲の各地に架設したる軍用電線は戰後に及んで我が國の手に使用するの權利を認むべからざるに似たりと雖奉天其の他の開市場に連絡せるものは現に是等の地に居留せる多數日本人の利用する所たり若しも此種の電線に關する我が權利にして全然消滅に歸せんか在留邦人の損害不便此上なきを以て他方面の電線は兎も角も此方面だ

けは是非とも其の損害を免るゝの方法を執らざる可からず然るに此の問題に對する清國の態度頗る強硬にして是非とも軍用電線の全部を買收せんことを主張し自から交渉難の一原因たりしと雖是れ亦今度の協約に於て彼此の妥協成立し是の種電線の所有權は相當の價格を以て清國に移すも實際は我國に於て自由に之を使用し得るの途を開き(其の方法の詳細は尙ほ秘密に屬す)其の他の電線は無條件にて清國に賣渡すことゝしたるが如し次に旅順芝罘間海底電線の件も甚だ困難なる問題にして海底電線を芝罘に陸揚し日本の電信取扱所に直通せしめんとする我要求に對し清國は飽迄之れを拒絶するを以て我當局者も其の目的を貫徹するに難く交渉久しく行儀を呈せり殊に此の海底電線なるもの實際に現存せんには元來露國の手に沈設せられたる電線にして當然我が戰利品の一部たる可きものなれば交渉上著しき便利を來したることならんも何分戰時に於て幾重にも裁斷せられ殆ど電線の狀を存せざるの事實は自ら我が主張の弱點と爲ります。交渉を困難ならしめたりと雖結局下の如き方法に依りて此の問題を解決するを得たり即ち旅順芝罘間の海底電線は海岸より七哩半の沖合までは清國政府の所有に係る芝罘太沽間の海底電線と同じ被覆管の内に收めあるを以て右の距離内に屬する分に限り清國の所有に歸せしむることゝし陸上に於ては清國の電信局に陸揚せらるゝも同局と同地なる我が電信取扱所との間に清國の經費を以て別に電線を架しスイッチの仕掛を以て右の海底電線に接続せしめ日本文の電信を發送受領するに差支なからしめ恰も日清共同の事業と見るべき仕組となし

又電信事務の都合上之を機會として旅順の陸揚地を大連に變じたる次第なり

*M 註Dに在るところの吉長鐵道借款の續約第七に基き協定せられたる細目の取極の要旨を摘擧すれば左の如しと云ふ

- 一、明治四十一年十一月の續約に於て定めたる金員の授受は契約調印の日より一ヶ月内に東京に於て行ふ、
 - 一、清國政府は吉長鐵道に關する借款金は五ヶ年間据置き六ヶ年目より向ふ二十ヶ年間に又新奉鐵道に關する分は借款の翌年より向ふ十八ヶ年間に何れも毎年二回に分ち之を償還す、
 - 一、吉長鐵道收益金は正金銀行奉天支店に於て取扱ふ種類の貨幣に限り銀行に預入るものとす
 - 一、正金銀行支店は右預入金に對し一般預金と同一の利子を附す
 - 一、本契約に關する貨幣は凡て日本の通貨を以てする事
 - 一、當事者の一方が本契約に違反せる場合には第三者を選び之れが裁斷を求むる事
- 斯の如くにして清國の我れに對する滿洲鐵道借款の問題は茲に始めて其の落着を見るに至りたりしものなり。

第七節 滿洲に對する日露新協商

日露兩國政府は善隣の交誼を敦くし、東洋の平和を確保せむことを欲し、此目的を達すべき最良の方法に付き意見を交換したるに、兩國の利害が滿洲に於て相接觸せる事實に鑒み、此際兩國政府に於て前回の協約を補成し、該地方に於ける兩國の利害を調和するの機宜に適せることを認め、熟議の末、右の趣旨に依り一の協約を締結することに決したり、要するに本協約は滿洲の現状を維持し、東洋の平和を確保するを目的とするものにして、即ち前協約の主義を確認し、且其規定を補充したるものに外ならざるなり。其協約に曰く、

第一條 兩締約國は列國の交通を便易ならしめ、其の商業を發達せしむる目的に依り、滿洲に於ける各自鐵道の改善及該鐵道の聯絡業務整備の爲め、相互に友好的協力を與ふること、并に此の目的の遂行に有害なる一切の競争を爲さざることを約す。

第二條 兩締約國は孰れも今日に至る迄の日本國と露西亞國との間、又は兩國と清國との間に締結せられたる一切の條約、又は其他の約定に基く滿洲の現状を維持尊重する事を約す。

前記諸條約の謄本は、日本國と露西亞國との間に交換を了せり。

第三條 前記現狀を侵迫すべき性質の何等事件發生することあるときは、兩締約國は該現狀を維持するに必要と認むる措置に付協定せむが爲め、相互に隨時商議を爲すべし。

右締結と同時に日露兩國政府は、各其在外公使に訓令し、之が通告を爲さしめ、其一層極東平和を保障する所以にして、門戶開放主義には何等の影響なき旨を言明せしめたり、之が通告を受けたる諸國中、獨逸外務大臣は之れに答へて、予は獨逸の經濟的活動に對して、門戶開放主義が適用せらるべきこと確實となれりと信ずと述べたり。清國政府は日露兩國公使に對し、之れが承認狀を送附せり、其の理由に依れば新協約は日露清三國間に夫れ〴〵締結せられたる一切の協商亦は約定に基き、滿洲の現狀を維持尊重して、何等清國の主權を侵害せざるものと認む、但し滿洲の開放は日露講和條約に依りて、既成事實となりたるものなれば、清國は該協約の規定事項を遂行し、及び清國の主權、機會均等主義の發動より起るべき事故、並に東三省に於ける商工業の發展等の事項に就ては、將來一層努力すべしと聲言せり。

* A
* B
清國政府の
聲言

* A 有名なる評論家ヤロン博士は日露新協商を批評して曰く、極東の形勢を觀察して多少其消息を伺ひ得たる者に取ては、ポーツマス條約締結以來如何に日露兩國が接近し、遂に其國運を賭して相戦ひたるは畢竟今日の親交を結ば、んが爲の準備に過ぎざるが如き感を生ずるならん、明治四十三年の日露新協約は斯の如き親善なる日露の關係に一步を進めたるものにして、其結果は遠からず日露兩國間の攻守同盟を形成するに至るべきや明なり而して、此日露兩國の接近は固より相互の希望に出たる者なりと同時に外部の刺撃によるものにして、日露同盟は將來此自動的及び他動的の二大勢力に因りて形成せらるゝに至るべし。

該二國同盟の範圍が單に極東にのみ限らるか、或は他日歐洲列國をして之に加盟せしめて一大歐亞同盟を形成するの核心たるべき者なるやを問はず、該同盟の將來日露清韓四ヶ國に大なる影響を及すべき者なるは疑なき所也、露國が今日日本と親密なる關係を結ぶ事は十五年前に佛國と同盟を結びたるよりも遙かに大なる利益あり、即露國は之によりて徐に陸海軍備の充實を計り、同時に既住の失敗を繰り返す事なしに、黑龍江鐵道布設を完成し得べし、要する日露同盟はアレキサンドル第一世の御世以來如何なる政治家及軍略家も達するを得ざりし幸福を露國に與るならん、而して日本が日露同盟に依りて獲る利益も又露國に劣らず、該同盟は極東の平和を保障し、日本の軍備費を節減せしめて、財政の整理と産業貿易の發達を圖り、其戦勝によりて贏ち獲たる領土を開拓するを得せしむべし、日本が近き將來に於て重れて戦争するもあらば、其國運

は永遠に衰退するに至るべきを以て日露同盟を以て多年の平和を確保し得るは既に日本の大なる幸福なり、日本が該同盟を利用して富源の開拓産業の發達を實行し得るは恰かも獨逸聯邦が獨逸伊同盟に依りて今日の發展を得たるに等しきものあるべきなり、米國が其極東政策に於て商業的侵略を本位とせると久し、然るに日本が一度強大なる陸海軍を具備するに至るや米國の極東に於ける勢力は衰退せり、或る意味に於て米國の勢力範圍にありたる日本は却て米國の爲めに恐るべき競争國となりたるのみならず、其の韓國を統監するに至つて米國は自國の産業貿易市場より日韓兩國を失ひたり、而して滿洲も又外交問題の渦中に投ぜられて以來純然たる貿易市場にはあらざる也、政府が鐵道中立の手段によりて滿洲を中立せしめんとしたるは即ち日露兩國を驅逐して滿洲を米國の市場となさんと欲したるに外ならず、而して其結果は却て日露兩國の接近を來したるに過ぎず、日露兩國は今や親密なり交友國となり又違からず同盟を締結するに至るべし、斯の如きは決して米國國務卿の豫期せざりし處ならず、蓋古來より無我無慾にして唯だ外國の福利を計りたる邦國はこれあらざりしなり、國務卿の措置も亦米國の利益を目的としたるのみ、されど日本の政治家より見れば米國が蒙古人種を以て劣等人種として待遇し彼等の入國を禁制しながら蒙古人種の國土に於て自國の爲に門戸開放と機會均等とを要求するに至つては、自分勝手の甚しき者たるべきなり、近年ポーツマス條約以來日本に對する米國の態度は決して日本國民の信頼と厚誼を得る資格を有せず、而して日本が一等國となり韓國を率ゐて米國貿易

の勢力範圍を脱したる結果米國の市場として殘存するは獨り清國のみ故に華盛頓政府が清國と親善の關係を鞏固にせんが爲め極めて辛抱強きは亦當然の理由と云ふべきなり(東京日々所報)

*B日露新協商に對する兩國々論の趨向を徴すに左の如し

此際日露の接近は日露兩國の不和を利益とする第三國の種々なる計畫に依りて障礙を受けたりしも今や此等の錯綜全く断ちて其親密關係は實業上の共同利益を明確に表示するを保障せられたる政治條約の確乎たる明文に依りて示さるゝに至れり、此政治協約の事實上の保證は概して鐵道政策に關係せり、兩國は其開發を企圖する上に於て無益の競争を避くるを定めたるが此等詳細に關しては成案既に作成せられ近々發表せらるゝならん、其大體は二部に分かれ第一部に於ては兩協約國及び清國に取りて重大の關係ある一般經濟上の計畫を定め第二部に於ては滿洲の兩部分に於ける主權の不可侵を肯定したり

而して日露兩國は其鐵道事業並びに是れに附隨する各種の生産業の維持經營を企圖する範圍に於いて滿洲に於ける状態を「現状に於て」保持するの義務あり、日露の接近を喚起するに至るならん

是れが最近の動機は疑もなく米國の提言に依て與へられたるなり故に吾人は米國々務卿フイラシデル・ノックス氏に感謝を捧ぐるの價值あり、同氏の局外よりの闡入により其以前にありては唯空想に止まりたる事項が急激に決行せらるゝに至りたり

而して又日露協約に依て滿洲の現状を威嚇するものありたる場合に共同動作を採るの條項を加へしめたる一事はノックス氏與りて義務あるも明白なり又錦愛鐵道に關する問題に於いてノックス氏は豫じめ日本の承諾を求め次いで其事實を肯定せんことを露國に申込たりされど此鐵道は露國に利益なしと見られて拒絶せられたるが日本自身も實際に於ては利益なく且希望せざりしも交誼上米國の提言に賛成したるなり今後斯かる外交上の疑惑は又起り得可らず

六月二十一日調印せられたる日露協約の實際的の實益は條約文に示さるゝ範圍より遙かに廣大なり此協約は極東平和の永久にして且鞏固なる最も信頼すべき基礎として表はされ又日露清三國の善隣關係の圍内に局外より侵入を防ぐべき確實なる妨礙たるを豫約し又利益且啓發的勤勞の指針として清國の勢力を此方面に傾注せしめ又此協約は日露兩國に高度の均勢なる戰闘準備を其地方に於て支持するの必要を避けしめ又我露國の住民を平和に且安全に太平洋沿岸に移住せしむる事を得せしめ又滿洲に於て經營せられつゝある我露國の企業に對し積極的大發展を行ひ得る事を豫察せしめ又我露國に黑龍江鐵道の平和的竣功を容易ならしむるものなり

第八節 日韓關係の段落

韓國は已に日本の保護下に在り、其保護條約の規定を誠實に遵行するは韓國の康寧福祉を進むる所以也、然るに韓皇の派遣せる密使は、突然海牙に到り、韓國獨立の

密使事件の
結果

*A

爲に、平和會議の庇護を求むるを以て目的とすと公言したり。韓皇の此の行爲は彼の保護條約の規定を無視し、日本帝國を侮辱したるものなり、爲めに林外相の渡韓となり、韓皇の讓位となり、更に新協約七條の締結を見るに至りたり、其第一條に於て、韓國政府は施政改善に關し統監の指導を受けることと定め、第二條に於て、韓國の政府の法令の制定及重要なる行政上の處分は、豫め統監の承認を経ることと定められたること其主なるものなり。

*B

司法權の委
任

尋て韓國司法權の委任あり、其覺書の前文に於て二個の目的を記せり、即ち日本國政府及韓國政府は韓國司法及監獄事務を改善して、韓國臣民并に在韓外國臣民及人民の生命財産の保護を確實にするの目的と、韓國財政の基礎を鞏固にするの目的を以て約款を協定すとあり。韓國は已に自ら其機能を全部を擧げて之を日本に委せり、實質は已に自ら之を失ひたるものなり、餘す所は形式上の合邦問題のみ。一九一〇年八月二十二日に至り併合條約は成れり、小村外務大臣は其經過を公表して曰く帝國政府が東洋永遠の平和を維持し、帝國の安固を確保するを以て、常に外交の大方針となすは贅言を待たざる所なり、之を以て東洋の禍亂が較もすれば

併合の理由

其の源を韓國に發し、往々にして累を帝國に及ぼすの事實に鑑み、如何にもして此禍根を斷絶せんことを切望し、去る卅八年以來同國を我保護の下に置き、銳意諸般の改革を行ひ、努めて如上の目的を達せんことを期圖せり、然るに帝國政府の所期は保護の制度に依り、尙未だ十分に之を收むるを得ず、同國の形勢は依然として平靜を缺き、其の統治制度に根本的改革を加ふるの必要あること明瞭となれるを以て、帝國政府は更に韓國將來の統治に關し、考慮を與へ遂に保護制度の韓國の事情に適せず、全然同國を帝國に併合するにあらざれば、同國統治の責任は到底之を充たすこと能はざるべきを認め、昨年七月韓國併合の方針を確定し、且つ同國其の後の狀勢に照らして必要を見るときは斷然之を執行すべきことに決定したり。

爾來同國の形勢益々非なるものあり、永く根本的改革の斷行を躊躇するときは、實に同國の安寧秩序を保持するを得ざるのみならず、遂に或は收拾すべからざるの事態を生ずるの虞あるを免がれざるに至りたるを以て、帝國政府は已むを得ず、此際速かに既定の方針に基きて、事局の解決をなすべきことに決し、寺内統監の赴任に際し、之に必要な訓令を與へ、統監をして之が解決に當らしむることとなせり。

寺内統監は着任の後、韓國の狀況一日も併合の實行を緩うするを許さざるものあるを認め、去る十六日を以て韓國當局者と會見し、詳かに帝國政府の所見を披瀝し、爾來數次會合の上、互に其の意見を交換したるに、韓國當局者も亦既に併合の已むべからざることを承認し、日韓兩國政府の意志の全然一致したることを發見せるを以て、寺内統監は去る二十日夜併合條約案を帝國政府に電報して陛下の裁可を稟請し、陛下には二十二日特に樞密院會議を開き、同院に御諮詢ありたる上、裁可を與へられたるに依り、帝國政府は同日直ちに其の旨を統監に電報し、條約の調印を認許せり。

韓國政府に於ても亦同二十二日を以て、條約案を韓國皇帝陛下に奏呈し、其の裁可を請ひたる處、同陛下に於ては夙に大局を洞鑒せられ、日韓兩國の併合を以て相互永遠の幸福に合するものと認められ、直ちに條約案の裁可ありたるを以て、同日午後寺内統監と韓國總理大臣李完用との間に併合條約の調印を了するに至れり。

帝國政府は是に於て同條約を各條約國に通告し、併せて外國關係事項の處理に關する帝國政府の方針を各國に宣明するの手續を取り、茲に本日を以て併合條約を

公布し且之を施行することゝなしたり。

韓國と諸外國との條約は宣言書に記載せるが如く、本日より全然消滅に歸し、帝國と諸外國との條約は之に代りて朝鮮に行はれ、諸外國人は今後日本本土に於けると同じく、朝鮮内地に住居營業するの自由を得、及各種の權利特典を享有するに至るべし、之と同時に從來外國人の朝鮮に於て有したる治外法權の特典は、本日より全く廢滅に歸することゝなりたり、蓋し外國人をして治外法權を保有せしむるは該地方の統治に非常の不便と、不統一とを來たすものなるのみならず、外國人をして既に日本本土に於けると同様の權利特典を享有せしむる以上は、其の治外法權も亦之を拋棄せしむるの必要なるは論を俟たざる所なるを以て、帝國政府の併合の結果條約の消滅に歸するを機とし、斷然治外法權を廢滅することゝなしたり。條約消滅の結果韓國從來の協定稅率も、亦全然廢滅に歸せり、然るに帝國政府が併合を實行したるは、其の主旨主として政治上の必要に基くものなるを以て出來得る限り諸外國人の朝鮮に有する所の經濟上の利害の影響を及ぼすを避けんことを欲する次第なるのみならず、日韓間の經濟關係に急遽なる變革を加ふるが如き

措置も亦之を避くることを得策なりと認めたるを、以て協定稅率の既に廢止となれるに拘らず、帝國政府は其の任意の處置として、今後十年間内外に對し從來の關稅率を維持することに決定したり。

併合の結果、及其の外國に對する關係は、右に略述したるが如し、帝國政府は今後朝鮮の治安の十分に保持せられ、其の産業の漸次發達を遂げ、朝鮮人の其福利を増進するを得、日韓兩國一家となり、永く東洋平和の慶を享けんことを切望して已まざる次第なりと。此の如くにして日本政府の對韓措施は、茲に一段落を告げたり。

其併合條約に曰く

日本皇帝陛下、及韓國皇帝陛下は、兩國間の特殊にして親密なる關係を願ひ、相互の幸福を増進し、東洋の平和を永久に確保せん事を欲し、此の目的を達せんが爲めには、韓國を日本帝國に併合するに如かざる事を確信し、茲に兩國間に併合條約を締結する事に決し、之が爲め日本皇帝陛下は統監寺内正毅を、韓國皇帝陛下は内閣總理大臣李完用を、各其全權委員に任命せり、因て右全權委員は會同協議の上左の諸條を協定せり。

第一條 韓國皇帝陛下は、韓國全部に關する一切の統治權を、完全且つ永久に日本皇帝陛下に讓與す。

第二條 日本國皇帝陛下は、前條に掲げたる讓與を受諾し、且つ全然韓國を日本帝國に併合する事を承諾す。

第三條 日本皇帝陛下は、韓國皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下并其後妃及後裔をして各其位地に應じ相當なる尊稱、威嚴及名譽を享有せしめ、且つ之を保持するに充分なる歳費を供給すべきことを約す。

第四條 日本皇帝陛下は前條以外の韓國皇族及其後裔に對し、各相當の名譽及待遇を享有せしめ、且之を維持するに必要なる資金を供與する事を約す。

第五條 日本皇帝陛下は勳功ある韓人にして、特に表彰をなすを相當なりと認めたる者に對し、榮爵を授け、且恩金を與ふべし。

第六條 日本國政府は前記併合の結果として、全然韓國の施政を擔任し、同地に施行する法規を遵守する韓人の身體及財産に對し、充分なる保護を與へ、且其の福利の増進を圖るべし。

第七條 日本政府は誠意忠實に新制度を尊重する韓人にして、相當の資格あるものを事情の許す限り、韓國に於ける帝國官吏に登用すべし。

第八條 本條約は日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下の裁可を経たるものにして、公布の日より之を施行す。

右併合條約成り日本天皇は特に詔を發し、又韓國皇室及皇族に對する優詔を賜ひ、又其臣民に特赦免租の詔を發したり。併合の詔に曰く

朕東洋の平和を永遠に維持し帝國の安全を將來に保障するの必要なるを念ひ、又常に韓國が禍亂の淵源たるに顧み、曩に朕の政府をして韓國政府と協定せしめ韓國を帝國の保護の下に置き以て禍源を杜絶し平和を確保せむことを期せり。

爾來時を経ること四年有餘其の間朕の政府は銳意韓國施政の改善に努め其の成績亦見るべきものありと雖韓國の現制は尙ほ未だ治安の保持を完ふするに足らず疑懼の念毎に國內に充溢し民其の堵に安せず公共の安寧を維持し民衆の福利を増進せむが爲には革新を現制に加ふるの避く可らざること瞭然たる

併合の詔

其
其

に至れり。

朕は韓國皇帝陛下と與に此の事態に鑑み、韓國を擧て日本帝國に併合し、以て時勢の要求に應ずるの已むを得ざるものあるを念ひ、茲に永久に韓國を帝國に併合することとなせり。

韓國皇帝陛下及び其の皇室各員は併合の後雖と相當の優遇を受くべく、民衆は直接朕が綏撫の下に立ちて其の康福を増進すべく、産業及び貿易は治平の下に顯著なる發達を見るに至るべし、而して東洋の平和は之に依りて愈々其の基礎を鞏固にすべきは朕の信じて疑はざる所なり。

朕は特に朝鮮總督を置き之をして朕の命を承けて陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしむ、百官有司克く朕の意を體して事に従ひ施設の緩急其の宜きを得以て衆庶をして永く治平の慶に頼らしむることを期せよ。

右詔書に在る如く朝鮮(韓國)の稱は廢せられ朝鮮と稱すには總督を置き陸海軍を統率し、一切の政務を統轄せしむることと定められたり。李王亦併合の次第を宣明し、尋て九月一日を以て李王冊封式を終れり。

*A

*A 日本國政府及韓國政府は速かに韓國の富強を圖り韓國民の幸福を増進せんとするの目的を以て左の條款を約定せり

第一條 韓國政府は施政改善に關し統監の指導を受くること

第二條 韓國政府の法令の制定及重要なる行政上の處分は豫め統監の承諾を経ること

第三條 韓國の司法事務は普通行政事務と之を區別すること

第四條 韓國高等官吏の任免は統監の同意を以て之を行ふこと

第五條 韓國政府は統監の推薦する日本人を韓國官吏に任命すること

第六條 韓國政府は統監の同意なくして外國人を僱聘せざること

第七條 明治三十七年八月二十二日調印日韓條約第一項は之を廢止すること

*B 日本國政府及韓國政府は韓國司法及監獄事務を改善して韓國臣民并に在韓國外國臣民及人民の生命財産の保護を確實にするの目的と韓國財政の基礎を鞏固にするの目的を以て左の條款を約定せり

第一條 韓國の司法及監獄事務の完備したることを認むる時迄韓國政府は司法及監獄事務を日本國政府に委託すること

第二條 日本國政府は一定の資格を有する日本人及韓國人を在韓國日本裁判所及監獄の官吏に任用すること

第三條 在韓國日本裁判所は協約又は法令に特別の規定あるもの、外韓國臣民に對

しては韓國法規を適用すること

第四條 韓國地方官廳及公吏は各其の職務に應じ司法及監獄の事務に付在韓國日本當該官廳の指揮命令を受け又は其の補助を爲すこと

第五條 日本國政府は韓國の司法及監獄に關する一切の經費を負擔すること

右各其の本國政府の委任を承け覺書日韓文各二通を作り之を交換し後日の證とする爲記名調印するものなり(明治四十二年七月十二日協定)

*C 韓國合併に關する宣言

韓國合併の件に關し帝國政府は韓國との間に條約を有し又は韓國に於て最惠國待遇を享くべきこととなり居たる獨逸國亞米利加合衆國、奧地利、洪牙利國、白耳義國、清國、丁抹國、佛蘭西國、大不列顛國、伊太利國及び露西亞國の各政府に對し左の宣言を爲したり。明治三十八年日韓協約成りてより茲に四年有餘の間日韓兩國政府は銳意韓國施政の改善に従事したりと雖同國現在の統治制度は尙未だ十分に公共の安寧秩序を保持するに足らず衆民疑懼の念を懷き適歸する所を知らざるの狀あり韓國の靜謐を維持し韓民の福利を増し併せて韓國に於ける外國人の安寧を計るが爲には此の現制度に對し根本的の改善を加ふるの必要あること瞭然たるに至れり。日韓兩國政府は前記の必要に應じて現在の狀態を改良し且將來の安寧に對して完全なる保障を與ふるの急務なるを認め日本國皇帝陛下及び韓國皇帝陛下の承認を経兩國全權委員をして一の條約を締結せしめ全然韓國を日本帝國に併合すること

セリ

該條約は八月二十九日を以て之を公布し同日より直に之を施行すべく日本帝國政府は同條約の結果朝鮮に關する統治の全部を擔當するものなれるを以て茲に左の方針に依り外國人及外國貿易に關する事項を處理すべきことを表明す

一、韓國と列國との條約は當然無効に期し日本國と列國との現行條約は其の適用し得る限朝鮮に適用せらるべし朝鮮に在留する諸外國人は日本法權の下に於て事情の許す限日本内地に於けると同一の權利及特典を享有し且其の適法なる既得權の保護を受くべし

日本國政府は併合條約施行の際現に朝鮮に於ける外國領事裁判所に繫屬する事件は最終の決定に至る迄其裁判を續行せしむることを承諾すべし

二、日本帝國政府は從來の條約に關係なく今後十年間朝鮮より外國に輸出し又は外國より輸入する貨物及朝鮮開港に入る外國船舶に對し現在と同率の輸出入税及噸税を課すべし朝鮮より日本に移住し又は日本より朝鮮に移入する貨物及朝鮮開港に入る日本船舶も亦今後十年間前項の貨物及船舶に對すると同率の課税を受くるものとす

三、日本帝國政府は今後十年間日本國との條約國の船舶に對し朝鮮開港間及朝鮮開港と日本開港間の沿岸貿易に従事するを許すべし

四、從來の開港場は馬山浦を除くの外舊に依り之を開港となし更に新義州をも開港とす

し内外船舶の出入及之に依る貨物の輸出入を許すべし
 帝國政府は又亞爾然丁國、伯刺西爾國、智利國、格倫比亞國、西班牙國、希臘國、墨西哥國、諾威國、和蘭國、秘露國、葡萄牙國、暹羅國、瑞典國及瑞西國の政府に對し左の宣言を爲したり
 明治四十三年八月二十二日日本國と韓國との間に締結せられたる條約に依り韓國は日本國に併合せられ本日より日本國と韓國との間に締結せられたる條約に依り韓國と列國との現行條約は其の適用し得る限朝鮮に適用せらるべく該現行條約を有する列國の臣民又は人民は朝鮮に於て事情の許す限日本内地に於けると同一の權利及特典を享有すべし

*D(韓國と諸外國との條約)

- 一、韓米修好通商條約(千八百八十二年五月調印)
- 一、韓米修好通商條約互換續約(千八百八十三年五月同)
- 一、韓英修好通商條約並附屬通商章程、稅則、稅則章程(同年十一月同)
- 一、韓英修好通商條約善後續約(同年同月同)
- 一、韓獨修好通商條約並附屬通商章程、稅則、稅則章程(同年同月同日)
- 一、韓獨修好通商條約善後續條(同同)
- 一、韓伊修好通商條約並附屬通商章程、稅則、稅則章程(千八百八十四年六月同)
- 一、韓伊修好通商條約續約(千八百八十五年七月同)
- 一、韓佛修好通商條約並附屬通商章程、稅則、稅則章程(千八百八十六年六月同)

D

E

- 一、韓佛修好通商條約善後續條(同年六月同)
 - 一、韓佛郵遞約定書(千九百一年四月同)
 - 一、韓埃修好通商條約附約續款(千九百二年六月同)
 - 一、韓清通商條約(光緒廿五年八月同)
 - 一、韓清通商條約互換續約(同年十一月同)
 - 一、韓白修好通商條約並附屬通商章程、稅則、稅則章程(千九百一年三月同)
 - 一、韓丁修好通商條約並附屬通商章程、稅則、稅則章程(千九百二年七月同)
- *E 韓國の列國貿易

日 本	四十一年		四十二年	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
日	一〇、九六三、三五三	二四、〇四〇、四六五	一二、一五八、八八五	二一、七八三、三八三
清	二、二四七、四五八	四、八八二、二四六	三、一二四、七八七	四、四七五、一〇三
露	七、七二二、七七二	四五、九四五	七八六、〇五五	四五、二三四
英	五、七四六	六、七八一、七一五	五〇、一二六	六、五〇五、二七六
米	六八、九七八	四、一九四、五二九	四五、一〇六	二、四〇二、三〇二

第四編 最近に於ける極東全政局の結果 第一章 日露戦争より生したる諸協約 六九一

其他諸國 輸 入 出 七八、八七五 六〇、〇五七
 一、〇八一、三三四 一、四三五、七二一
 總計 輸 入 出 一四、一一三、三一〇 一六、二四八、八八八
 三六、六四八、七七〇 四一、〇二五、五二三

にして同表に據れば前述の如く本邦が輸出輸入共絶對的第一位を占め列國は清國又は英國の如きも僅かに其の四分の一内外の少額に過ぎず今其の割合を示せば

韓國對列國貿易割合

其他諸國	輸 入		輸 出		計
	入	出	入	出	
其他諸國	〇、二六	〇、〇六	〇、〇三	一、〇三	一〇、〇〇〇
米 國	一、〇三	〇、〇三	一、〇三	〇、〇三	一〇、〇〇〇
英 國	一、六五	〇、〇〇	一、七八	〇、〇五	一〇、〇〇〇
露 國	〇、〇一	〇、〇一	〇、〇一	〇、〇一	一〇、〇〇〇
清 國	一、一九	一、五九	一、二二	〇、四八	一〇、〇〇〇
日 本	五、八六	七、七七	五、九四	七、四八	一〇、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

計 輸 入 出

一〇、〇〇〇

一〇、〇〇〇

*F 朕天壤無窮の丕基を弘くし國家非常の禮數を備へむと欲し前韓國皇帝を冊して王と爲し昌德宮李王と稱し嗣後此の隆錫を世襲して以て其の宗祀を奉ぜしめ皇太子及將來の世嗣を王世子とし太皇帝を太王と爲し德壽宮李太王と稱し各其の屬匹を王妃太王妃又は王世子妃として竝に待つに皇族の禮を以てし特に殿下の敬稱を用ゐしむ世家率循の道に至りては朕は當に別に其の軌儀を定め李家の子孫をして奕葉之に頼り福履を増級し永く休祉を享けしむべし茲に有衆に宣示し用て殊典を昭にす

*G 朕惟ふに李嫺及李熹は李王の懿親にして令問夙に彰はれ權域の瞻望たり宜く殊遇を加錫し其の儀稱を豐にすべし茲に特に公と爲し其の配匹を公妃とし竝に待つに皇族の禮を以てし殿下の敬稱を用ゐしめ子孫をして此の榮錫を世襲し永く寵光を享けしむ

計

G

F

*H 朕惟ふに統治の大權に由り茲に始て治化を朝鮮に施くは朕が蒼黎を綏撫し赤子を體卹するの意を昭示するより先なるはなし乃別に定むる所に依り朝鮮に於ける舊刑所犯の罪四中情狀の憫諒すべき者に對して特に大赦を行ひ積年の逋租及び今年の舊租税は之を減免し以て朕が軫念する所を知悉せしむ

*I 韓帝の詔勅 韓國皇帝は併合條約發表と共に左の詔勅を發したり

朕非德にして大業を管承し懿德を倫序し今日に至る迄維新の政令に關しては亟に

圖り備に試み用力未だ嘗て至らずんば非すと雖も由來積弱痼を爲し疲憊極に至る時日の間に處して挽回の望無し晝夜憂悞善後の策茫然たり事に任ずる支離益々甚だしければ自ら修局を收受し得ざるに至らん寧ろ人に托し完全なる方法と革新の鴻功を奏せしむるに如かず故に朕茲に於て盟然内に鑑み確然親ら茲に韓國の統治權を従前より親信修交せる隣國大日本國皇帝陛下に讓與し東洋の平和を鞏固にし内八域の民政を保全せんとす思ふに爾大小臣民國政と時期を深察し煩擾する事なく各其堵に安んし日本帝國の新政に服従して幸福を享受せよ朕の此舉は爾有衆を忘るゝに非ず唯爾有衆を救活せんとするの旨意に出づ爾有衆能く朕が意を體せよ

第二章 歐米列強の軍備及歐洲政局に及

ぼしたる状態

第一節 列強の軍備

一方に於て平和會議の提唱ありて常に軍備の制限を目的とし他方に於て列強の軍備は益々増大すかゝる奇象は適々以て列強の胸秘を語れるものたらずんばあらず堅艦建造の競争は殆んど底止する所を知らず日一日に増進しつゝありて其海軍費の如き近十年間に歳出に對し多きは増率其十二割を示し其最も少なきも

平和と軍備

のも其割を示せり即ち

列強の軍備 費増加率	一九〇六 に亘る三年平均		一九〇七 に亘る三年平均		海軍費増加 率
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	
英	一、三二六、〇六〇、〇〇〇	二四二、一〇〇、〇〇〇	一、九五九、四三七、三七四	三二〇、四六〇、〇〇〇	四三%
米	一、一三三、九七〇、〇〇〇	一六、一一〇、〇〇〇	一、六八二、三四〇、〇〇〇	三二九、二七〇、〇〇〇	四三%
獨	一、六九七、〇二〇、〇〇〇	五〇、九二〇、〇〇〇	一、三一一、一六〇、〇〇〇	一六五、三八〇、〇〇〇	三三%
佛	一、六四三、八二〇、〇〇〇	二一、二六〇、〇〇〇	一、一五〇、六六〇、〇〇〇	二二四、六一〇、〇〇〇	二二%
露	一、五三四、一六〇、〇〇〇	七八、三九〇、〇〇〇	二、六七〇、七六〇、〇〇〇	八六、四六〇、〇〇〇	一七%
伊	六七二、一九〇、〇〇〇	三九、八二〇、〇〇〇	八一五、三七九、〇〇〇	六〇、四一〇、〇〇〇	二二%
日	二三三、五四七、〇〇〇	五六、八六〇、〇〇〇	五八五、八九〇、〇〇〇	七一、九六〇、〇〇〇	二五%

右の如き結果を見るに至れり。而して將來數年の間に於て、更に其増大を見るは、必然免るべからざることに屬し、其結果として、艦數表に著しき變更を見るは、明かなり。英國は一九〇九年より一九一五年に亘りて、戰艦約廿九隻、装甲巡洋艦約十一隻、米國は同一、九二〇年に亘りて、戰艦約二十四隻、獨逸は同年間に戰艦三十二隻、装甲巡洋艦約十二隻、佛國は一九〇九年より一九一二年に亘りて、戰艦約六隻を建

第四編 最近に於ける極東全政局の結果 第二章 歐米列強の軍備及歐洲政局に及ぼしたる状態 六九五

造し了るべく(佛國は守勢的小艦主義を改めて攻勢的大艦主義を執るに至れり)露國か海軍再興の計畫數次の紛議を重ね所謂十年計畫なるもの敗れたりと雖已に戰艦四隻の建造に著手し伊埃亦戰艦建造の計畫を立て居れり。

*A B P
*D F K
*C E H
M N O
Q

特に米國は前大統領ルーズヴェルト*A P以來の政策してを海軍擴張を斷行し太平洋艦隊の編成比律賓の防備等*B一に其擴張の現象たらずんばならず。獨國は皇帝自ら擴張の策を講し一九二〇年に至らば戰艦三十八隻を始め其餘の諸艦を合して二百四十隻の大艦隊を組成せんとし英國をして其海軍政策の上に不安措く能はざらむるに至れり。海軍政策の討議國訪會議論題*M N O、ロシス軍港の選定等皆是這般の消息を語れるものたらずんばならず。

*G H I
J

獨り海上に於てのみ然るにあらず陸上の武力及交通輸送力に在りても其所謂國防計畫の上に増加せらるるもの少なからず其増大海軍の如く著しからずと雖決して劣れる論題にあらず露國戰後の經營*G H Iとして陸軍の補充及西比利の複線黑龍江鐵道の經營等皆是然らざるはなし。

*A

*A ルーズヴェルト大統領が議會に於て海軍政策の大綱を宣明したる要項に曰く

*A

海牙平和會議の一議案たりし軍備制限が何等實際的效果を奏し能はざりしは甚だ遺憾とする所なると共に予等の適當なりと信したる戰艦の大きさを制限する案の如きも遂に問題たるを得ざりし大勢に鑑みる時は獨り米國のみ軍備の完成を遠慮するは謂れなき事にして國利民福を増進しモンロー主義を保持する所以にあらず是予が大戦艦建造案を提出せる次第なるが艦船の活用は實に乗員の養成兵器の完備と相俟つにあらざれば望むべからざると同時に船渠の建造需品供給船及び各根據地の設備亦軍備の運用に缺く可からざるや論を俟たず而して太西太平洋岸は如上の準備に於て其程度を等ふせざる可からざるが故にパナマ運河の竣成せざる間は艦隊を時々東西兩洋面へ交互行動せしむるの方針を執ること一朝有事の際に想到する時は極めて緊要ならずんばならずと、而してルーズヴェルト氏の政策を繼承せるタフト氏は極めて實力ある陸海軍を維持するの必要を論して且曰く
強大なる海軍は平和の最好保存者あり利益の最好防禦者なり我國の政略は平和を進捗し海軍仲裁々判所及び仲裁條約等の如く戰爭を避くるの各手段を貴ぶと雖も各國民は戰爭に備へん爲武裝を行へは我輩亦自ら武裝を加へ他國をして我不利に乘せしむる無からしむべきなり門戸開放其他の諸問題に關して東洋と國際上の紛議起るなしとせず我輩は其際我利益を寸毫も侵害せられず我正當の要求を尊重せしむる能はざるを憂へず然れども單に外交に由てのみ我利益を擁護せんと欲すれ

ば是れ能くす可からず此故に陸海軍費は經濟一邇の理由を以て削減さるゝは斷じて不可なりと宣言せり

*B

*B 此律賓の新防禦に就き某外國新聞は曰く麻尼拉を保有する者は即ち比律賓を保有するものなりとの事實上の格言は最も重きを置かるべく麻尼拉灣口の全部に敷設水雷を設置すへき四年繼續計畫の間に經費の適當なる増加を議會に要求すると同時に灣口兩岸の要塞は一層鞏固にせらるへし千九百六年のタフト會議は麻尼拉防禦費として六百十六萬八千八百十九弗の支出を要求したるが此中四百四十三萬五千九百三十弗は砲、砲車及肩輿費にして砲は十四吋砲八門、十二吋砲二門、六吋砲四門、三吋砲十二門、十二吋白砲八門より成れり尙ほ殘額は左の如く支出せらるへし

七十萬九千六百六十六弗

水雷敷設費

三十四萬五千九百六十七弗

火藥製造所費

十一萬四千弗

探海燈費

五十六萬一千八十六弗

射擊指揮裝置費

本年は麻尼拉灣水雷防備の爲め多額の經費を要求せらるべく又此中には近代戰艦の裝甲を貫穿するに足るべき重砲の砲數増加に對する費用をも包含せりと

*C

*C 英國海相マツケンザー氏は海軍豫算を提出するに當り演説し此の費額を相當にするものは實に國家の安全を護る緊急擁護其ものに外ならず予は其過不足の孰れにも陥り居らざるを示すを得んとを望むと説き戰艦五隻は千九百十三年一月を以て

竣工すべく千九百十三年三月までドレツドノート型軍艦は完備の境に在るべく二國標準は維持せらるべしと説き又濠洲新西蘭の戰艦艦を加へは同時に新造中のドレツドノート型戰艦は十五隻となり是れ英國の海軍力を減退し現地位を繼續することを得ずといふ感想を排除する所以なりと述べたり

*D

*D 獨逸帝國議會に於て海軍問題の討議に際し海軍大臣チルヒツツ氏は政府は海軍豫算を帝國の財政的地位に適合せしむべく努めたり本年度の豫算は昨年度に比し百二十萬磅の減少を示せりと演説し獨逸の海軍政策は英國の疑惑を挑發すと云へる社會黨議員の議論に對し同大臣は獨逸の海軍は決して侵略を目的とせず只我領土の沿岸及び航業を保護せんが爲めのみ現在の建艦計畫に於ては毫も他の疑惑を招くが如き威嚇的の性質を含まず獨逸が英國との親密なる關係を益深くせんことを誠實に希望し居ることは事實上既に明かなり獨逸の外交政策は一に其經濟的及び社交的勢力を發達せしむるを目的とす獨逸の此希望が經濟的に又社交的に最も親密なる英國の如き國との親交を害すべしとは如何にしも思はれず假令英獨兩國の正直なる商人が已むを得ず國際的に競争することはありとしても獨逸政府は何處までも英國政府との好誼を持續し兩國國民の感情を互に有利私の方向に向はしむることに引續き努めんと欲すと明言したり

*E

*E 英國下院に於ける海軍豫算案討議に際し總理大臣アスキス氏は演説を試みて曰く最近事態が英獨兩國の好關係を齎すの傾向あるを述ふるは余の喜ぶ所なり併し

之と同時に獨逸が英獨兩海軍造艦計畫の相互低減の談合の不可能なることを明にしたるは余の遺憾とする所なり即ち同國は莫大なる規模を以て造艦設備を發展せしめつゝありて吾人は最早や軍艦の迅速建造なる利器を有せず政府は獨逸の千九百九十年度造艦計畫に屬する戰艦四隻が既に建造中なることを聞知せり政府をして今國の如き提案を提出するに至らしめたるは實に此の獨逸の重大且つ豫想外なる大發達に基くものなり余は思ふ下院たるもの斯の如き事情の下にありては政府の要求せる權能を拒するに先ち須らく沈思熟考する所あるならんと

*F 獨逸外務大臣フオン シェーレン氏は帝國議會の豫算委員會に於て帝國宰相の名に於て演説を試みて曰く英國は英獨兩國の海軍計畫の程度并に經費に關し獨逸と妥協を遂げんとの意あること宣言したるも之に關する合式の提言は今日迄未だ致されたることなし故に獨逸は此問題に就き確乎たる態度を採る能はず友誼的の交親訪問に際して將來に於ける承諾の有無不確實なる提言を確定するが如きは決して外交的慣習とは云ふ可からず此理由より英國に於ても今日迄何等定まれる提言を確定するが如きは決して外交的慣習とは云ふ可からず此理由より英國に於ても今日迄何等定まれる提言を爲さざるものならんと最後に同氏は獨逸の海軍案は決して他國民を目的とせるものに非ず自衛の目的を有するのみなることを切言せり

*G 陸海軍當局と意見の合はざる爲めに退職を命ぜられたるナレキセイ、ブルート氏は近着ノイザオエ、ウレミヤ紙上にマルチツク沿岸及び彼得堡と題して長文の議論を

*H

掲げマルチツク海及び彼得堡の戰略上に於ける現今の位置を論究せり

*H 露都に於て露國技術協會陸海軍調査部及び海軍復興會の合同講演會を開催し陸軍工兵大學校教官ブイニツキー氏沿岸防禦に於ける要塞の價値及び築造方と題する問題に就て演説を爲したり其要に曰く我が露領の滿洲及び朝鮮と境を接する四千餘露里の境界線及び朝鮮より黒龍江に至るまで沿岸一帯には防備を施したる地點二箇所あるに過ぎず而して我西部國境と聖彼得堡よりカルスに至る間前記國境と同里數の間には此の如き防備の地點十五箇所あり極東に於て新要塞を築造する場所を選定するに就ては主として敵の我が沿岸に侵入せんとする諸道路の集合するハバロフスクに目を注がざるべからず第二の防備地點は朝鮮及び滿洲に對する我が侵襲運動の好根據地たるノウオキエウスクなるべし此二市は速に化して沿海の大要塞と爲すこと必要なりアメリカ灣は水雷艇の支障たるべき沿海の小要塞を築造するに適す斯かる小要塞はブラゴウエスチエンスクにも築くこと必要なり然る時は同市は黒龍江艦隊の好根據地并に齊々哈爾に對する侵襲策源地と爲らん堪察加リペトロパウルフスク港も亦太平洋に於ける巡洋艦隊運動の根據地として防備を施さざるべからず速に沿海州の防備を完成せんが爲には十四箇所の各方面に沿岸陸上壁塞を築造するを要すと而して演説者の意見に依ればボシエツト灣のノウオキエウスクに起すべき沿海大要塞の築造費は一億三千五百萬留を要し沿海小要塞の築造費は四千萬留を要すと云て其細目を舉示し次に此二大工事五年を出でずして竣工すべく毎年國家の之に

要する經費八千五百萬留にして要塞に要する人員十八萬六千人なるべしと云ひ終に此防備を施すに於てスノーテンスクより堪察加に至るの間全く優勢の敵を撃退するに至るべしと云へり

*I 黒龍江線工事費は二億一千四百萬留にて露國大工事の一なり露國は西伯利亞復線工事及び此黒龍江鐵道と同時に政府が行ふ所の移民政策に伴ひ最近西伯利亞鐵道に沿ふ各地點に於て數多の新鐵道計畫を見るに至りたるが其内に在りて注目すべき新鐵道は「エカテリンブルグ、ケルガン鐵道」「チユメン、オムスク鐵道」「オムスク、セミパチンクス、バルナウル鐵道」「セミバラチンスク、トムスク鐵道」「アルタイ鐵道」「キヤクタ鐵道」「チタ勘察加鐵道」「ハ、ロフカ、ニコライウスク鐵道」「デカストル、マリンスキイ鐵道」「オリガ、イマン鐵道」等あり

*J 絶東殖民問題に關し露紙ノウエ、ウレミヤの報する所に依れば露國首相ストリツピン氏を議長とせる絶東殖民會は近々特別委員會を開き左の事項に關する審議をなす筈なりと云ふ

- (一)絶東殖民準備地の面積を増加すること
- (二)黒龍江及び烏蘇里哥薩克隊の臨時使用せし不用地に殖民政策を示すこと
- (三)黒龍鐵道の敷設を急速にすること
- (四)殖民の必要上絶東に於て道路を開通すること
- (五)絶東殖民に特別の保護を與ふる方法を講ずること

(六)黒龍鐵道敷設地方の殖民地を調査する爲め探検隊を組織すること

*K 一九〇八年度獨帝は英國の一外交家と談話を交へたる際、對英關係に就き、獨逸海軍擴張の目的は、日本と太平洋岸の利益を争はんか爲めなりと放言し、ビュロー宰相を以て進退を賭して諫争せしむるに至れり

*L ウキツテ伯戦後經營意見に於て、海軍補充を痛論したる長文の論説は、ノイウエ、ウレミヤ紙上にあり、又最近露國通信に依れば日露戦争後露國は西伯利亞の軍備擴張に務め其計畫は着々事實の上に發見し來りたるが之を戦争以前に比すれば著るしく兵力を増加したり今最近の確實なる報を基礎とし概略を記載せんに戦後西伯利亞の軍管は増加して沿黒龍、イルクーツク及びオムスクの三軍管となり其下に同じく三個の軍團を配したり即ち沿黒龍軍管に西伯利亞第一軍團ありイルクーツク軍管に西伯利亞第二軍團同第三軍團あり此外兩軍管に各軍團外の部隊ありて諸種の軍隊を配屬す扱以上三軍團は幾何の軍團を有するやと云ふに總計九個師團あり即ち左の如し

軍團名稱	師團名稱	師團數
西伯利亞第一軍團	東部西伯利亞狙撃步兵師團	二
軍團外	東部西伯利亞狙撃步兵師團	三
西伯利亞第二軍團	東部西伯利亞狙撃步兵師團	二
西伯利亞第三軍團	東部西伯利亞狙撃步兵師團	二
オムクス軍管外	東部西伯利亞狙撃步兵師團	二

第四編 最近に於ける極東全政局の結果 第二章 歐米列強の軍備及歐洲政局に及ぼしたる状態 七〇三

工輕重の各科兵を合して編成するの例なれども露國にては然らず師團には歩兵師團と騎兵師團との二種あり西伯利には騎兵は師團編成にてはなく旅團なり其の數二騎兵旅團(西伯利第一軍團に屬す)及後貝加爾哥薩克騎兵旅團(西伯利第二軍團に屬す)是なり此外の西伯利衛戍兵を擧ぐれば砲兵九個旅團、技術兵五個旅團を始として輜重兵、要塞部隊、憲兵、懲治隊、地方隊、護境隊あり此中要塞隊は浦潮斯德にあるものなり今其浦潮部隊の兵力を見るに左の如し是は要塞以外の兵力をも含むものなり

軍隊名稱

衛戍地

第三東部西伯利狙擊步兵師團

浦潮斯德

第九東部西伯利狙擊步兵師團

同前

烏蘇利鐵道旅團

同前

要塞砲兵第一旅團

同前

要塞砲兵第二旅團

同前

外に工兵大隊、水雷大隊、電信中隊、輕氣球中隊、工兵廠、砲廠等あり右は何れも皆要塞部隊なるを以て隊號の上に要塞の二字を冠す以上にて露國の戰後西伯利の軍備に少からず力を盡したるを知るに足るべし今後はオムスク軍管の軍備充實に務むる事なるべし

*M

*M 英國海軍本部がロシスを選みたる理由に、其戰畧的地位として、獨のウキルヘルムスハーフェン及エルベ河口を東南方に望みつゝ、北海の航路を監視し、バルチックの交

*N

通を支配し、進んではスタツチン、ダンチヒ、ルーベツクの商業を打撃して退ひてはエヤンバラ及レイスイ其他蘇格蘭海岸の商業を保護するに在り。

*N 元帥は十一月二十三日英國上院に於て一の決議案を提出して曰、目下の國防問題は英國政府をして其最も恐るべき外國をして其英國侵入の計畫を躊躇せしむるやう數と實質に於て並び優勢なる陸軍の組織に不斷の注意を改めしめんことを切に要求すと、元帥は演説して曰余が先づ全院の注意を乞ふは果してかゝる侵入の可能なりや否やの點にあり三年前の五月十一日にバルフォール氏は英國侵入の企てを實にせんことは可能ならざるべき旨を議會に宣言したりしに氏の當時胸に描きつゝありし敵手は實に我最近の隣邦たる佛國そのものにあり一九〇六年に於ては佛國に關する氏の觀察は或は適切なるものもありしや知らざれとも一九〇八年現在の獨逸國に向てはこは全くあてはまらざる所の言なり氏が判斷の資となせし各種の事情は今や全く推移せり我英國は最早敵の侵入を不可能と見くびりて枕を高くして眠ること能はざるの危険なる地位に立ちつゝあるなり余は今獨逸の偉大なる實力を採りて此問題を評言せんとす前年バルフォール氏の其例として佛國を擧げし時には氏は別段に佛國に對する敵愾心や恐怖心よりせらしには非ざりしが余供の今獨逸に付て言ふも亦全く然りとす元帥はかくて歩を進めて獨逸には何時にても二十萬の大兵を運送すべき船舶の準備あり而もこの大軍は別段動員によりて世の視聽を變動することなくして數個月の間に各聯隊區より其最手近の海港に集中せらるべく鐵道も亦かゝる非常時

に對するの備完ければ佛國に於けるよりも短時間の中に悉之を目的の地に移動すべしと云ひ十五萬の獨逸軍はバルフォール氏がかつてこれが半數の運送に必要なりと述べし船舶の數にし後に英國に向て輸送せらるべしと例言せり

元帥は此運送の點及英國艦隊の目を避くべき戰略等に付て述べて結局英國上陸の不可能にあらざるを斷じたる後曰如何に平和に戀々たればとてかゝる歴然たる大事を默視するは如何にも愚の至りなり近東に於ける近時紛々の出來事は何ものも自衛の備なき國土を救濟するの途なきを現實に示しつゝあるにあらずや同盟も條約も以て一國の支持に足るなし吾人にして自守るなくむば其他の外人の幸福に陥りて不利益千萬なる要求に付空しく服従せざるを得ざるに至らんこと鏡にかけて見るべし而も其危険は時々刻々に逼迫を告げつゝあり近く十有年以來獨逸は我海軍のかつて遺達せざりし最大の海軍を作れり彼にして今後なほ其力を海上に用ゆるを怠ることなからんか北海の港灣は天賦の良港として益其善美を極むべく其海商は日を追ふて益々大となるに至るべし思ふに外國侵略のためには必しも海上の全權を握らざるべからざるの必要なく海の一部分さへ其幸福にあらば充分なり獨逸人の智なる這般の理數に通ず我艦隊は如何に強大なりとも彼等の計畫には多くの關係なし獨り敵寇に對する有力なる支障は我一百萬の陸兵にあり北海の彼岸に六千萬の人口を有し世界第一の陸兵と急激に擴張しつゝある艦隊とを備ふる恐べき商業上の競争者あるに我國が拱手して更に之が軍事的對抗法を案出せんとせざるは以ての外ならずや(外交時報抄出)

*O

*O 英暹條約の如きも一の國防問題の範圍内に屬するものと見るべし即ち此の公文書に據るに外務大臣は英國に證言して曰く暹羅國は外國に對し陸海軍用の目的を以て馬來半島の暹羅領を使用することを許し以て英國の利益を毀損するが如き事を爲すも無し暹羅は又モンソラジブリの南境以内又は附近島嶼に於て直接にも間接にも外國政府に土地を租借せしむるも無く又之に貯炭所を設置し造船修繕用の船渠を築造するを許すも無く此他英國軍事上より見て英國の利益を毀損するの虞ある港灣に對しては一切外國政府の獨專的占領を許すも無く又馬來半島沿岸航業に普通必要とする石炭の各小炭坑區に對しても亦之と同趣意を以て外國政府の專用に許すこと無しと

*P

*P 最近華盛頓發電報に依れば米國政府に於ては今回新たに左の防備をなす計畫なりと

一、戦時に於ける米國陸軍の勢力防備増大を計ること

二、太平洋沿岸、メキシコ沿岸の攻撃に耐へ得べき設備

三、豫備軍の勢力武器食料品及び彈藥被服の供給力等に改善を加ふること

又米國本年度の軍備費は總計四億九千零八萬七千八百九十九弗にして歲計總額の殆んど二分一を占むる割合なるが此の驚くべき巨額の豫算も之を前年度のものと同照すれば陸軍費、海軍費及び要塞築造費に於て各二割五分以上を減じ又陸軍士官學校費に於ても二割以上を節し(以上四口の減額一千四百五十六萬七千八百餘弗)たるなり

と云ふ尙其の内譯を示せば左の如し

陸軍費	九四、四四〇、五六七弗
海軍費	一三一、三五〇、八五四弗
要塞築造費	五、六一七、二〇〇弗
陸軍士官學校費	一、八五六、二四九弗
恩給費	一五五、七五八、〇〇〇弗
軍費用公債利子	二二、一九五、〇〇〇弗
同償還基金	六〇、九三五、〇〇〇弗
民兵の兵器及裝具費	四、〇〇〇、〇〇〇弗
海軍に關係する諸費	二、二〇〇、〇〇〇弗
海陸軍省の組織に要する費用及び恩給局俸給	四、五八八、七一八弗
撥兵院、武庫、砲兵工廠	八、二二六、三一〇弗

*Q 英帝國海軍同盟に屬する參謀將校及び普通將校百五十餘名連署して、國防問題解決の爲め一億磅の公債を募集せんことを建白し、政黨政治の域外に立ちて之を審議せんことを總理大臣に勸奨したる一事は全國を通じて顯著なる感想を惹起せしめたり、將校等は若し此金員にして適當に行使せられれば、大英國が其國民的帝國的獨立の爲に健闘せざるを得ざる決心あることを可能的の對敵に警告するを得べしとなし、更左の如く謂へり、吾人は此際にあつて何の大國が事實上大英國の港灣を危殆ならしむべきや研究

せんとする者に非ず、蓋し港灣侵迫の舉が現存すると否とに拘らず、結局何かの邦國が英國の海上權力に接觸すべきは掩可らざる事實にして、英國民は全く根本的の境地に壓迫せられ居る者なり、兩世界に跨る英帝國の領土に對して假令何等の惡意に出るなしとするも利益の衝突屢々紛起するに到るべきも必然にして、畧英國に等しき或る海軍國との戰爭は、自然に吾國民に多大の損害を與ふべく、侵迫されたる英國の利益は結局犧牲とせざるを得ざるに到りて、大英國は其從屬する領土と俱に全然他國の屬領と變じ、當該敵國の命令を遵奉せざるを得ざるに及ぶべし、是れ現在に於ける對手國の海軍擴張計畫と獨立し、英國の海上優越權保持の必要と戰時に方り、英帝國の有効なる戰略地歩を占據する所以の途にあつて、吾人の建白の案に已むを得ざるに出でたるを知るに足らん公債の募集に就ては、陛下の政府は正しく陛下の反對黨より全幅の賛同を受くることを確信して疑はず、彼等は英國民及び英帝國の安全を保障する計畫に對して、甘んじて協力するを肯んずべきを以てなり

第二節 歐洲政局に及ぼしたる狀況

日露戰爭中及日露戰爭後に於て、歐洲政局の變調は、英佛の密邇と英露の接近とに依り、英露佛の一大團を形成したるに在り。外交政策論に得意なる匿名氏カルカスは、隔週評論に於て論じて曰く、歐洲各國が平和を維持する爲、外交上より堅固なる防衛策を立つるに努むるも、歐洲大陸の形勢は益々危殆を示すとも、毫も改まる

所なく、各國政府は表面にこそ驚擾の色なけれども、内心には危懼を抱き、歐洲の戦亂を避くるを最も利益とし、而かも自ら攻撃するの力薄弱なる諸大國は、此上に策を廻らして、禍亂を避くるに努むるは、反て平和を破ることなきか、或は又歐洲の最も怖るべく且最も満足しあらざる諸大國に讓歩して平和を買はんとするは、反て其の侵略を誘ふことなきかを疑ひつゝあり、是れ歐洲の現勢にして、之を處理するは最も手腕を要す、譬へば火上に爆裂彈を取扱ふが如し。

此の時に當り、夫の獨逸宰相ビュロー公の半官報の説く所及び獨帝のデベリーツに於ける演説等の如きは、實に歐洲の大局に害あるものなり、彼等は皆曰く英佛露の新三國協商の目的は、獨逸を孤立せしむるに在りと、此れ豈然らんや、亦此の新協商は、斯る効果を來したること無し、英佛露の三國協商は、各自將來の利益を侵害するの危険を防ぎ、又將來の利益を保護するの目的を以て訂定せられたるに外ならずして、此の協商ほど平和的なるものなし。此の結果或は獨逸に取て、面白からざる事態を現出したることありとも、本と英國外交政略の目的は、獨逸を孤立せしむるに非ずして、反て孤立せしめざらしめんとするに在り、英佛の對外硬論者が、動

形勢の説明

もすれば獨逸の孤立を喋々するは、是れ反て敵の爲に計るものなり、獨逸外務省は、新三國協商の目的を解すること熟せりと雖、是れまた其の獨逸に危害あるを謂ふは、獨逸に取て利益あるを以て、其の機關紙をして頻に獨逸の孤立を説立てしめて曰く、獨逸は列國陰謀のために、其の將來の利益を侵害せらる、獨逸が此の陰謀を破るが爲に、戦を開くも、誰が之を不當と謂ふものぞ、此の如くにして一方に平和の維持を計ること、愈々密にして、一方に戦争の機愈々大ならんとす、果して近き數年間に戦争起ること無くして止むを得るや否やとは、是れ實に政治家の益々疑ふて安んずる能はざる歐洲現在の眞局面なり。

此の形勢の由て來る所を説明するは、遠く往時に溯りて詳かに説く的必要なし、英國の態度、佛國の政略は、略々人々に明瞭なり、唯々露國外交政略の近時の進化は、之を解すること、英佛兩國に於けるが如く容易ならず、何となれば、此れ露國の根本的利益の何物たるを釋定するは、露國自ら之を難しとしたればなり。レヴァールに於ける英露兩帝會見は、伯林會議の時を去る殆ど三十年、而して露國の形勢は依然として相似るものなり、當時東邦問題の一端は、此に討議せられて、新局面を開き、爾

來露國の外交政略は、兩方に動き、各々其の一に向て同年代の一半を費せしが、今又東邦問題あり、熟々其の迹を察するに、世界政策の進路は、尤も近東問題に因て動かさるゝが如し、伯林會議には露國人は比斯麥の政略を怒りて、獨逸は其の怨府たり、攻撃の的となり、露國が君士坦丁堡に出るの道は、必ず伯林を通過するに在りとまで説做されたり、爾後一切の紛糾は即ち伯林會議及び其の結果なり。

比公の政罪

抑比斯麥の戦争時代は、伯林會議の年を以て終り、其の豫防外交時代は、此の年を以て始れるなり、比斯麥の手段は複雑なりしも、動機は極めて單純なりき。彼は一八七〇年戦争を以て撃碎したる佛國が一八七八年(伯林會議)政略を以つて撃碎したる露國とが、相一致聯合して獨逸に對抗するの危険を慮りて、極力之を豫防するに、向て辣腕を揮ひたるが、想ふに比斯麥の心中は、永遠の平和を期するに非ず、亦願ふに非ずして、只々獨逸が勢力を養成するの時を得るにありしならん、彼は此に因て伯林會議後、漸を以て三國同盟を作りたり、三國同盟の目的は、務めて露佛兩國を控制して、聯合するを能はざらしめ、萬已むを得ず之と開戦する場合は、三國同盟を以て彼に敵抗せんとするに在りしなり。然りと雖、比斯麥は終始露國の強を慮り

て、務めて之と和親を絶たざるを以て、其の大目的となせしが故に、三國同盟を訂結すると同時に、密に露國と訂約して、澳露をして、巴爾幹の勢力を相争はしめたり、此れ非常の危道にして、澳國を怒らしめず、又露國を怒らしめずして、兩大國を操御するは到底凡人の及ぶ所に非ず、實に比斯麥の偉大は計策の巧妙に非ずして、計策を運用するの大手腕に在り、其の晩年の事業は、初年の事業と共に均しく成績赫著誠に感服に値す、當時英國の如きも猶且中央亞細亞及び埃及に於て、露佛兩國を敵として虞る所なきを得ざりしなり、歐洲列國が斯く虎視眈々たる間は、獨逸は其の聯合を憂ふる所なく、一旦危機に際し一方に助力を與ふるを擬すれば、一方は慄然として恐れ操縦自在獨逸は超然大局を維持するを得たりしなり、例へば同盟國たる澳伊兩國が獨逸に因て安全を求むるは勿論、露國の如き時に獨逸を怒ると雖、之れと戦ふこと能はず、何となれば前門に澳獨と戦ひ、後門に英國と戦ふこと能はざればなり、佛國亦然り、英國と戦はんと欲せば、勢ひアルサス、ロートリンゲンを永遠に獨逸に讓與することあるを免れず、又獨逸と戦はんと欲すれば、勢ひ埃及を永遠に英國に讓與せざるを得ざればなり、今にして千八百八十年代の國際關係を回顧す

獨帝の政策

れば、茫然として隔世の如く、人之を推測するを難すべし、予輩は之を思うて益々比
斯麥の歐洲の死命を制せる怪手腕に推服せざるを得ざるなり。
ビスマルク公政策の根本原則が何物なるかは、獨逸皇帝能く之を解せしや否やは
寡くとも疑問なり、兎に角獨帝はビスマルク公の經驗なく、其の國際上の知識なく
又ビスマルク公が其の政策を運用せし才器氣質なく、此に因て獨帝即位以來、鐵血
宰相が久しく抑遏し得たる反抗運動は、直ちに歐洲に起り、露佛兩國の漸く相接近
するを拒ぐ能はず、斯くして鐵血宰相が心力を盡したる外交政策の基礎は、全然動
搖し消滅して遂に今の地位を來せり。

一時獨帝の新世界政策は、光輝赫々として鐵血宰相は嘲けられ、歐洲に忘れられ、實
に七年前までの獨逸は、世界各方面に威名を擧げてビスマルク公時代よりも、隆運
の觀を呈し、深く事情を解せざる人は、獨帝の成績に眩惑して、如何なればビスマー
クは終始齷齪として、歐洲の天地より離るゝ能はざりしかを訝るに至りしなり、獨
帝は又ビスマルクの嚴秘主義に反して、鋒鋦を露出し、心中を公言し、未然に及んで
喋々事の成功を誇稱して憚らず、且一時に八方に手を下し、公々然其の計謀を運ら

し、威力を以て之を貫かんと脅かせり。

想ふに獨逸今日の地位は、ビスマルクをして之を見せしめば、大息して慟哭せん、而
して此の所由を尋ねれば、獨帝の此の氣質に由ること大なるべく、又た其の政策の
誤謬に由ることも尠からざる可し、要するに此れ列國の反對政策に由るに非ずし
て、獨逸の自ら招く所なり、列國は獨帝の政略に見て、漸く不安を感じ、双方孤立せず
して相提掣して、各自の利益を保護せんとする念を生ずるに至りたるものにて、此
の政策は決して獨逸を孤立せしめんとするに非ざるは勿論なり、獨帝の膠州灣占
領政策、海軍擴張政策、近東及び中東政策、摩洛哥干渉政策の四者は、此れ英佛露をし
て漸次強固の協商を致さしめたる所以に外ならずとす。

英佛協商の顛末は、今復詳叙するを須るす、佛國大統領フアリエール氏が倫敦に於
て盛大なる歓迎を受けたる所以は、英佛人民善く之を知る、マハン少將の有名なる
言は能く今日の歐洲に用ゆべし、英國艦隊は或る意味に於て、獨逸陸軍と巴里との
中間に立ち、又佛國陸軍は獨逸帝國を英國海上權との中間に立つものなり、此の理
佛國人民亦善く之を知る、斯くして英佛協商のみにては未可なり、佛國前外相デル

英佛露の協

カツセ氏は、始より此に着眼して、露國を加へんと務めしも、業未だ半ならずして辭職したり、此の時に當りて英佛露協商の成否は未だ見込立たざりき、露國の外交政略は、ポーツマウス條約以後、暫くは五里霧中に彷徨する觀ありて、東に往とも、西に往くとも、外間より輒く窺ひ知るを得ざりしなり、獨帝は頻に手を延べて、露國と握手せんとせられたり、若し獨露提挈せば英露協商は成る可らざるなり、獨露協商か英露協商かとは是れ露國當時の形勢にして、英國外相グレー氏が就職の始めまでも、露國の輿論は其の孰れに出るかば茫漠として猶未だ分明ならざりき、蓋し露國は日露戰爭の後亦今日とても然り、獨逸と同盟せんと欲せば成らざりしを憂へず、而かも露國は利害を打算して、獨露同盟は強大怖るべきの同盟を爲すは之あり。又佛國とても英國の陸軍を頼む能はざるを以て、自然獨露同盟に差込まるゝに至るべし、然も其結果如何、一ヶ年前迄の形勢は、方に此の如く、而してグレー氏が此の間にて遂に露國をして、斷然英國と協商提挈せしむるに至れるは、三たび其の功を稱して可なり。

更に詳かに之を察するに、ポーツマウス和約訂結後の露國は、慘澹の極に陥り、中古

英獨孰れに
結ばんか

の三十年戰爭以來、大國として斯る打撃を受けたるものなく、其の大犠牲を供して把握せんとせし目的物は之を喪ひ、其の陸軍は破砕せられ、國債は嵩み、信用は地を拂ひ、國內は革命の亂各地に起り、王位危く、法蘭に於て芬蘭に於て、高加索に於ては、獨立運動尤も熾んに、全般の情形紛として亂麻の如く、變化測られず、或は革命其の効を奏して、國內無政府に陥り、遂に外國の干涉を呼ぶに至らざるなきかを思はしめたるは一再に止らざりき。斯くして一時大國たる露國は政局より消滅して、歐洲は均勢を喪ひ、平和を維持するに由なからんとせり、露國たるもの之を爲すと則ち如何、イズウオリスキー氏が始めて外相に任せし時、何物よりも其の外交の基礎を擴大せざる可らざりしは明瞭なり、當時佛國との同盟は理亂孰れに在るを問はず、萬一に應ずるの方なく、而して露國が何物よりも急要とせしものは、爾後二十年間平和を享て、以て其の經濟教育憲政の發展を講ずるにありき、此れ今日とても亦然り、競争列國間には平時といふと雖、宣戰なき外交の戰爭は、日々に激烈に交へられ、其の一勝一敗は、實戦場の勝敗と同様、重大なる影響を及ぼすことあり、露國が滿洲戰爭後、其の長き再造の準備として、先づ自ら具へざる可らざるは、大國の地位威

名なり、而して之を爲すは外交上新たに聯絡を設けざる可らず、イズウオリスキー氏の就職するや、前面に顯はれたる問題は、獨逸と同盟するか、或は英國と協商するか、孰れか、其の一を擇はざる可らざりしこと、即ち是なり。若し獨逸と同盟せば、勢ひ英國と睽離するを免かれざるべく、而して又英國と協商せば、或方面に於ては自由の運動をなすことを得、且又獨逸と絶好關係を相俟つに妨ぐる所はなきなり、イズウオリスキー氏は、遂に斷然英國と協商したりしなり。

若し露獨同盟成らば則ち如何、英國の英露協商に反對するものは宜しく三たび之れを省るべし、聖彼得堡に於ては當時露獨同盟を願ふ有力者多く、亦今猶然り、若し英國勞働者及び極端急激黨をして、外交の局に當らしめば、露獨同盟は六箇月を出でずして成就したるを疑はず、露獨同盟は獨裁君主の勢權を恢復するに幫助を與ふることに尠からざる可く、此の點より論ずれば、露國革命の禍亂中に、獨逸と同盟するは、遙に英國と提挈するよりも露國宮廷に益ありたるなるべし。英國は議會政治の自由國にして、君主の大陸軍を蓄ふると相容れず、此の理由あるを以つて、ピスマーの雇書記ブーヘル及びブーシユ輩の如きは、激烈に英國に反對し、加之なら

露獨同盟の
場合は如何

ず兩國傳來の政略として彼蘭人の背反に對し、相保護するを例として、露國は由て以て危急の日西境の無事を保つとを得たり。凡そ此等の理由あるを以て、露國に親獨政略を悦ぶの傾向あるを見るも、決して偶然に非ず、且外交政略より論ずるに、當時露國には日本に對し復讐戰を希望する一派ありて、機會あらば再び亞細亞に事を構へんと欲せり、此等の人々に取ては何物よりも歐洲の平和を緊急とすれば、速かに獨逸と握手せんとを願ひしなるべし、又此等の人々に取ては、英國は世々の敵なり、英國は日本の同盟にして、日露戰爭の際、英國の海軍は始めより日本帝國の艦隊を庇護して、列國干涉の機會を絶たしめ、以て日本をして日本海の戰勝を全ふせしめたり。獨り此に止まらず、遠くはクリミア戰爭、伯林會議、近くは滿洲の失敗は、大小こそあれ、皆英國直接の責に非ずといふことなし、想ふに露國に於て國人を勤かして英國協商に反對せしむるは、此より強大なる者なからん、且又露國の利己心よりいふも、獨逸と結びて最も抵抗力薄き波斯を吞噬するも、其の外交上の勢威を恢復するの道に非ずと謂ふ可らず、現に國中に之を唱ふるものもありしなり。此等の露獨同盟論は、決して薄弱無根柢の者なりしと思ふ可からず、露國の思慮あ

る有力者中にも、此に傾くもの尠からざりしが、識者は冷靜に大局を觀察し、遠く國家の利害を慮りたる結果、親英論漸次勝を制するに至りしなり、就中外交當局者たるイズウォオルスキ―氏は、經歷思慮ありて利害を考慮して過まらざりしは其の功を稱せざる可からず。若し夫れ獨逸と同盟せんか、佛國人の大多數は露佛同盟に念を絶ちて、獨り其の感情のみならず、資金を露國に假すを肯せざるに至るべく、之に反して獨逸は露佛同盟の壓迫より免れて、四方に權力を揮ひ、野心を逞しうせんとせるなるべく、又遠からずして佛國とも提挈することを得て、復深く露國に依頼することを爲さざるべし。斯くして露國は亞細亞に於て事を成さんと欲するも、日英聯合の陸海軍を敵とするは危險甚大なるべく、其の結果全く極東を喪ふに至り、而して縱令中東に於て得る所あるも、英國海軍に抑遏せられて波斯灣を占領すること能はずんば、此れ亦深く功とするに足らずして結局亞細亞に於て得る所なきに畢るべし。是れ皆露獨同盟の缺點なり、加之露國は其歴代の目的たる近東をも抛棄せざるべからざるに至るべし、露國政略上より言はば、其の要地は獨り近東に在り、然れども土耳其は今や復た輕蔑すべき國に非ざるなり、獨逸の幫助を得て

鐵道を敷設し、陸軍を興し、兵學を講じ、以て其の防禦力を加へたるのみならず、進んで高架索を衝き、波斯を侵し、中東に於ける露國將來の聯絡線の側面を攻撃するを得べし、露國が無條件を以て、獨逸と同盟するの結果は、必ず此の如きものあらん、夫の獨逸は澳匈國を制御し、土耳其を操縱するを得れば、直接若くは間接に、波羅的海及び黑海は、其の掌握中に歸して、露國は彼得大帝以前の昔に返りて、大陸中に葬られ、四面海に通ずるの道を絶るに至るべし、是れ豈露國の利ならんや。斯くして英露佛の三國協商訂結せられたるが、此れ未だ試驗時代に過ぎず、三國は須らく永久に同盟を形成して提挈輔翼して以て、各自の利益を保全すべき所なれど、今日は僅に未だ其の第一段第二段を経過したるに過ぎずとす、巴里新聞タンが此際直に協商より進んで同盟を結ばんことを唱道せるは謬れり、英國外相グレイ氏は時節到來せば、必ず之を爲すを疑はずと雖、此の協商は既に多大の効果を擧げたり、想ふに今日に至ては、何人も亦之に反對すること能はざるべし、夫の波斯の如きも、萬一其の現紛擾をして、二三年前に起らしめば、果して如何の結果を見たりと思ふぞ、露國人中にも、印度の英國人中にも、波斯を分割せんことを願ふ者多く、其の

劇烈競争の結果、獨立の實力なき波斯は、國內自ら兩派に分れ、議會黨は英國に依頼し、王黨は露國に依頼せんとして、内亂續發遂に全く其の統一獨立を喪ふに至りしなるべし、今之なきを得るは、是れ即ち英露協商の効なり、英露兩帝のレヴァートルに於ける會見を見るに至れるは、亦英露協約の結果にして、其の協商範圍を亞細亞より擴張して、歐羅巴に移し以て、英佛露三國が今後永く由て以て協同盡力すべき政策の方針を定むることを得たり、英國官邊の宣言を以てするにレヴァール會見の際、英露兩外相は馬塞頓問題を議し、聯合改革案を定むるを得たりと云ふ、英國外相の原案、馬塞頓總督任命の件は、蓋し建設的といふよりも、寧ろ戰略的なりしは疑ひなく、若し之を強行すれば、馬塞頓は王國領より獨立するの結果、獨澳土三國と開戦するを免かれざるべく、即ち此の提案の一時歐洲諸國を驚愕せしめたること、決して偶然にあらず、聯合案には總督任命の件を除きたりとの事なるが、此亦可ならん、此に因て寡くとも英佛露三國間に誠意誠心改革を實行するの端緒を開き得たるは尤も多とせざる可らず、是れ皆英露協商の賜にして、英露兩國が佛國と提挈して、一定の改革を遂行するは、實に百年以來未だ曾て之れあらざる所、前に所謂英露協

將來の禍機

商の第二段をなすものあり、此精神を以て進まば遂に英佛露同盟成なきを憂へず、國際局面の將來如何、澳國はノビバザール鐵道敷設權を得て、露英兩外相の主義に於て一致せる自治的馬塞頓の設立に反對し、獨逸皇帝は最も冒險的なるバグダッド鐵道計畫を着々進行せしめて、同鐵道は今後數年内にはトローラス連山、ユーフレチーヌ河を横斷して、波斯灣に出でんとす、此の鐵道に對する問題は、今や復た資金上にあらず、技術上にあらずして、専ら政治上にありて、或は爲に平和を攪亂するの虞なしとせず、獨逸膨脹黨がボスフォラス海峡以前に直接の交通線を開かんとするの大志は、此に因て成就せらるゝは勿論、土國亦此の鐵道に因て陸軍動員の便を得、且獨逸の指揮に由て、各國境に兵を用ゆるの準備をなすべきは疑ひなし、今日に在ても既に高架索國境の情形は、露國に取て大患なりとす、數年の後、小亞細亞に鐵道系成り、土國が獨逸將校を司令官とし、獨逸鐵道系を使用し、且陰然獨逸を同盟とするの曉は、露國一箇の力を以て、之と戦ふには強弱難易、決してサンステファノ條約當時と同日の談に非ざるべし。

更に波斯に就て獨逸は之を掌握せんとするの意思あるを見る、獨逸外務省の親信

せる新聞記者シーメン教授は、波斯を視ること恰も摩洛哥の如くし曰く、彼等は回教徒なり、耶蘇教國は之れに干渉するの權利なしと、回教徒を煽動して耶蘇教國に敵抗せしめんとするは、今や獨逸外交政略の一要訣となれるが如く、而して此の點に向つて獨逸皇帝は何人よりも最も力を盡し、其の結果回教徒を有するを以て、均く害を蒙らんとす、されば此の問題のみにても、英佛露三國は協同一致の政策を採るの必要ありとす。轉じて巴爾幹に就ても、亦三國は波斯小亞細亞に於ける、均しく協力提掣を緊要とするものあり。露國側よりいふに、近來に於ける軍事的均勢を回復し、且巴爾幹に於ける土國の勢力を殺ぐの唯一手段は、勃牙利人を助くるに在り、又馬塞頓を自治國たらしめば、英國軍艦はサロニカ港に往來して、巴爾幹の局面を牽制し、以て英露兩國の目的に向て、大勢援を與ふことを得べし、而して獨逸は土國政府との關係、バグダット鐵道敷設の事あるを以て、自治的の建設は、其の毅然として反對する所なり、此の如くにして國際上に於ける外交上の戰爭は、今益々激烈にして此の情形を以てすれば、或は遂に戰爭を見ずんば止まざらんとするかを思はしむるものあり、唯だ此の外交的戰爭に於て、獨逸は自家成功の見込加はらば、

平和を維持すべく、若し之に反して他國外交のために不利の地位に陥ることを思はば、斷じて平和を破るに遲疑せざるべし、是故に歐洲理亂の定まる所、一に獨逸に在り、獨逸にして戰はずんば戰爭なく、而して獨逸をして戰意を決せしむる所以は、他なし、列國の爲に孤立せしめられたるに非ずして、各國を孤立せしめんとする、ビスマルク政策の全く失敗したるが爲ならんのみ。

一八九五年三國干渉に加はりたる以來の獨逸縱橫の政策、一九〇五年に敗れたる露國が戦後の經綸、其間に平和の擁護者たる英帝の馳驚、依て生じたる英佛協商、英露の接近、凡そ歐洲の政局は近東中東問題に係る者少なからずと雖、多くは、又直接間接に、極東問題を藉りて進退したるものにして、策を其間に弄せる獨帝の鋒鏘は益出て、益銳し、終に英露佛の協力を促成したり。今後果して如何なる局面を生せんか、其關係の交迭の如き、一に外交政策の遲漫が帝の意に満たざるに依れりと傳ふ、カルカスの議論は或る一面の肯綮を得たるものなり。

第五編 最近に於ける極東全政局 の上に研究せられたる國 際法問題

一の戰役を通じて起る所の國際法問題は、外交上須知の要件なり、個々の問題に付き其適法如何を詳論するは、戰時公法の専門書に譲らざるべからざるも、其の問題の處置如何を知り、其處置の適否の大要を知るは、外交史研究上の必須要件にして、戰時外交の活動圈内に於ける至重なるものなり。殊に種々修正せられたる戰時公法適用の實例として、當時最新實行者たりし日清戰役が、更に日露戰役を経て海陸に於ける公法上の缺點を實現し、更に將來外交軍事の上に、警戒と修正とを要求したるものなることは、特に注意せざるべからざるのことたり。

第一章 日清、北清、日露戰役に於ける國際 法問題

第一節 日清戰役に於ける國際法諸問題

其一 抗敵開始の時期

日清兩國の海軍が、七月二十五日午前七時五分豊島沖に於て相接觸し、茲に於て抗敵は開始せられたることは、前に已に之を述べたり。然れども此日此事實を以て抗敵の開始とすべきや否やに就ては、一の問題たることを免れず、有賀博士が其著日清戰役國際公法論に於て下したる論斷に依れば、日本は如何なる事實を以て日清交戦の發端と見做せりや、高陞號の轟沈に先だち、清國が日本に對し爲したる所業を以て、既に其端緒を開くものとするや、將た高陞號轟沈其ものを發端と爲すやと云ふに、余を以て之を見れば、清國が我より申込みたる最後の談判を拒絶したるに依り、日本より更に北京の朝廷に向て、今後は日本單獨にて朝鮮改革の事に従事し、就ては之が爲めに如何なる結果を生ずるとも、其責の歸する所に、清國政府に

日清戰役に
於ける國際
法問題

日清戰役に
於ける抗敵
開始の疑義に
付

在るべしと申送りたる時を以て、日清兩帝國の間に於ける平和の關係の破れたる時と爲すべきなり。而して抗敵は清國が兵員を派出したるに因り、日本よりも之に應ずる爲めに、我艦を派出したるの日、即ち七月二十三日を以て始りたり、是れ轟沈に先だつ數日の事なり」と、此主旨に據るときは、交争國の一方若くは双方が、其實際抗戰に着手したる第一準備の日を以て、抗敵の開始と看倣すものにして、日清兩國の海軍若くは陸軍の何れか、戰鬪實體の相接觸したるの日に先だちて、已に戰爭は開始したるものと爲すに在り。而して高橋博士は、其の著書「日清戰役間に於ける國際事件」に於て、之れが反對せる意見を陳べて曰く、「獨り第三の説前説を指すに就ては、余は其正鵠を失したるものなり」と明言するに踟躇せざるなり、日本の軍隊を派遣したるは一八九四年六月十日と「混成旅團先頭部隊宇品發は六月九日なり十日にあらず」七月二十三日なり「第二次輸送は六月二十四日にして、唯聯合艦隊の本目的に對しての出發は、即ち七月二十三日なり」因て此説に従ふときは、戰爭の開始は六月十日「陸兵派遣の日を指す」なりと云ふを得べし、然しながら清國の出兵は、七月二十日「清國の第一次出兵は六月四日にして、第二次出兵は同十九日なり、七

月二十日にあらず」なりしを以て、清國の方より見れば戰爭の開始は七月二十日なりと爲さざる可らず。凡そ戰爭とは果して如何なるものなるやとは、最も注意を要すべき點なり、單に戰爭の準備を以て之を戰爭と爲すことを得ず、眞に戰爭たらんが爲めには、兩軍の相接觸することを必要と爲す。今假りに兩軍の戰鬪線内に來り、而して其陸軍若くは海軍の一部が、最初の位置を離れ、或る距離に向て移動したり、是れ往々起る所にして殊に海軍に於て然りとす、然れども未だ兩軍の接觸せざる前に當り、媾和談判等に依り平和を克復したりと想像せんか、此の如き場合に於て第三説を主張する論者は果して此等の兩軍が戰爭を爲したる後、平和を回復したるものと爲し得るや否や。凡そ相敵者の交戦と、接觸とは、戰爭に缺くべからざる要素なり、從て七月二十五日を以て開始したるものと論せざるを得ず」と論じ、日本政府の所見と相一致することを證せん爲め、七月二十五日を以て戰役の開始を布告したる文章を援て之を論結せり。更に彼の有名なるホルランド博士の所見に據れば、「戰爭は高陸號の日本海軍の爲めに停止せられたるときに開始せり」と云ひ、ウエストレーキ博士の所見に據れば、「戰爭は單に搜索の爲めのみならず、戰爭

的行爲に依り開始せられざるべからず』と爲せり。第一説の要點は平和の關係已に破れ、清國が兵員を派出し、日本之に應じて戦艦を派出したるの日、即ち七月二十三日を以て開始とす』とあるに歸し、第二説の要點は『相敵者の交戦と接觸とを以て缺くべからざる要素とし、從て七月二十五日兩軍の交戦を以て開始とす』と云ふに歸す。此二者の所見は全く相反對せり、予を以て之を見るに、戰略上よりの廣義に於ては、戰爭の準備の時期と、即ち戰略の初期にして、政略戰略の交叉期、交戦の時期との二者あり、齊しく戰爭の範圍に屬す、交争國の一方若くは双方が、外交上の進行より來る決定と連絡し、抗敵の準備を爲したるときは、已に是れ戰爭の準備を爲したる者にして、其實抗敵の範圍に在り、已にして外交談判破裂し、平和の關係斷絶して、抗敵の實行に移りたるときは、其準備を實行するに過ぎず、交争國の双方が準備を實行し、陸上若くは海上に接觸したるときは、是れ抗敵の開始なり。戰略上戰爭の範圍は其準備の一の問題に付、交争國の一方若くは双方が其形勢判斷の爲め必要として生じ來る準備、即ち動員下令、輸送集中準備等を含むものなれども、國際法上に必要なる抗敵開始期を斷定せんには、少なくとも兩

軍の相接觸するを要す、若し平和關係の斷絶の爲め、それより生じたる軍隊派遣に一線を劃し、之を抗敵の開始と爲すときは、日本軍隊の輸送は、外交上の都合により、幾次にも分輸せられたるに依り、平和斷絶の最も近き輸送を以て其開始期となさざるを得ず、而して派遣軍隊の指揮官の斷然たる命令に接するとの此最後輸送より早くして、先發部隊に於て、直に交戦を開始したるときは、此開始期の斷定は成立せざることなるべし、而して七月二十三日説は、日本政府開戦決意の一部として、一部は陸軍に對するが故に、海軍即ち聯合艦隊に斷然たる訓令を下し、佐世保を出發せしめたる其實働期を指すものなりと雖、清國が第二次日本を對敵として出兵、出兵は、七月十九日に在りとし、其十九日に於ける日本政府の決意、即ち清國政府に向て最後公文を發したる日（七月十四日より）五日を経過したる日本政府の決意が、抗敵の實働體の一部たる、而も已に先着の兵員少なからざる武力を以て、朝鮮に駐在せる陸軍指揮官に對し、何等最後の訓令の發せられざる筈なく、若し七月十九日に於て斷然たる訓令を受け、直に起て牙山に進撃せんか、其先頭は遅くも七月二十一日に接觸交戦するに至るべし、要するに軍隊の派遣を目して抗敵の開始とすれば、

其派遣の主體たる政府開戦の決意即ち一方者に對する抗敵手段表示の根元要素の併立を認めざるべからず、即ち聯合艦隊七月廿三日出發と、清國第二次七月十九日の出兵とは、其裏面に各自其政府開戦決意の存在を要素とす、而して京城附近に集合せし陸軍々隊の運動は、實際某事情の爲め、漸次遅引し、七月二十五日に於て牙山進撃の途に上りたるが如し、而して七月十四日以後に於ける陸軍部隊の出發も、亦此斷定中に置く時は、實に抗敵開始期の部面は多様多般にして、當に日本の側より見たるのみならず、又清國の側よりする開始期も併定せざるを得ざる場合となるべし、故に第一線説は廣義に於て可なりと雖、明確に開始期の斷定を與ふる能はざるものなり。更に作戦上の主旨より言へば、最初の動員下令を以て第一線なりとすべし、動員下令は戦時動作の第一步にして、輸送集中は第二步なり、接觸交戦は即ち第三步なり、此三段の順序は等しく戦争の範圍に屬す、然れども本役の第一步は普佛戦役の如くならず、普佛戦役の兩者出兵は最初より普は佛を以て敵とし、佛は普を以て敵としたる者なれども、日清戦役は最初の出兵は各自其意圖は之を問はず、出兵の理由は彼我交戦の爲めに爲したるにあらず、直に其敵たるを目標と爲

したるにあらず、即ち日本は清國に對して出兵したるにあらず、故に清國との平和關係斷絶後の出兵を取るは可なれども、前述の如き多般の斷定を生ずるを免れず、更に又清國の側に就て見れば、其最初の考算中に日本との戦端を豫定しありしや、甚だ疑はし、唯六月二十二日日本の第一次絶交書に接したるとき、及七月十四日第二次絶交書に接したるとき、の二回に於て、其作戦上の動作は變動を生ぜざるを得ざりしなり、最も明確に彼が對日本の抗敵態度に成れる準備實行は七月十九日なり。(高橋博士の論文中七月二十日とあるは七月十九日なり)故に作戦上より斷定するときは七月十四日より七月十九日に至る期間に於て、斷然軍隊に下令し、其實働に着手したる者なるが故に、此時を以て第一線と爲すべきなり、清國政府の斷行命令は七月十六日なり。此の如く第一線説は論點岐出の虞あるを以て、予は接觸點説を取る可し、彼のホルランド、ウエストレーキ兩博士の論は法的问题として、攻究すべきも、事實は此考究より一層明確なる斷定を與へたる者なり。

故に此問題は下の斷定に歸す可く、即ち抗敵の開始は七月二十五日午前七時五分日清兩國海軍の接觸を以てしたり、而して上述抗敵開始の第一線は、外交關係の極

度を示すものにして、作戰との連絡は已に此第一線以前に存在するや勿論なり。

其二 中立に關する諸問題

嚴正中立を宣言したる英國が本役初頭に於て如何に之を實行したりしや、ホルランド博士は、其局外中立各國と交戦國との關係に就て論じたる所に曰く「蓋し甲乙双方相戦ふに當りて、交戦國は自ら海上貿易を平時の如く隨意自在に行ふことはざるが故に、勢ひ必らず自國輸出入の大部分を擧げて、之を中立國の船舶に依託せざるを得ず、此時に當り、海洋航海業に熟達し、其貿易を營むの資格ある中立國は、之が爲めに利益を享くること平時より多かるべきものと假定するを得べし、而かも若し交戦國の情狀に依て、中立國の船舶を仰ぐこと少き場合に當りても、各中立國たるものは、從來固有の營業に従事するを得べきか故に、是も亦中立國の利益に歸するものと假定せらるべし。普通の場合に在ては、則ち局外に超然たる中立國の利益は、此の如くなるべし、然りと雖亦時勢と遭遇と狀況如何に隨て、中立國の利益なるものは、許多の變更を被らざるを得ず、此變更の多數は避くべからざる所なりとす、邦國國有の原權なるものは、平素無事の日に在りては、即ち完全且明瞭なり

と雖、一旦其比鄰の甲乙國間に平和破裂を見たるときは、之に對して自ら中立の地位に立たざるべからず、同時に特に其固有の諸權利を改定せざるべからざるの必要あるを免れず、此種の中立國は、平時に於て未だ會て聞知せざる所の諸種の義務の負擔に事實的に從屬せざるを得ず、是中立國の免るべからざるものにして、其義務は其權利より過ぎたるものあり、則ち第一には中立國が平素自由に通行したる所の行爲を中立の爲めに禁絶せらるゝ義務あり、第二には戦争其ものゝ爲めにするの外は、何等の効も無き行爲の其種を爲すことを中立國は禁止せらるゝの義務あるものとす、第三には戦争より離れて之を見るときは、何等の罪惡もなき行爲に關して、中立國臣民が交戦國より課せらるゝ所の所罰に順諾せざるべからざるの義務あり」と云ひ、其義務の例としては、之を三段に區分し、其第一類に就ては「第一中立國は其所爲手段の何たるを問はず、交戦國の一方に或は双方に關連し、敵對行爲に加はる爲めに、戰鬥力を禁止せらるゝものとす、(第二)中立國は交戦國の一方、若くは双方を援くべし爲めに、之を貸すに軍隊を以てするを得ざることは、勿論なれども、中立國の陸軍或は海軍に現屬せざる所の各個が、其個人的意志を以て、交戦國に其

身を投じ、或は他の方法を以て、交戦國の一方若くは双方を援助することに關しては、日本國政府之と内通して然るとの責を負ふことなし、(第三)中立國の一方若くは双方に向て、其軍艦を賣與することを得すと云ひ、其第一の實例として英國艦隊が威海衛防禦の清兵を警戒し、故意に發砲したりと云ふことを疏解し、第二の實例として英國軍隊に現屬せざるマクリュールの清國軍に盡力したるは、英國政府の責任にあらずと疏解し、第三の實例としては智利國政府が、其巡洋艦エスマラルダを十一月に於て日本に賣與し、又智利國艦隊の一半を支那に賣與したることありしめは、是れ中立義務に違犯するの甚だしきものなりと云へり。然れども智利國は日清兩國と互に與に無條約國たり、故に中立國たるの義務なかるべし、第二類に就ては、(第一)中立國は其統治管理に屬する所の人を制して、或は其地域に於て或種の行爲を制止するの義務あり、(第二)中立國政府は其臣民が交戦國に供給せん爲めに謀りて、之を輸出する所の火藥彈藥類の輸出を禁止するの義務なしと雖、近時の考定に據れば、中立國は其臣民が、交戦國の一方、或は双方の爲めに、軍艦を供給することを禁止するの義務ありとし、第一の實例として作戦根據地として、中立國領域を

用ふることを防制するの義務を掲げ、彼中立布告に在るが如く、英國政府の中立布告は、英領各港をして二十四時間規則兩種を實行せしめたるものにして、此規定に依れば、普通情状の場合に於ては、日本或は清國軍艦の我英領各港に在るものは、其一方國の軍艦或は商船が、同港を出發したる後、二十四時間以上、他の一方國軍艦は該港内に停留せざることを得ざるものとし、且つ二十四時間以内、に於て、決して出發することを許さざることを規定したりと説明し、第二の實例としては、日本政府の註文を以て、英國タイムス造船所に於て新造せられたる龍田艦は、昨年(一八九五年)を指し、日清開戦前に於て竣工して同港を出發したり、然れども途中開戦と爲りたるが故に、英國は同艦を亞丁港に抑留したり、尙ほ兩國交戦中は、英國政府は國中の新造船渠を警戒し、交戦國の海軍戰鬥力をして、英國船渠の援助を受くるに由なからしむるだけの檢束を實行したり、即ち日清交戦中に方り、ブラックウォール港船渠に於て、製造進水せられたるダイオセネス號なるものは、戰鬪用に適すべき艦装を成したること明かなるの故を以て、英國政府の税關監吏の看破する所となり、該船が其速力試験の爲めに、ティムス河口に至らんとするに方り、外務省は直に之を

海軍省に通知して、該船監視差留處分の急施を求めたるが故に、海軍省は即時海軍士官水兵を派遣し船渠に就き該船に乗り込み、之をして出發すること能はざるの處分を行ひたりと云ひ、第三類としては、凡そ戦時に方りて、中立國臣民の貿易上に關する交戰國の干涉に順從せざるべからざる中立國の義務は、封港に關する義務、戦時禁制に關する義務、及び交戰國の戰闘加擔を禁ずる義務に外ならずと雖、中立國臣民が自ら甘んじて封港を犯し、若くは禁制貨物を搭載するか、或は交戰國の一方の爲めに、軍隊を載せ、或は偵察を勤むることを一切禁制するが如きことは、是れ中立國政府の義務として之を負ふべき限にあらず、之と同様に、此の如き自ら危道を踏み、冒險以て奇利を博せんとする所の中立國侵害は、交戰國の爲めに、其船舶を撃沈せられ、拘留沒收等の斷行に會するも、之に對して、本國政府の保證を望むことを得ざるは勿論なり、是等の犯法行爲に對し、交戰は之に相當の所罰を加ふる爲め之を制止し、之に臨檢搜索を行ひ、捕獲審檢所に之れを拘引することを得るなりと云ひ、其實例として高陸號事件を援引したり。前に述べたるか如く、高陸號撃沈事件は英國の社會に激動を與へ、其政府も亦平かなる能はず、日本政府に抗議する所

高陸號撃沈事件

あり、是れ一に當時事實の尙ほ未だ該政府及社會に明白ならざりしに由れり。船は中立國の船舶たり、旗章亦局外中立のものに係る。然れども高陸號は實に當時日本の爲すべき權利の前に抗敵する、敵國の軍隊を運送したるものにして、即ち運送船として敵國の使役する所の船舶たり、船舶の國籍旗章の如きは此場合に於て問ふ所にあらず、故に已に戰闘開始の後に於ける浪速艦長は、之を捕拿するか、又は之を拒む場合には、必用なる強力を用ひざるべからず、而も高陸號船長等は清國將校の爲めに浪速艦長の命に従ふを拒まれ、終に撃沈せられざるを得ざるに至れり。此る事實の未だ英國に明瞭ならざるや、英國輿論の沸騰せる中に毅然として國際公法上の斷定を下したるものは、ホルランド、ウエストレーキ兩博士なりとす、ウエストレーキ博士所見の要旨に據れば、第一高陸號は英國人の所有に屬し、且つ正當に英の國旗を掲げ居りしもの、如く、亦之と同時に清國の使用に供し、運送船として働きし事實も明白なり、故に若し之に加ふるに、同號の供用は則ち戰爭的行爲に供することありとすれば、同號は此場合に方り、假令船旗は英國なるも、所有者は英國人なるも、決して英國より何等の保護を求むる權利なきものたらざるべから

ホルランド
ウエストレー
キ兩博士
の意見

す、(第二)高陸號の供用は、單に開戦の宣告未だ出でざりし前にありといふのことで、以て、戦争行為にあらずとなすも、日本は之に對し慮かることを要せざるなり、蓋し國際公法は其主義に於て、兩國開戦の實あるときは、之を以て交戦國間に有効なる戦争の開拓と認め、而して局外中立國開戦の爲め、新たに得たる特別の義務あるを以て、之に先ち交戦國よりの通知を受くるの權利を有す。高陸號の行為は、局外中立者が封鎖を破りたるものにあらず、又戦時禁制品を搭載せしものにあらずして、唯清國運送船に供用したるを以て、若し清國にして果して交戦國たるに於ては、高陸號も亦日本に對する交戦者なり。(第三)然りと雖、日本を襲撃したりとの一事に依り高陸號を交戦者と爲すこと能はず、高陸號の局外中立國の所有者及局外中立國の船客に對して、日本の行為の正當なることを證せんと欲せば、日本たるもの現に他所に於いて日清間の戦争實際に開拓せしことを證すべく、然らざれば高陸號の其一部を成せる清國艦隊が、日本の忍ぶ能はざる所の反對の行為を爲したることを證せざるべからず。朝鮮國に於て起りたる日清間の抗戰的行為は、皆前者を證明するの資料と爲すに足り、而して清國艦隊の搭載せる軍隊は、日本が自ら占據

の權利ありと認めて、其地位を占むるものに對し、之を驅逐するの目的に出でたるものとせり、是れ正しく後者を證明するに足れり。(第四)然りと雖、日本が高陸號を交戦者と認めたるの件に付き、英國と日本との間に出來すべき事項に關しては、余が以上の自認に依りて定まるべきものにあらず、假りに高陸號の撃沈せらるゝことなく、捕拿せられたりとするも、又船中の兵士の朝鮮に上陸することを妨ぐるが爲めに追逐せられしとするも、或は又其兵士をして高陸號の達し得べき朝鮮半島の一港に上陸せしめたりとするも、此の行為より生ずる軍事上の損害は果して尠しとなすを得べきや、其他の事實に關し、想像し得べきもの頗る多しと雖、余は未だ之を知ることを得ざるなり、事實明白と爲るに及んで、日本の處置其宜しきを得ざるものあるに於ては、余は固より此説を改むるに吝ならざるべし。(第五)高陸號中の清國兵は、其船を引渡すことを許さざりしと傳ふ、之が爲め、日本が軍事上の行為に出でたりとすれば、毫も其破壊の權利を妨ぐる所なし。之を要するに、歐洲人にして清兵を指揮し、若くは運送するの任に方らんとするものは、須らく彼等と其運命を與にせざるべからず」と云ふに至り。ホルランド博士の所見の要旨に據れば

當時戰爭の狀況は正しく存在することを認めざるべからず、法理上戰爭は對手一方の戰抗的行爲に依りて開始し、必らずしも先づ宣言せるを要せざるは明瞭にして、英國及米國の法廷の審判は、此の原則を確むるに餘りあり。此等の實例の屢々起れるを知らんと欲せば、モリス大佐が英吉利海盆の底を穿つて、英佛兩國を聯接する墜道の計畫に對し、故障を爲すの目的を以て、我陸軍省に提出したる沿革書類を一見せば足る可し。高陸號沈没の當時に於て、陸上に戰爭ありや否やは問ふを要せず、余は日本士官の高陸號に臨檢し、強力を以て其命令に従ふべきことを追りし事實を以て、既に充分なる戰爭的行爲ありしものと認む。(第二)高陸號は少なくとも日本士官より命令を受けたる瞬時に於て、戰爭の存在を認知せり、故に高陸號は最初の水雷を發射せらるゝ前に於ては、現に局外中立國の船なるも、交戰國の使役に係る運送船にして、其然るの事實は彼れ自ら之れを認知せり。(其の英國の旗を掲ぐるものは、戰鬪の謀略に出ると否とに拘はらず、全く此問題に關係を有せず、此の場合に於て高陸號の責任となり、即ち其一は、進行を止めて臨檢を受け、日本捕獲審檢所に委せられざるべからず、而して事實日本は其捕拿海員を其船上す

こと能はざるに於ては、日本司令官たるもの固より彼をして其命令に服従せしむる爲め、必要の強力を用ふるの權能を有せるとこれなり、其二は高陸號は運送船及び軍艦を以て組織したる艦隊の一として、清國より陸上に赴援せる軍隊の運送に従事する以上は、明かに敵對征行と視るべきものゝ一部を出すものたり、是を以て日本は其目的地に達するを妨ぐるが爲め、凡そ必用なる強力を行用するの權能有するとこれなり。又高陸號事件に於て行用せられたる強力は、敵國の役を取る中立國の運送船を捕獲する點よりするも、又交戰者を妨止する點よりするも、公法上許容するの範圍を踏越したるものと云ふを得ず。其救助せられたる船員は、相當の手續を以て放免せられ、中立國民の權利は一として侵害せられたるを見ず、即ち日本に對しては、我政府は謝罪を求むるの口實を有せず、高陸號は所有者及死者の遺族も亦賠償の請求を爲す能はざるなり。余は日本軍艦が爲めに溺れんとする清兵を砲撃したりしことよりして、開明國の戰時慣習、ゼネバ條約は此問題に關せずを破りたるものとせらるゝ一點に就ては、茲に敢て言はず、是れ其實際の際十分ならざるのみならず、若し此の如き非難ありとするも、是れ全く單に交戰者

の權利に關する問題にして、獨り中立者の權利に付てのみ論ずる所の此篇に於て關する所にあらざるを以てなり」と云ふに在り。以上二氏の論旨を概括すれば「戰爭狀況は宣言を要せずして存在し得べく、局外中立國の船舶にして戰爭の通知を受けたる後、交戰國の爲めに軍隊を運送するが如き、禁止せられたる行爲を爲したる場合に於ては、責任を負はざるべからず、則ち捕拿せられ、捕獲審檢所に委せられざるべからず、若し其の命令を拒みたるときは、之れに服従せしむるが爲めに、必要なる強力を用ひ得べきことに歸す可し」と云ふに在り。論旨の末段に於ける清兵砲撃の疑問に對し、日本軍艦の處置に明確なる證言を與へて「英船高陸號に對する日本軍艦浪連號が、高陸號の將さに沈まんとしつゝある際に方りて、尙ほ之に向て射撃を續けたりと云ひ、若くは其危難を避けん爲めに端艇に乗り、或は水中に身を投じて泳きつゝある所の支那兵卒、及英船水夫等に向ても、日本軍艦が射撃を續けたりと云へる風説は、憑據なきものなり」と論破せり。

凡そ此の如き場合は、交戰開始の際には勿論、交戰中に於ても多く起るべき事實にして、苟も國際公法上の遵法國は、交戰國及中立國に對し、戰役開始の際に於て、豫め之

が施設を爲さざるべからず、是れ日本政府の捕獲審檢所を設け、保獲規程を定めたる所以なり。而して其特に先づ注意せざるべからざる一項あり、即ち其第十一條なり、同條に依れば「臨檢搜索及び拿捕の權は、中立國の領海に於て行ふを得ず」とあり、是れ其原則たる「戰局なる者は、交戰國の領土並に領海及び同海に於てす、中立國の領土並に領海に於ては、交戰行爲を爲すを得ず」又「交戰者は中立領域、即ち戰爭に參與せる國の領域の水面に於て行動するを得ず、即ち中立國の領域内に於ての一切の戰闘行爲は國際公法に背反す、交戰國の一方の軍艦は、他の一方の軍艦を追索して中立領域内に入るを許さず」と云ふに基きたるものにして、中立領海は不可侵なり、此領海内に於ける軍艦の必守行爲なり、而して高陸號事件に於ける日本軍艦の動作點は、朝鮮海なるが故に、中立領域不可侵權を犯したるにあらずやとの問題を生ずるも、恰も當時朝鮮は已に攻守同盟者となしか故に、此れ原則に背反したるにあらざるなり。高橋博士は之を論斷して「今茲に朝鮮海に於て生じたる本事件を考究するに當り、予輩は日本海軍の此の原則に背反したるものなることを見ず、何となれば朝鮮國の領海は、中立國にあらざればなり、恰も戰端を開きし朝、即ち七

月二十五日の朝を以て、朝鮮國政府は京城駐在の日本公使に一書を送りて、朝鮮國内より清兵を撤退せしめんことを求め來れり、因て此の時より朝鮮は日本の同盟國となりしものにして、此の事實は兩國間に締結せられたる同盟條約に徴して明かなり。此の如く事實上、朝鮮は日本の同盟國にして局外中立國にあらず、因て予輩は局外中立國の領土不侵の原則を主張するに拘はらず、日本が朝鮮海に於て、臨檢搜索等の権利を行使することを得るや否やは、最早考究するの必要を見ざるに至れり』と、即ち兩訂約者、若くは一方が特定の國、或は何れの國とにても開戦するときは、相互に助力するの義務あることを締約し、而して其結果として直接或は間接作戦に參與し、戰鬪行爲に共同するときは、已に是れ局外中立國にあざればなり。然れども此種の疑問ありし爲に、潮州府號事件は起りたり、即ち日清兩國海軍接觸の後二日(二十七日)日本軍艦赤城及高千穂は朝鮮領海内に於て獨逸國船潮州府號に臨檢したり。仁川駐在の獨逸領事は、朝鮮國外務督辦に向て抗議して『七月二十七日を以て、獨逸國汽船潮州府號は、同日二回日本軍艦の臨檢する所となれり、其最初の臨檢に際し、船長は日本海軍士官に對して、如何なる權利に因り搜索し得るや

潮州府號事件

を尋ねたるに、日本士官は戰爭の開始以來二日を經過するを以て、交戦者として臨檢し得るの權利を有することを答へたり、然りと雖、余は此答辯を許容することを得ず、加之最初臨檢したる場所は、北緯三十五度四分西經百二十六度八分にして、正しく朝鮮の領海内にあり、國際公法に據るに、交戦者は如何なる船舶たることを問はず、局外中立國の領土内に於ては、臨檢搜索若くは捕拿することを得ざるものとす、因て日本軍艦の行爲は、朝鮮國の主權を侵害したる者と謂はざるを得ず、故に余は日本國が朝鮮國の領海内に於て、交戦國の權利なりとして施行せし此の如き不法の行爲に對し、朝鮮國政府が之を不問に附せざらんことを希望す』と云へり。依て朝鮮國政府は之を日本公使に轉照し、日本公使は之を日本艦隊司令官に再轉したり、日本艦隊司令官は臨檢したる理由として『(一)當時中立國の旗章の下に在る船舶にして、恰も高陞號の如き清國の兵士及彈藥の運送に従事するものあるは、日本政府の知るところにして、我艦隊は此の如き運送船に對して、深く注目する所ありたり、然るに是の時に方り、我軍艦は多數の支那人を搭載する潮州府號を見たるに依り、之を臨檢したるものにして、戰鬪開始の後已に二日を經過したるとき

なれば、日本國の臨檢すべき權利を有するや否やは敢て論ずるの必要なし、(二) 國際公法に依りて如何なる種類の船舶たるかを問はず、臨檢を脱せんとする者は搜索せらるべき責を負ふものなり、而るに潮洲府號は高千穂の見る所となるや、全速力を以て疾走したるに依り、高千穂は之を追跡し、漸く三時の後接近するを得たり、加之三個の空彈を放ちたるも、停船せざるに依り、更に二發を要したり、此等の事實は例令其日に於て臨檢せられたりと雖、尙ほ第二の臨檢を爲さしむるに至れり、(三) 余は臨檢したる場所の朝鮮國領海内なりしとは敢て拒まずと雖、既に其國の領土内に於て戰鬪の準備を爲し、且つ戰鬪も何等障害に遇ふことなく行はれたりとせば、余は其領土内に於て、臨檢搜索捕拿するの權利を有することを主張するも毫も怪しむに足らずと信ず』と答へたり。雷に然るのみならず、前述の如く當時朝鮮は已に攻守同盟を約したるものなれば、朝鮮海は中立領海にあらざるなり。

ゲーリック號事件とシドニー號事件は相連續して起れり、當時の外務大臣陸奥伯爵が領事裁判制度を痛言したる末、本事件を論じて云へり、明治二十七年十月二十五日發在米國栗野公使の電報に據れば、米國駐在の清國公使館員某は、元英國海軍

ゲーリック
號事件とシ
ドニー號事
件

大尉にして、現今米國の民籍に在る水雷製造者ジョージ・カメロン、及電氣作用上一種の發明者と稱する米人ジョン・ワイルドの兩名を傭入し、之れを同伴して十月十六日桑港出帆、英國船ゲーリック號にて歸國の途なりと、且つ恰も同船便にて歸朝したる我墨西哥總領事島村久は、船中に於て略右の清米兩國人の關係を探聽し、其次第を報告したり、此米人二人が如何なる技能ありて、清國に傭用せられたるかと聞くに、其事頗る魔法的技術に屬し、即ち彼等は、一も船舶砲銃の軍器を假らず、單に陸上より敵國以外の海面に在る敵船を撃沈すべしと云ふのみ。現今の學術界に於て、到底斯る奇術の許さるべきものにあらざるも、清國政府が刻下の苦惱に紛れ、此の如き投機師をも傭用するに至りしは、唯憫笑すべきのみ、然れども彼等は兎も角も敵國の軍事を幫助する目的を以て、我領海を通過するものなり。我軍衛は之を默視するを肯んせず、十一月四日を以て、廣島大本營より野村內務大臣に宛て、右の三名は重要なる戰時禁制人なり、直に英船ゲーリック號より拘引すべしと電報あり。然るに該清國人に關して無論何等の故障の生ずべき答なければ、領事裁判管轄の存在する間は、我政府が歐米國人の身體を拘引し、若くは船舶を繫留する

ゲーツク
の臨検
英國公使の
抗議

爲め、普通行政の處分を以てするは平時と戦時との別あるに拘はらず、必らず多少の紛議を惹起するの虞あり、寧ろ之を軍事處分に一任するに如かずとし、直ちに伊藤總理に其旨を發電したるに依り、十一月五日横濱に於て我海軍武官は英船ゲーツク號に臨検したり。然るに右清米國人は其前日佛國郵船シドニー號に轉乘し、既に神戸に向て出帆したる後なれば、此英船の臨検は表面儀式に止まりたり。然れども在東京英國公使は、尙ほ之を不問に措く能はず、同月八日を以て日本政府が英國の商船に臨検したるの辯明を要求し、且つ該船は今中立港に向ひ航行するものなるに、日本政府が之に對し臨検したるは最も不法の處置なりと抗議せり、因て我政府はゲーツク號は、桑港より一の清國人と共に同伴したる外國人二名を乗せ、横濱に入港せり、然るに此三名は日本に敵對する行爲を目的として清國に赴くの嫌疑あるものにして、彼等が所有に屬する兵器彈藥等を同船に搭載したるの疑あるが故に、日本海軍士官は該船に檢せり、而して來意に依ればゲーツク號は横濱出帆後、中立港に向て航行するの故を以て、日本政府は之に對し檢問の權を有せざるものと云ふ、是れ帝國政府の首肯する能はざる所なり、况んや該船の積荷中

轉じて佛國
との交渉と
なる

には、上海陸揚の荷物最も少からず、該船の仕向港が中立港たる香港なりとの一事を以て、帝國政府が交戦國として有する權利の上に消長を來する者に非ずと信ずと回答したり。英國公使は此回答に満足せず、其後連續して論難往復を重ねつゝある間に、本件は轉じて佛國との交渉となれり、其所以は右戦時禁制人たるの嫌疑ある清米人が、佛國郵船シドニー號に便乗して、神戸に寄港したるとき、同港に碇泊し居たる我軍艦筑波艦長は、直に該船に臨検し、彼等三名の間に締結したる契約書を沒收し、且つ彼等に上陸を命じて、之を拘引したり、而してシドニー號船長の言ふ所に據れば、船長は全く其事實を知らず、右三人に便乗を許したる由なるを以て、同船は之を開放したり。然るに在東京佛國公使は、林次官に面し痛く本件に關する日本政府の行爲を非難し、且つ之れが辯解を求めたるを以て、同次官は「本件は元軍事處分に出でたるを以て、未だ詳細の事情を確知せざれども、必竟戦時禁制人を意味する爲めに、中立國船舶に臨検するは交戦國の權利に於て、誠に已むを得ざる次第なり」と答へたり、我政府は在佛國會根公使に向て「在東京佛國公使は、シドニー號事件に付大に抗議し、本國政府の訓令を乞ふと云へり、因て時機を見計ひ、其政府に

説明し、日本政府が拘留したる人員は、軍事上我敵たる位置資格を具有する者なり、日本政府は之に對し、自衛手段として交戦國たる権利を行ふの已むを得ざるに出たり、(第一)清國が備用したる人物の技術は特別なる軍事上の技術なり、(第二)日本海軍が右三名を捕獲したる船舶は、一の交戦國の港(日本神戸を指す)より他の交戦國の海に航行する途中に在り、(第三)右三名の捕獲は交戦國の港内に於て之を執行せり、右等の理由なるを以て、日本政府の處置は國際公法に準據する所たるを疑はず」と附言せしめたり。而して此間筑波艦長が捕獲したる清國人は、無論戰時捕虜として之を取扱ひ、他の米人二名は彼等をして日清兩國の平和克復に至る迄は、決して清國に旅行せざるべし又爾後清國政府と彼等の契約をも爲さざるべしとの旨を宣誓せしめ、之を放還したり。佛國政府は此回答に満足したるものゝ如く漸く釋然たるを得たり。

次に起りし問題は益生號事件、即ち明治二十八年四月九日清國直隸省太沽沖に於て日本軍艦筑波は、印度支那汽船會社の所屬益生號に臨檢したることこれなり、是れ實に日本政府が交戦國正當の權利を執行する機關として、捕獲審檢所を設けたる

益生號事件

目的に對し其審檢の爲め拘引したるは此一件に止まりたる者とす、該船に臨檢の結果、清國書籍と稱したる偽造荷物中、戰時禁制品あるを發見せるを以て、筑波艦は同船を在佐世保捕獲審檢所に拘引し、正式裁判を経たり。右偽造荷物は、船長及該船所屬會社が初めより戰時禁制品たるを知らず、單に普通の荷物として搭載したる者なりとの疑を以て、其戰時禁制品は之を沒收し、該船長を解放せり。而して右荷物は、在上海獨逸商人の所有なりと云ひしも、本件に關して英獨兩政府とも、何等の抗議を提起し來らず、而して日本捕獲審檢所が、其一部に對する檢定要點は「該船益生號は英國倫敦の印度支那汽船會社の所有に依り、即ち中立國の船舶なり、而して現に搭載せる連發銃用裝彈筐、即ち戰時禁制品は、在清國上海獨逸國アール、デルヒ會社より同國天津に向け發送せるものにして、其數價格共に全搭載物の一小部分に過ぎず、且つ戰時禁制品たる連發銃用裝彈筐をチャイニスブックと稱したる點に付きても、益生號の所有主又は代理店若は船長に於て捕拿を免る爲、故らに詐稱し、若は其詐稱を認容したりと認むるに足るべき形跡なし、又目錄に在る貨物は、敵國人民の發送に係るも、性質上戰時禁制品にあらず、只其所有主は戰時禁制品と所有主と

同一たる證據なく、其中用法に依り、戦時禁制品と爲すべきものも、果して敵國の陸海軍に到達すべきものと認むべき廉なし、凡そ敵國港に到達し、若は寄港する中立國の船舶にして、現に戦時禁制品を搭載する者あるも、禁制品の數量他の搭載貨物の全部に比し、一小部分に過ぎざる時は、船舶所有主は禁制品の所有主と同一なるか、又は船舶所有主若は船長に於て、詐偽の所爲あるに非ざれば、單に戦時禁制品のみを捕獲とし、船舶及非戦時禁制品は之を解放すべきは、國際公法の通理なり、又敵國人民の所有にして、中立國の船舶に搭載せる貨物は、戦時禁制品なるか、若は非戦時禁制品なるときは、戦時禁制品と同一の所有主に屬する場合の外、捕獲と爲すべからざるも、亦國際公法の認むる所なりとす、以上の理由なるを以て、英國汽船益生號及別封目録の貨物は、捕拿の適法なるに拘らず、捕獲となすべきものに非ずとして之を解放す」と云ふにあり、此檢定の要點は、(一)其數價格と共に全搭載の一小部分に過ぎず、(二)捕拿を免るゝ爲め、故らに詐偽し、若くは其詐稱を認容したりと認むるに足るべき形跡なし、(三)敵國人民の發送に係るも、性質上の戦時禁制品に非ず、(四)其所有主は戦時禁制品の所有主と同一たる證據なし、(五)其中用法に依り、戦時禁制

品と爲すべきものも、果して敵國の陸海軍に到達すべきものなりと認むべき廉なしといふに歸す。然れども、戦時禁制品の北京號に轉載せられたるの事實を考究せず、唯單に禁制品の數量他の貨物に比して甚だ少量なりと云ふに過ぎざるは、妥當ならざるに似たり、又船長が其船舶に搭載せる貨物の性質を全く知らざるか、又は知らずと詐稱するも、之を以て戦時禁制品を運送せし辯明となすを得ざる可し、尙ほ事實上三點以下の檢定正確ならざる者あり、加之船長は其發見せられたる當時已に貨物は他の船舶に在りて益生號に搭載せざる所なるを以て全部若くは一部たりとも、責任を負はずといふも、最終なる敵國の陸揚地に到着する前、中立港に於て戦時禁制品を他に轉載したるの故を以て、航海を中斷したるものと爲すことを得ず、由て益生號は其船内に残りたるものと既に積卸したるとに論なく、總ての戦時禁制品に對し、全く責任を負はざるべからざるなり、况んや其積換へたる北京號は、一の荷船たるに過ぎざるをや。

日清間の戦役終り、日本が臺灣の匪徒討伐を行ひつゝあるとき、テールス事件なるもの起れり。當時新聞の所報に據れば、十月二十日吉野八重山二艦、海上を巡遊し

テールス號
事件

つゝありし中、一隻の商船英旗を橋頭に翻へし、安平港より出で來れり、テールス號是れなり、八重山は直ちに端艇を出して、之を臨檢せしに、船中支那人千五百餘名あり、敵の敗兵たると明かなれども、武器を所持せざるを以て八重山は直に之を解放し、歸りて之を旗艦に報せり、旗艦は八重山の報を得るや、直に又命令を下して再び追躡し、嚴密なる臨檢を行ふべきことを命じたり、蓋し此の如き奇怪なる乗客を有する汽船を尋常一様の臨檢にて放還すべき謂はれなきを以てならん、八重山命を受けるや直に舵を西に轉じ、テールス號の跡を追躡せり、時に午後五時、テールスの臨檢後恰も二時間を経たり、八重山の高速力を以て、尋常一様の小汽船に追躡せんは甚だ容易のとなれども、日は早や西に沈みて、暮色海面を蔽ひ、萬國信號旗用を爲さず、夜に入りて追及し得たりとするも、信號すべき方法なきを以て、八重山は少しく航路を變じて直に廈門を指して進航し二十一日の午前十哩の所に達したり。斯て八重山は海上に在てテールス號の來るのを待ち受けしに、果然黎明テールス號は、全速力を以て港前に來れり、八重山は直に命じて其進行を停止し、八重山副長士官六名水兵若干を率ひて、該船に赴き、船長に命じて乗客一同を甲板に整列せしめ、一々劉

八重山再臨
檢を行ふ

英國の抗戰

永福の寫眞と對照して善く之を檢閱すると十時間の長きに及べり、而して又一方に於ては士官水兵を分ちて、下甲板其他を搜索したるも、劉を見ず、唯下士官程某、及兵士六七名のみは證跡舉りたるも、他は之を確認すべき證なきを以て、遂に之を解放し、廈門に入港することを免許したり。英國政府は其公使に訓令を傳へ、直に抗議を提出し、『英國汽船テールス號八百人の船客多くは婦人小兒を乗せ、十月二十日臺灣を出帆せしが、翌朝來廈門を距ると十五海里の處に於て、日本國巡洋艦八重山の爲に進航を止められたり、而して該艦長は搜檢の爲め、其船員を該汽船に派遣し、七名の乗船員を汽船より連行かんことを望みたるが、船員は之に對し抗議を申入れたり、是に於て該艦長は二名の士官を乗船せしむることを主張し、十時間乃至十二時間該船を抑留したる後、其請求する所の者等を拘留して、廈門管理の日本國領事の指圖に従はしむべき條件を以て、該汽船の廈門に航行することを許せり、我領事は勿論日本帝國巡洋艦長の請求する所の者共を引渡されしとのことを要求し、各引渡済の上にて右の者共を釋放せり、今や本公使は日本政府より日本軍艦が、大洋に於て英國船の進行を停め、且之を搜檢抑留したるに付き、如何なる辨明を與へ

第五編 最近に於ける極東全政局の上に研究せられたる國際法問題
第一章 日清、北清、日露戰役に於ける國際法問題

らるべきや日本政府に向て質問すべしとの訓令に接せり」と。事實に於ては劉永福及其將卒は、此船に由て逃走したるなり、然るに日本政府は、右出來事に關する事情に付き、充分の報告之なしと雖も、帝國政府をして該出來事は、大洋に於て起りたる、及當時テールヌ號は臺灣より清國厦門に向つて航海中なりしとの事を、認定するを得せしむる丈の事實は充分相分り居れり、既に授受したる簡短の報告に依り察するときは、帝國政府に於ては、前記の苦情を招きたる處置は、訓令の誤解に出でたるの結果なりと信用せざるを得ず、然れども當然の事情如何は全く措きて之を論せず、取敢ず帝國政府に於ては該處分は全く國際公法の許さざる所なるを茲に承認す、因て帝國政府に於ては該出來事の起りたるを深く遺憾となし、テールヌ號の受けたる損害に對しては、充分の補償を與ふ可し」と答へたり。今本件を按ずるに、先づテールヌ號は中立國の義務に背反したる嫌疑あり、果して然りとすれば、日本軍艦の行爲は交戰國の權利を執行したる者なりとの問題を生ぜざるべからず、若し此場合に於て少なくとも中立と同様の義務あるものとすれば、英艦の行爲は中立義務に背きたるものにして、公海に於ても之を臨檢搜索するは交戰國の正當

日本政府英
國の抗議を
承認

の權利なりとすべし、然れども此臺灣匪徒征伐は交戰なりや從て他の外國には中立の義務ありや、英船が果して劉永福を乗せ居りたるは、是を以て中立義務違反の所爲となすべきや、また國際法上交戰の地點と云ふべきや否やは一の疑問なるも、兎もかく實際に於て、日本軍に抗敵しつゝある戰は之を認めざるべからず、從て少なくとも中立同様の義務を守らざるべからざるものと推定し、軍人の運搬は戰時禁制行爲の一にして、之を爲したる中立國の船舶は即ち其中立義務に違反したるものなり、現に劉永福は日本に抗敵する敵人中の巨魁なるを以て、其戰時禁制の一たるは勿論なるべし、然れども軍人の運送を戰時禁制の行爲となすには、通常之を敵國の港灣に運送する場合多きが故に、今此清國の港灣に向つて輸送したるものも、尙ほ戰時禁制の行爲となすべきや、且つ劉永福の乗船は必竟逃走に外ならざるものなるを以て、是尙ほ軍事の目的を於て旅行を爲すものと爲し、之を乗せたる船を中立違反の行爲と爲すべきや、他の一方の交戰國に不利益なる軍事の目的ある場合には、必らずしも敵國の港灣に向ふものに拘らず、或は中立港灣双方の間に於てするも、或は敵國の港灣より、中立國の港灣に向ふものとするにも、等しく中立違反

なりと云ふを得べく、事實の見解に依ては、劉永福の逃亡を以て軍事の目的に出たりと爲すを得、又其目的に出でずと爲すことを得べし、隨て若此逃亡は劉永福が再舉反抗を圖る爲めの目的に出でたりとすれば、無論軍事の目的より成りたるものと爲すべきを以て、之を差押ふるは、日本軍艦の相當の行爲と謂ふを得べし、若し又劉永福を乗せたる船を海賊船と看做し、之を追跡して捕獲することを得べきやとの問題の成り立たざるにもあらず、然れども一國の反徒が、兵力を以て一の船を奪ひ、之に乗込みたる時に始めて之が討伐に従事する一國の政府は、之を海賊視し、其海軍を以て追及し、之を捕獲する権利あり、若し劉永福にして、兵力を以て之を奪ひたるにあらずとせんか、此問題は成立せざるなり、若し又該船は反徒を助くるものにして、時機切迫し、日本は即ち其害を受くるを以て、其軍艦が之を追躡したるは、自國の防衛權を行ひたるものなりとせんか、凡そ國家の安寧に關して、時機極めて切迫したる場合には、自國の防衛權に基きて、非常手段を用ふることは、國際法上に認むる所なれども、劉永福が單に逃走したる場合、船舶が之を乗せたるに過ぎずとすれば、之を目して危害切迫せりと言ふべからず、若し又一個の犯罪人として、劉永

福を捕へ得べしとせんか、領海内に於ける外國商船の犯罪には、其の所屬國の法權を以て之を支配するを通則とし、之に反し公海に於ける犯罪は商船内と雖、其船舶所屬國の法權獨り之を裁判するを原則とし、其例外に於て外國の船舶が領海内に於て罪を犯したる場合は、領海に於て既に其追及に着手し居らば、之を繼續して公海に到り、之が捕獲を爲し、之が裁判を爲すを得べし、故に今劉永福が日本に對する一大犯罪人なる以上、之を知て乗船せしめ、之が逃走を圖る船舶には、罪人藏匿又は收容の罪あり、而して領海内の犯罪に對して、既に領海内より追及を始めたる者なるに於ては、公海に於て之を停船して、臨檢搜索をなすは決して不都合にあらず、又若し此犯罪を知らざるにもせよ、既に之を乗せ行たる事實あり、充分に犯罪の嫌疑ある場合には、之が臨檢搜索を爲すは、素より其權利なりとす、故に八重山艦の行爲は國際公法の許さざる所にあらざるなり、日本政府が之を以て國際公法の許さざる所なりと決定したるは遺憾とすべきことなり。

尙ほ茲に附記すべき數件あり、戰役開始の當時英國政府は上海に於て用兵の働作を爲さざることを希望し來り、此不透明なる提議に同意したる爲め、日本政府は少

第一編第一章
駐留保照
文參照

なからざる不便不利を招きたり、又た朝鮮京城及仁川釜山元山の開港場を局外中立地と爲すことの議、在朝鮮各公使の間に起りしとき、大島公使之を辯駁して『京城駐兵の特権は日本帝國が明治十五年の濟物浦條約に由りて定むる所なり、天津條約に依りて一時撤兵したるも、毫も歸得の特権に於ては差異あることなく、必要の場合には何時にても駐兵するを得ること、其の特権なり、假令不幸にして一旦開戦の場合あるも、京城を以て局外中立地と爲すが如きことは是れ日本の特権を侵害するものにして斷然同意する能はざる所なりと云ひ、又『釜山、仁川、元山の三港に於ては、未だ特定の條約なしと雖、若し仁川を以て中立地と爲さんか、我帝國京城駐兵の特権を奈何せん、軍器糧食の運輸一に仁川を経由すべきものなれば、此の地にして中立地たらしめんか、京城の駐兵又其効なきに至らん、故に各開港場を中立地と爲すことも同意する能はざるなり』と論破せり。又日本軍は燈臺を以て中立國船舶の航海に關係ある以上は、其性質の如何を問はず、之を舊時の如く維持するの義務ありとしたり、旅順口に於ける老鐵山の燈臺、及山東角の燈臺に對する處分の如き是なり、又中立國の通商を保護するの主義に據り、營口占領の後、同港の貿易に保

護を加へ、關稅の如きも増徴するが如きことを爲さず。又中立國の宣教師にして交戦地内に立入るものは、日本軍は之れを特別保護の目的となし、海城、牛莊、營口等に於て之を實行したり、又日本軍が芝罘を占領せんとするの說あるや、英國艦隊司令長官フリーマンントルは、其中立説を主張せんと試みたり、然れども芝罘の如き、に在留せる外國人が、戦争の危害を免れんとするも中立の義務を完うするの權能なきなり、芝罘に於て清國政府は、其兵員を募り、租稅を收め、軍艦の機裝糧食の輸送を爲し居るも、在留外國人は之を制止すること能はず、要するに芝罘は清國の一の地方にして、獨立せる一國にあらず、従て獨立の權能を以て中立の義務を完うすること能はざるなり。

其三 旅順口に於ける屠殺問題及威海衛に於ける
丁汝昌降伏問題

國際法提要第九條に曰く『左の諸事を禁制す、降服を請ふもの、又は戰鬥力を失ひたるものを傷殺すること、及救命を與へざるの宣告を爲すこと、但し此宣告を爲す軍隊に於て、自ら救命を請はざる旨を宣告する場合も亦同じ』と、日本軍此禁制を犯し

旅順に於ける屠殺問題

第五編 最近に於ける極東全政局の上に研究せられたる國際法問題
第一章 日清、北清、日露戰役に於ける國際法問題

たるや否や、旅順口の役は實に之れが疑問となり、其事の正當に明知せられざる爲め、外國人側に於ける論評甚だ少なからず、ホルランド博士は曰く『旅順口占領數日間、に於ける日本軍隊の舉動が忌むべき殘忍なりしことは疑を容れざる所なり、願ふに旅順の天險要塞が始めて日本軍の手に陥りたる當日に於ける殺戮の事は、是れ大に恕すべきなり、何となれば同港陥落の初日に在りては、軍服を脱して通常市民の服裝を爲す所の多數の支那人、若くは武器を所持して市街各所に潜伏し、彼等假令口には暫時の歸順を唱ふるも、日本軍より之を見れば、危険亦少なからざるが故に、武斷的處分を行ひ、之を殺戮したるの行爲は、是れ近世歐洲先例の可認を経たるものなきにしもあらざるを以てなり、然れども此可認は、單に初日に限られざるべからざるを見るなり、たとへ日本人が其前日支那兵の爲めに慘殺せられたる、其兄弟又は親友の死屍の市街に横はれるを見て、憤激自ら禁する能はず爲めに、復仇的に此行爲ありたりとの寛恕説の立たざるにあらざるも、日本軍の將校兵員は、其寛恕せらるべき範圍限程を超越して之を行ひたるは、實に日本の不幸なりと謂はざるべからず、旅順陥落の最初の日より後四日間、に於て、同市の支那人民非職員た

る平民、男子及兒女迄も虐殺したると外なからず』と云ふ、尙ほ其結論に於て『日本は其旅順口に於ける痛惜すべき蠻行の外は』との一語を提説したり、此は明識宏達の公法學者なりと雖、右の一説は是れタイムス其他新聞雜誌の記事に憑據して立論したるものにして、氏の爲めに惜まざるを得ざるなり、蓋し當時這種の論評を總括すれば、自ら三點に歸着するを見るべし、即ち(一)明治二十七年十一月二十一日に於て、平和なる人民と敵の兵士とを分別せず、一混して之を襲撃したり、(二)日本軍は二十一日の一戦を終り、其の後に於て既に戰鬥力を有せざる敵の兵士を殺戮したり、(三)市街の民屋に於て財物を掠奪したりと云ふに外ならず。大山第二軍司令官が此三點(即ち大本營の質問も此三點なり)に對し、答辯したる要旨に依れば、二十一日に於て市街の兵士人民を混一して殺戮したるは實に免れ難き事情に由れり、旅順口は敵の軍港にして、市街は多くの兵員職工より成り、敗餘の敵兵家屋内より發銃し、又毎戸に兵器彈藥を遺棄しあり、加ふるに我兵の同市に進入せしは、薄暮なりし事情を一考せば自ら明かなるべし、而して二十二日以後捕虜の中に於て殺戮せられたる者これありたるも、此等は皆頑黨にして、或は抵抗し或は逃亡等を計りたる徒

大山司令官
の説明

を懲戒する爲め、萬止むを得ざるに出でたるのみ、人民の財貨を掠奪したるとは、全く無根なり、但し當夜同市に投宿したる軍隊の其の宿營用具を徵用したる事實はこれあるべきも、財貨の掠奪に至りては斷じてこれ無し(有賀博士日清戰役國際公法第七章第二十八節參照)と、是に由つて之を觀れば、單なる所報に由りて立論したる論評の正鵠を得あらざりしを知るべきなり、當時高橋博士は海軍國際法顧問として嚴島艦上に在りて、旅順口攻撃の状況を目撃し、其著書に斷定して、旅順口の襲撃に關しては一も耻つべき行爲を視ざりしことを明言するに踟躇せずと云ひ、且つ曰く「抑も戦争なる者は嚴正なる道德家に取り殘忍なる所業として最も厭ふべきものなるべしと雖、之を要するに必要なる場合に方り、決して避くると能はざるものとせば、其敵兵を殺戮するが如き、亦必然の結果として避くるとを得ざる可し、而して殺戮の多寡に至ては、一に其當時の状況に依て決せざる可からず、之を歴史に徵するに敵軍の襲撃に依て、甚だしく殺戮せられたる戦争の實例亦決して少しとせず、加之開明諸國の戰史、殊に此等の諸國が未開國に對する戰史を緝て、詳かに之を點檢せば、吾人は彼の最も怖るべき屠殺に就て、多くの先例あるを見ん」と論破したり。殊にニウヨール

ク、ウオールド新聞通信員クリールマンの架空の電報、即ち日本水雷艇が難を避けんとする男女小兒を載せたる支那船を撃沈しつゝ、波を蹴て進航せりと載せ、又痛く畏怖せる人民を塔載せし、十艘の支那船は撃沈せられ、海面は溺死者を以て充滿せりと記したるに對し、餘蘊なく其虚報たることを論破したるは痛快なりと謂ふ可し、而かも此虚報は意外の邊りに影響を及ぼし、當時進行中なりし日米條約改正調印の上に至大なる障害を與へたり。

威海衛に於ける丁汝昌降伏問題

大山、伊東、司令官の提督の決心

日本軍が海陸協力して、威海衛を攻撃するや、提督丁汝昌死守して降らず、是に於て大山第二軍司令官、伊東聯合艦隊司令長官連署して、書を以て降を丁汝昌に勧めたり、丁提督此勸降書に接し、感慨涯りなく、二月十二日其幕僚程璧光を遣はし、砲艦橋上に白旗を掲げ、書を伊東司令長官に致し「本職は艦沈み人盡くるに至る迄、決戰の覺悟なりしも、今は麾下の生命を保全せん爲め、戰を停め、隨て現存する所の船隻及劉公島及砲臺に在る軍器等を献納す、唯願くは水陸兩軍に従事する、中國の官員兵勇及び人民等の生命を殺傷せらるゝことなく、各自に島を離れ、歸郷する恩典を與へられんことを切望す」と答へたり。伊東司令長官は、即ち「貴答領承す、明日を以

て其艦船砲臺其他總ての軍用品を收納すべし、其上にて我軍艦の一隻を以て、貴書指命する所の人員を足下と共に、双方の便宜なる土地迄護送すべし、英國艦隊司令長官を以て保證とせんとするの一事は、軍人として貴下の名譽を信せる上に於て、其必要なしと信ず」と答へ、明朝十時迄に更に決答せんことを要求したり、丁提督心已に大に決する所あり、清曆一月二十二日に右引渡をなすことを答へ、終に自截したり。故を以て伊東司令長官は、更に書を清國艦隊代表士官に宛て、降伏規約に調印せんことを求め、二月十四日午後二時清軍の代表者道臺牛昶炳、及艦長程璧光は、伊東司令長官と協議して之に調印したり。其第一條に於て、此規約に依り、送還せらるべき清國士官、及外國士官及相當官の官職姓名を差出さしむることを定め、第二條に於て海陸軍の士官たる清國人及外國人をして、日本と清國との間に現在の戰爭に再び自ら與らざることを書面を以て宣誓せしむることを定め、第三條に於ては、在劉公島の武器彈藥は、一定の場所に貯藏し、其場所を日本軍に通知し、其兵員を一八九五年二月十四日(清曆一月二十日)午後五時より起り、同十五日正午迄に竹島に上陸せしめ、一八九五年二月十五日(清曆一月二十一日)正午より日本の護衛兵

降伏の規約

をして現に威海衛附近を占領せる、日本軍の戦線に護送せしむることと定め、第四條に於て責任を以て威海衛に於ける、清國艦隊を代表する士官をして、各軍艦及砲臺を引渡し、の爲めに數組の委員を指揮せしむ可し、是等の委員は一八九五年二月十日正午以前に於て、其擔任の船艦砲臺及其内に現在する大砲小銃等の兵器の目錄を差出すべきことと定め、第五條に於て清國海陸軍兵員たる支那人及外國人は、一八九五年二月十六日(清曆一月二十二日)正午より第十條の規定に依り、港外に航行する康濟號に投じ、威海衛以外に退去することを許さることと定め、第六條に於て退去する清國海陸軍の士官、及外國人に携帯を許す物品は、私有動産(武器を除く)に限り、且つ必要と認むるときは點檢を行ふべきことと定め、第七條に於て、劉公島土着の人民は、成るべく引續き在住せしむる様に勸告せしむべきことと定め、第八條に於ては一八九五年二月十六日(清曆一月二十二日)午前九時より劉公島に上陸し、砲臺軍用品を受取り、また各軍艦受取に着手す、然れども伊東司令長官は此談判決了の後何時にても必用を生ずるときは、我軍艦數隻を港内に入るゝの權利を有す、清國海軍士官たる清國人及外國人は、一八九五年二月十六日(清曆一月二十二日)

第五編 最近に於ける極東全政局の上に研究せられたる國際法問題
第一章 日清北清、日露戰役に於ける國際法問題

午前九時まで、各其船内に在るも妨げなし、但し現在の清國海軍兵員は、一八九五年二月十五日(清曆一月二十一日)正午、即ち陸兵上陸の後より上陸を始め、陸兵と同一の陸路に依り、日本軍の戦線外に護送すること、定め、第九條に於て、老幼、婦女及其他非戦闘者にして、退去を望むものは、支那船に乗込み、一八九五年二月十五日(清曆一月二十一日)朝より始まり、港の東西口に於て、日本の水雷艇或は蒸汽船に乗込める海軍々人の檢閲を受けたる後退去を許すべきこと、定め、第十條に於ては、伊東司令長官は邦國の爲めに義務を盡したる丁提督の亡靈を慰する爲めに、汽船康濟號に限り、之を受取らずして、威海衛に於ける清國海軍を代表する牛道臺の自由處分するに任すべきに付き、丁提督以下の柩は、一八九五年二月十六日(清曆一月廿二日)正午より、一八九五年二月二十三日(清曆一月二十九日)の間に於て、同號に乗込み港外に輸送せられるべし、此康濟號は兵船として艦装せられざることを保證する爲め、一八九五年二月十五日(清曆一月二十一日)午前に於て、日本海軍士官の檢閲を受く可きこと、定め、第十一條に於て、今後に於て威海衛に在る清國海陸軍は、日本の海陸軍に向て抗敵を爲さず、若し抗敵を爲すときは此規約は全く無効に歸すべ

く、日本の海陸軍に於ては直に戦闘を再始すべきこと、定めたり。此の如く艦隊が、條件を約し、其根據地及艦隊を組成する船艦を擧げて敵に引渡し、此根據地には兵員人民あり、而して降服を約したる艦隊司令長官が、其降伏條約の實行前に自盡したるが如きは、蓋し未曾有にて前例なき所なり。

然るにこゝに附記すべきは、此際彼のシドニー號事件に於て、宣誓解放したるカメロンが再び茲に在らんとは、實に日本軍の一驚を喫したるところなり、彼は佛國郵船シドニー號に轉乘して神戸に入り、捕拿せられたる後、清國政府の役務に任せざる旨を宣誓し、而して解放せられたるものなるに、再び威海衛に來りて、其宣誓を破りたり、此の如きものは死刑に處せらるべきを以て通例とす、唯彼は此時は前名を隠し變名してジョージ・ハウイーと署名したり。日本軍に在ては之が處分を討議したる末、之を大本營に護送し、大本營に於て彼を廣島營内の獄舎に投じ、講和條約成るの後再び彼を放還したり。ウエスレーキ博士が高橋博士に寄せたる書の一部に於て、之を論斷して曰く、『丁汝昌の書東は甚だ簡單なるを以て、凡ての場合を豫想して書したるものと爲す能はず、唯何人とても敵手たるが爲め、又は敵國の軍役

に従事したるが爲めに虐待せられざらんことを希望したるに止まり、伊東中將の之に許諾を與へ、其國籍に依りて性質上單に敵人たるか、又は敵の軍務に従事したるものなるかを問はず、凡て其爲したる結果より免除すべきこととなりたる時に於て、始めて其効果を生じたるものなり。而してカメロンは其従事したる職務の抗敵たる性質を有する點より、獨立して別に所罰せられざるべからず、彼は神戸に於て、其計畫並に目的が日本の敵國たる清國の爲めにするものなりとの故に依り、戦時に於ける捕虜として捕拿せられたりと雖、誓約を爲したる上解放せられ、而かも其規約を破りたるものなり。余の所見に依れば、彼の威海衛に於ける降伏規約は、此の如き彼が行爲の結果より赦免せらるべき權利を彼に與へたるものにあらずべし、果して然らば此等の結果は如何にすべきや死を以て彼を罰することを「得ず」と云ひ、捕虜の死刑に處せらるべき場合を論じたる末、彼を死刑に擬すべからざるを説き、其適當なるへき處置は平和の回復に至るまでは刑事犯罪人の如く、嚴重に入獄せしむるにありとなせり。而して之れが爲めに生ずる「外國人が規約を破りたるは、日本の法律に於ける刑事上の犯罪人にあらず」との論難に對しては、同

意すべからざる所以を論じ、其末段に於て「要するに、彼は自ら抗敵者たらんとしたるものにして、正しく戦律に依り支配せらるべき者とす、故に神戸に於て捕拿せられたるは、戦律に従ひたるものにして、日本の法律に依りたるにあらず、依て彼が誓約を爲し、並に之を破りたるに關しても、尙ほ戦律の下に在りて、日本の法律の下にあるべきものにあらざるなり」と論結したり。高橋博士の説に依れば「今カメロンの場合に於て見るも、若し日本軍司令官が彼を發見せし威海衛に於て、交戦國の權利を施行して銃殺せしならんには、一も議論は起らざりしならん、事實外國人の誓約違反者に關して、何等の規定なき日本に送致したりし爲め、種々の議論を生ずるに至れり。然りと雖、國際法上カメロンに對する日本の地位は、彼の日本に來りたるが爲め、毫も變ずることなく、日本は交戦者として威海衛に於けると、將た日本に於けるとを問はず、等しく彼を罰する權利を有することを最も注意すべきの點なりとす」とあり。以て當時カメロンの處分は一の難案たりしを見るに足る可し。

第二節 國際法上より見たる北清事變

及事變後の清國

北清事變に於ては、或る特別な國際法上の問題として攻究す可き價值あるものなきを以て、一般的に列國の要求が、國際法上に如何なる性質を有するやを約説すれば足れり。

領土の貸借

第一に於て注意すべきは、領土の貸借也、獨逸の膠州灣に於ける、露國の旅順口大連灣に於ける、英國の威海衛に於ける、契約關係は、其貸與せられたる土地にして、再び所有者の手に復するのとき、其條件を如何すべきやを約定せざるのことこれなり。是れ必竟借地を得たる一強國が、其契約の當時に於て、其還付の條件を定めざるは、此契約が單に一の形式に過ぎずして、割讓の性質たるを知るに依る者なるべし。第二に於て注意すべきは、政治上の勢力範圍なり、甲乙二國ありて、丙國の領土に關し、其勢力範圍を定むるものにして、丙國は之に與からざるものなり、日清戰役の結果は種々の變局を生じ、終に所謂勢力範圍なるもの、定立せられたるを見る、而かも商業上の勢力範圍も政治上の勢力範圍と相表裏して劃定せられ、商業上の事項以外に逸出せざるを以て政治上の勢力範圍と異なれりたり。第三に於て注意す

政治上の勢力範圍、商業上の勢力範圍

商業上侵入の領域

べきは商業上侵入の領域なり、甲國は土地を領有し、乙國は之に對し鑛山採掘の權又は鐵道布設の如き特定の事項に付き、格段なる權利の讓與を約定するものこれなり、この種の條約は往々にして、保護關係を生ずるものとす。尙ほこゝに注意すべき一事は、膠州灣事件の原因たる牧師の被害の如き、之れに依りて被害國が強求したる報償と擔保とに對し、他の強國も亦之が均勢の爲めに強求を行ふに方り、或は之を藐視し、又其均勢を保たんとするに至りたるは、國際法上の均勢論にあらずして、二個の強國が第三國に關せず、唯自家の均勢を求めたるに過ぎざることこれなり。第四に注意すべきは不割讓條約これなり。即ち甲乙二國が乙の領域が或る限域を立て、其限域地は他國に讓與せざることを、乙國より甲國に對し立約することこれなり。楊子江の沿岸に於ける英清條約、福建省不割讓に於ける日清間條約の如きこれなり。

不割讓條約

更に北清事變に於ける特殊なるもの、一として、同文公書に付き一言せざるべからず、第二篇第三章に於て述べたるが如く、同公書は二個の規定を有せり、即ち一は賠償問題他は將來の擔保問題にして、重きを擔保問題に置けり、第一に獨逸公使

北清事變に於ける日文の公書の二個の規定

男爵ケットレルの清國官兵の爲めに殺害せられたること、第二に外國公使館包圍攻撃を受けたる爲め派遣軍隊の到着に依り、僅かに身を以て免れたると、第三に日本公使館杉山書記生を始めとし、北京及各省に於て、外國人の殺害に會したると、第四に各國人の墳墓發掘等の亡狀を數へ、是等の罪惡を報償せしめ、且其再發を防止せしむるに必要なりと認むる點に於て、改易し難き條件を提出し、清國の獨立主權及自衛權に對する制限を加へ、元凶に對し、嚴重の刑罰を課し、外人被害の各市街には五箇年間其科擧を停止し、總督巡撫以下地方官吏の進退に關し、嚴重の條件を附し、其他接見儀式の變更、總理衙門の改革、兵器彈藥の輸入禁止、砲臺破壞の強求及外國兵の公使館護衛等を規定せり。又賠償金の要求は、同文公書第六に於て前項の賠償を支辨し、且つ公債の擔保を行はんが爲めに、列國の承認すべき財政制度を清國に行ふべきことと定めたり。蓋し清國をして實際に支辨せしめんとする額を定むべき問題は、頗る難事に屬したり、清國が千八百八十七年より千八百九十九年に亘り、海關稅、鹽稅、釐金稅及蘆漢鐵道を擔保としたる公債額は五億八千七百餘萬に上り、之れが爲め毎年支拂ふ所の利子は三千餘萬に達し、其償還年限の切迫せる

ものは、千九百二年にして其遠きものは千九百四十五年なり。今や此事變の賠償の爲め、各國が清國の狀態に顧る所なく、其將きに要求せんとする所を擧げて之を課せんとするは、其難きを清國を責むるに似たり、是を以て四億五千萬兩と定められ、其財課は常關々稅の收入、海關收入の剩餘鹽稅收入、輸入品に對する現行稅率に五分を増加することと定められたり（講和談判參照）。此公書に於て清國の當さに要求を試むべかりしことは、列國が清國に對して個々に約束を要求することを得ずとの擔保的一條を加ふべきことたりしなり。

第三節 日露戰役に於ける國際公法問題

其一 抗敵開始の時期

予輩は第一節に於て日清戰役に於ける抗敵開始の時期を概論したり、日清戰役の場合に於ては、公文として最後通牒は二回に及び、抗敵動作の狀態區々にして明截なる能はず、從て明截に其時期を定めんと欲せば、勢ひ實力接觸の時を以てせざるを得ざるを見たり。今日露戰役の場合を見るに、明白に二月六日に於て外交關係の斷絶を見、又日本艦隊は此日を以て出動したるに拘はらず、抗敵開始時期に關す

抗敵開始の時期

る異論少なからざるのみならず、之に伴つて宣戦なくして戦争を開始する事の當否論さへ生じたり。

日露戦役に於ける抗敵開始期の議論は、之を四種に約示するを得べし、即ち

甲説、外交關係斷絶の時、即ち二月六日午後四時以後は已に實戦に入れり。

乙説、實戦の時、即ち八日夜正子旅順水雷攻撃の時を以て開始とす。

丙説、二月六日日本艦隊佐世保を出發したる時を以て開始とす。

丁説、二月七日午前日本艦隊の進航中、露國東清鐵道會社の商船ロシヤ號を拿捕したるのとき、又は同日午後義勇艦隊アルグーン號を拿捕したるときより開始せり。

との四説に歸せるを見る。要するに戦争は實戦に依りて開始し得べく、而して實戦を爲さんが爲めには、豫告を要せず、外交關係の斷絶と共に、戦闘行爲の開始せらるべきは國際法の認むる所なり。而して外交關係の斷絶の宣言は、其日の何時に於てせらるゝも、其日の全體に被むるものなることを知らざるべからず、一の國際法論者は「外交關係斷絶の通知は、二月六日を以て露國政府に致されたること明な

りと雖、其外交關係斷絶なるものは、同日の何時何分に始まるやに就ては、一の議論を免れざるべし、發布の當日より施行せらるゝ勅令が、縱令其日の夜に至り官報號外を以て發表せらるゝとするも、其施行の効力は當然其日附に屬する日の始まり、即ち其日の午前零時より生ずるが如く、又開戦の布告を以て戦争の開始せらるゝ場合に於て、其布告が夜に至り發布せられたりとするも、其發布せられたる日の初めより交戦状態の成立するものと見做すが如く、外交談判斷絶に關する公文が實際何時何分に於て、關係政府に送致せられたるやに拘はらず、其關係の斷絶は之を宣言したるの日の全部に及ぶべきものと爲すを以て最も適當なりとす」國際法雜誌 第二卷 第六號 第四頁 參照と言へり。又一説に依れば、「若し戦争行爲開始前、宣戦を爲したるときは、未だ實際の戦争行爲なしと雖、宣戦の時を以て開戦の期と爲すべく、又戦争行爲開始後に始めて宣戦を爲したるときは、事實上戦争行爲を開始したる時を以て開戦期とす」と云ひ、之を要するに、宣戦は今日決して必要にあらず、又假令宣戦を爲したりとするも、宣戦前戦争行爲を開始したるときは、其時を以て開戦の時期となすべく、又戦争行爲前に開戦の意思を對手國に表示したるときは、其時期を以て開戦の

期とすべく、隨て其時より戦争の結果を生ず」と言へり。又一説に従へば、戦争行爲に依り、戦争を開始するを得べしと論じ、所謂敵に對する戦争行爲とは(一)非常關係に於て始めて之を行ひ得べきこと、(二)戦争の爲に行はるゝこと、(三)敵に對して行はることの三要件を具備する行爲にして、捕獲か此等の三要件を具備し、敵對行爲の特有要件たる一國の戦闘力の手段に依り、直接有形の損害を被らしむるを目的とするを以て、捕獲は敵に對する戦争行爲の一なること勿論なりと論じ、捕獲に依りて戦争開始せらるべきを説けり。之に反對する者の説に依れば、「今兩國和戰未だ決せざるの時に當り、甲國軍艦が對手國の商船を拿捕し、差押へたりとせば、捕獲開戦論者は之を以て平時の復仇行爲となすや、將た戰時の捕獲行爲と爲すや、後日に至りては其復仇なりや、捕獲なりやの判別は明白となるべきも、差押當時に於ては、如何にして兩者を區別す可きや、平時の復仇行爲なるか、戰時の捕獲行爲なるか、性質曖昧なる該行爲に依り、戦争開始期を定めんとするは、頗る疑なき能はず、凡そ開戦ありて敵國あり、敵人あり又敵船あり、從て敵船捕獲あり、敵船捕獲ありて、而して後に開戦あるにあらず」と論難せり。

中立問題

其二 中立に關する問題

A 清國に關する中立問題

清國に關する問題

明治三十八年一月十三日、露國政府は各國に向ひ、清國の中立違反を列擧し、「開戦の當初、露國政府は交戦地域の局限、並清國中立維持の提議に同意せり、而して右同意を表するに當り、露國政府は清國が中立義務を嚴守すること、並日本が前述の主義を誠實に履行することを必要の條件となせり、然るに開戦以來の實蹟に徴するに、清國が其言質を守るの能力なく、又其意思なきは明白なり、彼の芝罘に於ける驅逐艦レンデルヌイ號の捕獲は、言ふに及はず、清國が日本の利益の爲めに、中立義務を破りたるの例は之を枚擧せんこと極めて容易なり、即ち數隊の馬賊か、中立地帯内に於て日本將校指揮の下に、露軍に對し戦闘行爲を取り居ること、右等馬賊か悉く日本軍に編入せられ、日本政府より給與を受け居ること、並に日本將校か軍事教官として、直隸省北境に於ける清國軍隊に附屬し居ることは、何れも屢々確認せられたる事實にして、又日本海軍が廟島列島を其根據地として使用せること、日本軍隊が芝罘其他の清國沿岸より多量の戰時禁制品を故障なく輸入し居ること、並に